

## 平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	5
第1日（3月5日 火曜日）	
議事日程表（第1号） .....	7
出席議員及び説明のために出席した者 .....	9
再開（開議） .....	9
会議録署名議員の指名 .....	10
審議期間の決定 .....	10
諸般の報告 .....	11
施政方針 .....	13
議案説明	
議案第 2号 石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負 契約の変更について .....	32
議案第 3号 壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について .....	34
議案第 4号 壱岐市行政組織条例の一部改正について .....	35
議案第 5号 壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について .....	36
議案第 6号 壱岐市債権管理条例の制定について .....	37
議案第 7号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正に ついて .....	39
議案第 8号 壱岐市税条例等の一部改正について .....	39
議案第 9号 壱岐市立図書館条例の制定について .....	40
議案第10号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について .....	41
議案第11号 壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について .....	41
議案第12号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について .....	42
議案第13号 壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について ..	43
議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園） .....	43
議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠	

	点施設) .....	4 4
議案第 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設) .....	4 5
議案第 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク) .....	4 5
議案第 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園) .....	4 6
議案第 1 9 号	友好都市の提携について .....	4 6
議案第 2 0 号	新市建設計画の一部変更について .....	4 6
議案第 2 1 号	過疎地域自立促進計画 (変更) の策定について .....	4 6
議案第 2 2 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について .....	4 8
議案第 2 3 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 7 号) .....	4 8
議案第 2 4 号	平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) .....	5 2
議案第 2 5 号	平成 3 0 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....	5 3
議案第 2 6 号	平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) .....	5 3
議案第 2 7 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) .....	5 4
議案第 2 8 号	平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 2 号) .....	5 4
議案第 2 9 号	平成 3 1 年度壱岐市一般会計予算 .....	5 5
議案第 3 0 号	平成 3 1 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 .....	6 1
議案第 3 1 号	平成 3 1 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	6 3
議案第 3 2 号	平成 3 1 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 .....	6 3
議案第 3 3 号	平成 3 1 年度壱岐市下水道事業特別会計予算 .....	6 5
議案第 3 4 号	平成 3 1 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算 .....	6 6
議案第 3 5 号	平成 3 1 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算 .....	6 7
議案第 3 6 号	平成 3 1 年度壱岐市水道事業会計予算 .....	6 8

第 2 日 (3 月 7 日 木曜日)

議事日程表 (第 2 号) .....	7 1
出席議員及び説明のために出席した者 .....	7 2

議案に対する質疑

議案第 3 号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について	7 4
議案第 4 号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	7 4
議案第 5 号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について	7 4
議案第 6 号	壱岐市債権管理条例の制定について	7 4
議案第 7 号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	7 4
議案第 8 号	壱岐市税条例等の一部改正について	7 4
議案第 9 号	壱岐市立図書館条例の制定について	7 4
議案第 10 号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	7 4
議案第 11 号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	7 4
議案第 12 号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7 4
議案第 13 号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	7 4
議案第 14 号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	7 4
議案第 15 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）	7 4
議案第 16 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	7 4
議案第 17 号	公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）	7 4
議案第 18 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	7 4
議案第 19 号	友好都市の提携について	7 4
議案第 20 号	新市建設計画の一部変更について	7 4
議案第 21 号	過疎地域自立促進計画（変更）の策定について	7 4
議案第 22 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	7 4
議案第 23 号	平成 30 年度壱岐市一般会計補正予算（第 7 号）	8 6
議案第 24 号	平成 30 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	8 6
議案第 25 号	平成 30 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	8 6

議案第 26 号	平成 30 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	8 6
議案第 27 号	平成 30 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	8 6
議案第 28 号	平成 30 年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	8 6
議案第 29 号	平成 31 年度壱岐市一般会計予算	8 6
議案第 30 号	平成 31 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	8 6
議案第 31 号	平成 31 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	8 6
議案第 32 号	平成 31 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	8 6
議案第 33 号	平成 31 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	8 6
議案第 34 号	平成 31 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	8 6
議案第 35 号	平成 31 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	8 6
議案第 36 号	平成 31 年度壱岐市水道事業会計予算	8 6
委員会付託 (議案)		8 7
予算特別委員会の設置		8 7
市長提出追加議案の審議 (説明、質疑、委員会付託)		
議案第 37 号	公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について (壱岐市 ケーブルテレビ施設)	8 7
議案第 38 号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について (壱岐市 ケーブルテレビ施設)	8 7

### 第 3 日 (3 月 8 日 金曜日)

議事日程表 (第 3 号)	9 1
出席議員及び説明のために出席した者	9 1
一般質問	9 2
9 番 音嶋 正吾 議員	9 2
10 番 町田 正一 議員	10 4
2 番 山内 豊 議員	11 4
12 番 中田 恭一 議員	12 7

### 第 4 日 (3 月 11 日 月曜日)

議事日程表 (第 4 号)	13 5
---------------	------

出席議員及び説明のために出席した者	1 3 5
一般質問	1 3 6
1 3 番 市山 繁 議員	1 3 6
6 番 土谷 勇二 議員	1 4 9
1 1 番 鵜瀬 和博 議員	1 5 9
1 4 番 牧永 護 議員	1 7 1

第5日（3月12日 火曜日）

議事日程表（第5号）	1 8 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 8 1
一般質問	1 8 3
4 番 清水 修 議員	1 8 3
7 番 久保田恒憲 議員	1 9 1
1 番 山川 忠久 議員	2 0 2

第6日（3月20日 水曜日）

議事日程表（第6号）	2 0 9
出席議員及び説明のために出席した者	2 1 1
委員長報告、委員長に対する質疑	2 1 2
議案に対する討論、採決	
議案第 3号 壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について	2 1 5
議案第 4号 壱岐市行政組織条例の一部改正について	2 1 5
議案第 5号 壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について	2 1 5
議案第 6号 壱岐市債権管理条例の制定について	2 1 5
議案第 7号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	2 1 5
議案第 8号 壱岐市税条例等の一部改正について	2 1 5
議案第 9号 壱岐市立図書館条例の制定について	2 1 5
議案第10号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	2 1 5
議案第11号 壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	2 1 5
議案第12号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を	

	定める条例の一部改正について	2 1 5
議案第 1 3 号	沓崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	2 1 5
議案第 1 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	2 1 6
議案第 1 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市地域福祉活動拠点施設）	2 1 6
議案第 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	2 1 6
議案第 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）	2 1 6
議案第 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	2 1 6
議案第 1 9 号	友好都市の提携について	2 1 6
議案第 2 0 号	新市建設計画の一部変更について	2 1 6
議案第 2 1 号	過疎地域自立促進計画（変更）の策定について	2 1 6
議案第 2 2 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	2 1 6
議案第 2 3 号	平成 3 0 年度沓崎市一般会計補正予算（第 7 号）	2 1 6
議案第 2 4 号	平成 3 0 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	2 1 6
議案第 2 5 号	平成 3 0 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 1 6
議案第 2 6 号	平成 3 0 年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	2 1 6
議案第 2 7 号	平成 3 0 年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 1 6
議案第 2 8 号	平成 3 0 年度沓崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 1 6
議案第 2 9 号	平成 3 1 年度沓崎市一般会計予算	2 1 6
議案第 3 0 号	平成 3 1 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	2 1 6
議案第 3 1 号	平成 3 1 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 1 6
議案第 3 2 号	平成 3 1 年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	2 1 6
議案第 3 3 号	平成 3 1 年度沓崎市下水道事業特別会計予算	2 1 6
議案第 3 4 号	平成 3 1 年度沓崎市三島航路事業特別会計予算	2 1 6
議案第 3 5 号	平成 3 1 年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算	2 1 6
議案第 3 6 号	平成 3 1 年度沓崎市水道事業会計予算	2 1 6

議案第 37 号	公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	217
議案第 38 号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	217
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
議案第 39 号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の変更について	217
議案第 40 号	芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）請負契約の変更について	219
同意第 2 号	壱岐市教育委員会委員の任命について	220
同意第 3 号	壱岐市教育委員会委員の任命について	220
同意第 4 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	221
同意第 5 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	221
同意第 6 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	221
同意第 7 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	221
議員派遣の件		223
市長の挨拶		223
散会		225
資料		
議員派遣の件		227

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議を、次のとおり開催します。

平成31年 2月26日

壱岐市議会議長 小金丸益明

- 1 期 日 平成31年 3月 5日 (火)  
 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター 2F)

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3月5日	火	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○施政方針 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	3月6日	水	休 会	○発言 (質疑) 通告書提出期限 (正午まで)
3	3月7日	木	本会議	○議案審議 (質疑、委員会付託)
4	3月8日	金		○一般質問
5	3月9日	土	休 会	(閉庁日)
6	3月10日	日		
7	3月11日	月	本会議	○一般質問
8	3月12日	火		○一般質問
9	3月13日	水	委員会	○常任委員会
10	3月14日	木		○常任委員会 (午後1時30分開催)
11	3月15日	金		○予算特別委員会
12	3月16日	土	休 会	(閉庁日)
13	3月17日	日		
14	3月18日	月		
15	3月19日	火		
16	3月20日	水	本会議	○議案審議 (委員長報告、討論、採決) (午後1時30分開催) ○追加議案審議 (説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第2号	石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について	省 略	原案のとおり可決 (3/5)
議案第3号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第4号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第5号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第6号	壱岐市債権管理条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第7号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第8号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第9号	壱岐市立図書館条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第10号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第11号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第12号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第13号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第19号	友好都市の提携について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第20号	新市建設計画の一部変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第21号	過疎地域自立促進計画（変更）の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第22号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第23号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第24号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第25号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第26号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第27号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第28号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第29号	平成31年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第30号	平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第31号	平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第32号	平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第33号	平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第34号	平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第35号	平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第36号	平成31年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第37号	公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について(壱岐市ケーブルテレビ施設)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第38号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について(壱岐市ケーブルテレビ施設)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/20)
議案第39号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事(郷ノ浦庁舎)【建築工事】請負契約の変更について	省 略	原案のとおり可決 (3/20)
議案第40号	芦辺小学校屋内運動場改築工事(建築主体)請負契約の変更について	省 略	原案のとおり可決 (3/20)
同意第2号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (3/20)

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
同意第3号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (3/20)
同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/20)
同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/20)
同意第6号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/20)
同意第7号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/20)
	議員派遣の件	—	原案のとおり決定 (3/20)

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	1 1	1 1				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	1 4	1 4				発議(意見書)				
その他	2 0	2 0				決議・その他				
報告						計				
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)				
計	4 5	4 5				計				

平成31年壱岐市議会定例会 3月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
3月8日 (金)	1	音嶋 正吾	磯焼けの現状と具体的対策への取組について	92～103
			合併後の市内平均所得額の推移と合併特例債充当事業の検証について	
	2	町田 正一	玄海原発と白血病の関係を報道した事案について	104～114
			マグロの資源管理について	
3	山内 豊	社会体育施設について	114～127	
		道路交通法改正に伴う消防団への対応について		
		超大型連休について		
4	中田 恭一	一次産業の起爆剤に	127～133	
		病児・病後児保育事業		
		図書館の整備 提案 共同牛舎の建設		
3月11日 (月)	5	市山 繁	長崎県壱岐病院開院5周年記念式典の開催について	136～149
			イルカパークのリニューアルについて	
	6	土谷 勇二	防災対策について	149～158
			コミュニティ活動について	
			地域公共交通について	
			畜産振興について	
	7	鵜瀬 和博	児童虐待防止について	159～171
			松永安左エ門翁の活用について 情報・IT企業誘致について	
8	牧永 護	危険家屋について	171～179	
		漁業の活性化について		
3月12日 (火)	9	清水 修	壱岐市自治基本条例の具体化について	183～191
			スクールバスの目的外使用について	
	10	久保田恒憲	健康寿命を延ばす取組について	191～202
			観光振興を積極的に	
			原子力防災訓練の反省と改善について	
11	山川 忠久	障害者に優しいまちづくりについて	202～208	

平成31年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成31年3月5日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	2番 山内 豊 3番 植村 圭司	
日程第2	審議期間の決定	16日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	施政方針の説明	市長 説明	
日程第5	議案第2号	石田町幼保連携型認定こども園新築工事 (建築主体工事)請負契約の変更について	市民部長 説明
日程第6	議案第3号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定に ついて	企画振興部長 説明
日程第7	議案第4号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第5号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定につい て	総務部長 説明
日程第9	議案第6号	壱岐市債権管理条例の制定について	総務部長 説明
日程第10	議案第7号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定め る条例の一部改正について	企画振興部長 説明
日程第11	議案第8号	壱岐市税条例等の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第9号	壱岐市立図書館条例の制定について	教育次長 説明
日程第13	議案第10号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の 一部改正について	市民部長 説明
日程第14	議案第11号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制 定について	市民部長 説明
日程第15	議案第12号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正 について	市民部長 説明
日程第16	議案第13号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一 部改正について	建設部長 説明
日程第17	議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について (青嶋公園)	教育次長 説明
日程第18	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)	市民部長 説明
日程第19	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)	農林水産部長 説明

日程第20	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)	企画振興部長 説明
日程第21	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	建設部長 説明
日程第22	議案第19号	友好都市の提携について	企画振興部長 説明
日程第23	議案第20号	新市建設計画の一部変更について	企画振興部長 説明
日程第24	議案第21号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	企画振興部長 説明
日程第25	議案第22号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	農林水産部長 説明
日程第26	議案第23号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	財政課長 説明
日程第27	議案第24号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	保健環境部長 説明
日程第28	議案第25号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第29	議案第26号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	保健環境部長 説明
日程第30	議案第27号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第31	議案第28号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第32	議案第29号	平成31年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第33	議案第30号	平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第34	議案第31号	平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第35	議案第32号	平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第36	議案第33号	平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第37	議案第34号	平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第38	議案第35号	平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第39	議案第36号	平成31年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鵜瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成31年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、山内豊議員、3番、植村圭司議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

3月会議の審議期間につきましては、去る3月1日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成31年壱岐市議会定例会3月会議の議事運営について協議のため、去る3月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信しておりますが、本日から3月20日までの16日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例の制定5件、条例の一部改正6件、平成30年度補正予算関係6件、平成31年度予算関係8件、その他10件の合計35件となっております。

また、陳情2件を受理しておりますが、タブレットに配信のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、議案第2号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更については委員会付託を省略し、本日、審査をお願いいたします。

その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月6日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月6日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月7日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）及び議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算の2件につきましては、議長を除く議員全員で構成

する予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願ひします。

また、予算について質疑される場合においても、予算特別委員長宛てに質疑の通告をされるよう、あわせてお願ひいたします。

3月8日、11日、12日の3日間を一般質問日としております。

3月13日と14日の2日間、各常任委員会を開催し、15日、18日の2日間を予算特別委員会を開催するよういたしております。

なお、14日は中学校卒業式のため、午後1時30分開会としております。

3月19日は、議事整理日として休会し、3月20日は幼稚園卒園式のため、午後1時30分から本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案10件が提出される予定であります。

以上が、平成31年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成31年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は35件であります。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査（後期）の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る12月22日、長崎市において開催された長崎県市議会議長会臨時総会に出席いたしました。

会議では、長崎県市議会議長会補助金等支出基準について協議を行ったところであります。

次に、1月31日、長崎市において開催された長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会に

出席をいたしました。

会議では、2月に東京都で開催された全国離島振興市町村議会議長会平成30年度第2回総会及び長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会に提出する報告事項、議案等の打ち合わせ、協議を行ったところであります。

次に、2月7日、東京都におきまして開催された全国離島振興市町村議会議長会理事会及び平成30年度第2回総会に出席をいたしました。

理事会では、第2回総会への提出議案等の協議を行い、総会では、平成30年7月1日から12月31日までの会務報告、平成31年度事業計画及び収支予算が原案どおり承認されたところであります。

引き続き、離島振興に関する研修会が行われ、離島航路に関する制度の概要について、国土交通省海事局内航課仲村離島航路経営改善対策官より、平成31年度離島振興対策予算案について、国土交通省国土政策局佐藤離島振興課長より、それぞれ説明が行われました。

終了後、長崎県離島振興市町村議会議長会第39回定期総会が行われ、平成30年8月21日から平成31年2月6日までの会務報告と平成31年度事業計画及び歳入歳出予算が原案どおり可決されました。

次に、2月19日、東京都におきまして開催されました全国市議会議長会第164回建設運輸委員会に出席いたしました。

会議に入る前に、平成31年度国土交通省予算の概要等について、国土交通省大臣官房市川会計課長より説明がなされました。

会議では、平成30年度本委員会の要望結果の概要説明及び次年度委員会への申し送り事項、今後の運営について協議を行い、全て承認されました。

また、立教大学観光学部梅川特認教授により、「観光地域づくりの現状と課題～観光地経営とイノベーション（日本版DMO）について」と題し、特別講演が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、平成30年12月27日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会平成30年第2回定例会及び平成31年1月18日開催の長崎県病院企業団設立10周年記念事業に、市山繁議員と赤木貴尚議員が出席されております。

次に、平成31年2月19日、長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、清水修議員が出席をされております。

詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、2月12日及び13日には、平戸市において、壱岐市自治基本条例の制定に伴い、新し

いコミュニティ（地域運営組織）の推進について視察を行いました。

地域運営組織設立までの取り組み、及び実際に活動をされてある「志々伎まちづくり運営協議会」の皆様より活動状況等について御教示を受けたところでもあります。市と議会と一丸となって取り組んでいかなければならないと考えているところでもあります。

次に、去る2月13日及び14日に開催いたしました議会報告会につきましては、御出席をいただきありがとうございました。昨年に引き続き、委員会ごとに開催いたしましたが、市民皆様の参加が少ないようでした。

今回の結果を踏まえて、市民に開かれたよりよい議会報告会にするため、開催方法等を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、参加者皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、ホームページ及び議会だよりにて、後日報告いたします。

行政視察の受け入れであります。1月22日に愛媛県西予市議会6名、2月6日、東京都立川市議会6名の議員の方々が、観光及び口腔ケア事業についての視察にお見えになりました。議会においても、積極的に行政視察を受け入れておるところでございます。

今定例会3月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### **日程第4. 施政方針の説明**

○議長（小金丸益明君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成31年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成31年壱岐市議会定例会3月会議の開催にあたり、市政運営について所信の一端を述べますとともに、平成31年度当初予算案、また前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、議員各位並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために全力で市政運営に取り組んでまいりました。

ことは、3期目の実質的な最終年を迎えておりますが、一昨年4月に施行されました有人国境離島法を後ろ盾とする各種施策、関係省庁が一体となって強力に推し進めるSDGs未来都市・自治体モデル事業に係る施策、昨年12月に可決、施行されました自治基本条例に基づく市民協働事業など、人口減少や高齢化をはじめとする本市が抱える諸課題に対し、持続可能な地域

社会を目指し、将来を見据えた各種事業に鋭意取り組んでいるところであります。改めてその職責の重さを痛感するとともに、本市のさらなる飛躍に向けて、全力で邁進する決意に満ちております。

平成29年4月から施行されました有人国境離島法は、間もなく2年が経過しようとしております。本法律の施策の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業については、2年間で創業8件、事業拡大50件の交付決定を受け、雇用創出数145人の実績見込み数となっております。

航路航空路運賃の低廉化につきましては、昨年4月から12月までの利用者数が全体で62万8,674人、そのうち割引運賃の適用者は22万7,985人で、全体利用者数に占める割合は36.3%となっております。全体利用者のうち、壱岐―博多間のフェリー、ジェットフォイルの利用者が対前年度2.7%増、壱岐―長崎間の航空機利用者が1.4%増となっており、市民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えております。

また、国境離島島民割引カードの発行につきましては、1月末現在、1万7,392人の方が申請されております。免許証等での確認による運賃低廉化の適用は、本年3月末までとなっており、4月以降は、必ず国境離島島民割引カードの提示が必要となります。このことについては、回覧、広報紙、告知放送、壱岐市ケーブルテレビで周知しておりますけれども、市民皆様には早めのカード作成について御理解、御協力をお願い申し上げます。

以前から長崎県知事に要望しておりました「第153回九州地方知事会議」及び「第35回九州地域戦略会議」が6月4日から5日にかけて、本市で開催されます。

九州・山口9県の知事及び九州の経済団体の代表者を初め、約150名の皆様が来島されます。これは離島初の開催であり、本市のPRにつながる絶好の機会と捉え、おもてなしの心を持って対応してまいります。

本年度の**壱岐市長特別表彰**につきましては、第34回全国小学校陸上競技交流大会の男子400メートルリレーの壱岐ジュニアランナーズ、同大会女子走り高跳びの松本陽鞠さん、第49回ジュニアオリンピック陸上競技大会女子800メートルの野村夏希さん、女子走り幅跳びの長岡幸奈さんを表彰いたしました。受賞された皆様に心からお喜び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待をいたします。

次に、社会資本整備総合交付金を活用した**船舶リプレイス事業**により、印通寺―唐津航路に就航している「フェリーあずさ」が更新され、本年4月1日から「ダイヤモンドいき」が就航予定となっております。唐津―印通寺航路の充実により、さらなる交流人口の拡大に寄与するものと期待をいたしております。

本市における公共交通機関を、より便利で持続可能なものにすることを目的とした**壱岐市地域公共交通再編実施計画**につきましては、地域の特性や利用者ニーズに応じたコミュニティ交通の

導入等、自治公民館や公共交通関係事業者、各関係団体との協議を重ね、本年3月までに策定することとしており、市民皆様の生活に密着した公共交通体系の構築に取り組んでまいります。

福島県檜葉町へ、東日本大震災の復興応援のため、平成24年度から3年間技術職員を派遣いたしました。これを契機に平成26年から、檜葉町の小学生が修学旅行で壱岐市を訪れ、壱岐市からは渡良小学校の児童が檜葉町を訪れております。子供たちが交流を深め、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習する素晴らしい機会となっております。

平成28年9月4日の「防災・教育・経済友好交流」パートナーシップ宣言を踏まえて、今後さらに両市町の友好の絆を深めるため、友好都市の提携を図りたいと考え、今回、議案を提出しております。

さて、総合計画はすべての計画の基本であり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画として、本市が今後も取り組もうとする「まちづくり」の方向性を示すものです。

現在、平成27年度から平成31年度までの5年間の第2次壱岐市総合計画に基づき、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んでいるところであります。

今回策定する「第3次壱岐市総合計画」では、「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、あわせて、昨年選定を受けました「SDGs未来都市・自治体モデル事業」の「誰一人取り残さない」という基本理念を含めた計画を予定をいたしております。

今後5年間の具体的な政策・事業を示す計画として策定することから、人口減少と超高齢化社会の到来、社会・経済情勢の大きな変化に伴う、市民ニーズに対応した計画の取組が重要であります。

本市が進むべき将来ビジョンを明らかにし、そのビジョンを達成すべく、現在、壱岐市総合計画審議会に諮問しております。さまざまな分野の関係者による幅広い御意見をもとに、骨子案の調整を行っているところであります。

**SDGsの推進**については、昨年8月末に策定した「壱岐市SDGs未来都市計画書」に基づき、経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組み、各種事業を展開しているところであります。

平成31年度の主な事業といたしましては、アスパラハウス栽培でのスマート化の実証実験を行うため、土壌管理センサーを活用したデータ収集、分析作業等を実施し、生産性の向上と労働負荷の効率化につなげる取組を行ってまいります。

また、SDGsの島内周知を図るため、市民参加型のイベントや島内中学生への環境啓発プログラムを実施するなど、幅広くSDGsの浸透を図ってまいります。

地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりを進めるため、市民・市議会・行政等の責任と役割分担を明確にし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めた「壱岐市自治基本条例」の具現化のため、コミュニティ活動を推進する新たな

組織に関し、必要な事項を定めた「**壱岐市まちづくり協議会設置条例**」の議案を提出し、所要の予算を計上しております。

市民皆様が主体となる協働まちづくりを実現するため、より一層の取組を進めてまいります。

松永安左エ門記念館については、昭和46年の開館以来、壱岐市が生んだ偉人である松永翁の功績を讃え、後世に伝える役割を担ってまいりましたが、今後の管理運営のあり方などについて再度検討する必要があると考え、松永安左エ門記念館運営検討委員会を設置いたしました。

本委員会の委員には6名の皆様に御就任いただき、これまで2回の会議が開催され、松永記念館の将来的なあるべき姿について総合的な協議がなされており、本年度内に委員会からの提言書をまとめていただく予定であります。

次に、**行政組織の再編**について申し上げます。

平成30年度は、SDGs未来都市の選定及び自治基本条例の制定等、本市にとって新たな取組の基礎を構築することができた、まさに壱岐市の将来を見据えた変革の年であったと考えております。

今後は、SDGs未来都市構想を中心に、新エネルギーやテレワーク等の本市の未来づくりに関すること、地域の主体的な取組を推進するまちづくり協議会に関する事等の施策を着実に推進するため、本年4月1日から、SDGs未来課を新たに設置することといたしました。本施策は、全庁的かつ横断的な取組が必要であることから、総務部に配置することといたしております。

また、現在の企画振興部観光商工課をそれぞれの各事業の取組強化を図るため、観光課と商工振興課に分け、これまで地域振興推進課で担当してきた国際交流インバウンドの推進及びウルトラマラソンについて、既に1,000人を超える外国人の方々が来島されるなど、国内観光客との一体的な対応が必要であること、ウルトラマラソンにつきましても、本市の秋のイベントとしてしっかり定着し、今後は、観光と絡めた取組を推進し、さらに発展させる必要があることから、これらをはじめとする各事業を観光課で担当することとし、地域振興推進課については、廃止することといたしました。

将来の壱岐市を見据えたこれらの施策について、新たな組織が中心となり、全庁横断的な取組を進め、成果を上げてまいりたいと考えております。

**壱岐市ケーブルテレビ施設**の指定管理者については、引き継ぎに日数を要しており、市民サービスに影響が出ないことを最優先にし、当初予定しておりました平成31年4月1日の指定管理者の移行について、指定期間を延長する方向で協議を進めております。

これまで、市民皆様には、サービスに影響が出てくるのではないかと、大変御心配をおかけいたしましたことを、心からおわびを申し上げます。

この件につきましては、3月9日からの壱岐市ケーブルテレビの「ようこそ市長室へ」の番組

において、改めて市民の皆様にお知らせをいたします。

今後も移行手続きにあたっては、これまでのサービスを継続し、市民皆様に影響が出ないように進めてまいります。

次に、**産業振興で活力あふれるまちづくり**についてでございます。

まず、**農業の振興**につきましては、**壱岐市農業の持続的発展と活力ある農村の構築**を目指し、各種施策を講じているところであります。これから、農業の担い手不足にどう対応していくかが最重要課題であり、将来において持続可能な農業振興を図るため、これまでの各種施策を継続するとともに、農業生産基盤の整備を促し、集落営農組織を育成することにより、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境づくりを進め、農協等関係機関と連携しながら、農業生産額の向上に努めてまいります。

現在、集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するため「人・農地プラン」を策定し、地域農業の担い手となる新規就農者や認定農業者、集落営農組織、異業種参入等多様な担い手確保対策を推進しております。

認定農業者につきましては、現在291経営体を認定しており、法人経営体が42経営体、また、集落営農法人が29組織と本市農業の柱となっております。これらの担い手を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大など、今後も引き続き経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

また、米政策改革の定着に向け、食料自給率と自給力の向上に資するため、米、麦、大豆等の重要な農産物を対象とした農業者に対する経営所得安定対策は、昨年度とほぼ制度に変更はなく、生産現場への影響はないものと考えております。

一方、米に代わる作物の振興が課題となっている中で高収益品目のかぼちゃ、ブロッコリー、加工用業務用野菜の作付面積及び収量の拡大を図り、農業者の所得向上につなげてまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益が望める作物であります。今後も、補助事業等を活用して施設整備への支援を講じてまいります。

特にアスパラガスにつきましては、平成30年度の栽培面積は、前年比0.5ヘクタール減少の13.9ヘクタールでありましたけれども、反収は3.2%増の2,489キログラムと12年連続県下トップの成績を維持しており、今後も、面積の拡大と反収3トンを目標とし、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

本市の肉用牛振興につきましては、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の維持に対する支援を継続してまいります。

本年2月の子牛初市では、前回比93.4%となっており、今回値下がりはいいたしましたけれども、去勢・雌の平均で79万2,000円台と、依然高値が続いている状況です。

平成31年2月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、昨年度末に比べ飼養農家が22戸減少したにもかかわらず、173頭増えており、6,000頭を超えている状況です。これは、壱岐市農協が継続的に取り組まれている「チャレンジ7000事業」を始め、関係機関の各種増頭対策等によるものと考えており、今後も引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

農地整備は、各種営農施策を展開する中で重要な基盤であり、高付加価値作物の栽培、農業コストの縮減は、持続可能な農業の根幹となるものです。現在、壱岐島内の圃場整備率は61%ですが、昭和初期に小区画で整備され、農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。

これらの小区画の農地について、平成31年度から農地中間管理機構への農地の集積を前提とした新たな基盤整備事業が始まり、県内で採択第1号として郷ノ浦町木田地区において、整備面積23.3ヘクタールに取り組むこととしております。これにより、現在の大型農業機械を活用した高収益作物の展開と同時に、担い手の育成を並行して行ってまいります。

平成29年に発生した農地・農業用施設等災害復旧工事については、平成31年2月末現在、国庫補助金交付決定箇所526地区中241地区で約46%の発注率となっております。

なお、これまで受注業者において、技術者、建設資材等の不足により受注できない状況となっております未発注分については、発注計画の見直しについて国、県と協議を行い、繰越しの手続を行っているところであり、今後、国の繰越承認をいただき、随時発注を行ってまいります。

また、平成30年災の災害復旧工事についても、平成29年災の発注計画の見直しの影響により、平成31年度以降の発注となりますが、いずれも、早期の発注に鋭意努めてまいります。

関係農家の皆様には、本年の作付け等に影響が生じ、大変御迷惑をおかけいたしますけれども、御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

本市の水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

平成30年4月から平成31年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は6.8%減の2,229トン、漁獲高は1.6%減の21億8,100万円となっております。資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風などの天候不良、さらには燃油価格の上昇、磯焼けによる藻場の消失など、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

このような中、漁業用燃油については、国の漁業経営セーフティーネット構築事業での急騰対策補填が今年2月に発動していることと、市内漁協の漁業用燃油単価が高騰していることから、高騰に伴う市独自の支援策として、昨年度に引き続き、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維

持及び確保するため、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、本市周辺海域の磯焼けが非常に進んでおり、藻場が消失し、深刻な状況にあることから、磯焼けの原因の一つである植食性魚類イスズミの駆除を行い、藻場の回復を図ることを目的として、イスズミの捕獲に対し、1尾当たり150円から200円を補助することとし、所要の予算を計上しております。

あわせて、水産資源改善・藻場回復、栽培漁業を推進することを目的として、地域おこし協力隊1名を募集することとしており、所要の予算を計上いたしております。

水産業の振興を図るため、市単独事業として、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策事業、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険掛金の助成、また、漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化機器導入への助成、さらに、密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、引き続き実施をしております。

国・県の事業といたしましては、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金を始め、特定有人国境離島漁村支援交付金、漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。

今後もこれらの制度を積極的に活用いただき、漁業・漁村の活性化を図ってまいります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」を活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画いたしております。限られた資源を持続的に利用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、効率的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組めます。

漁港整備につきましては、補助事業により、渡良漁港物揚場のかさ上げ、用地舗装、諸津漁港岸壁・物揚場に簡易浮棧橋の設置、八幡浦漁港物揚場に簡易浮棧橋の設置を計画いたしております。

また、今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の調査検討を行い、機能保全計画の策定を進めてきたところであり、計画に基づき、本年度渡良漁港（麦谷、神田地区）防波堤、大久保漁港、八幡浦漁港臨港道路の機能保全対策工事を予定しております。

平成30年の本市への観光客数を推測する上で重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は74万7,355人で、対前年比102.5%となっております。これは、平成29年4月に施行された有人国境離島法による滞在型観光促進の取組や、JR西日本とのタイアップによる「新幹線で壱岐にいきたい！」キャンペーン等の事業展開の成果であると捉えております。

一支国博物館については、本年度の入館者数が1月末現在で8万3,455人、対前年比96%となっておりますけれども、本年中に入館者数100万人を達成する見込みとなっております。

また、来年3月14日には開館から満10年を迎えるため、この節目に10周年記念事業を計画しております。4月からは新指定管理者となりますが、しま全体の情報発信の拠点施設として今後も有効活用してまいります。

FDA（フジドリームエアラインズ）では、大型観光バス2台分に相当する座席数76から84席という、所有する機体のサイズを生かして、チャーター便事業を展開されておりますけれども、このチャーター便を活用して、壱岐・対馬の旅行商品が造成され、3月に6本、5月に4本が催行される予定となっております。名古屋空港、信州まつもと空港、岡山空港、広島空港発で対馬空港着、船を利用して壱岐へ来島いただき、壱岐では1泊または2泊していただける行程となっております。

さまざまな旅行形態がある中で、近くの空港から直接、目的地に到着できる利便性は高く評価されておまして、チャーター便という特別感なども高評価につながっているものと思われまます。このような好機を逃すことなく、今後も積極的な誘致活動に取り組んでまいります。壱岐空港がこれらの便に対応できないことを大変残念に思っておるところであります。

地方創生推進交付金を活用した観光振興施策について、大きく2つの事業を予定いたしております。

まず1つ目は、「壱岐島リゾートプロジェクト」として推進している「イルカパークの再生」であります。行政の持つ施設や環境であっても、税金を投入して、単に維持するのではなく、施設等の効果を最大化し、しっかりと維持費や人件費を生み出し、継続的な経営をすることで地域を牽引していく、このことをファシリティマネジメントと言いますが、その第一歩として、「イルカパークの再生」に取り組みます。

現在、担い手となる第三セクター「イキパークマネジメント株式会社」において準備を進めており、3月中には施設の改修を終え、4月25日にリニューアルオープンを予定しております。また、4月から指定管理者制度へ移行することとしており、今回、指定管理者の指定について、議案を提出をいたしております。

2つ目の事業として、新たに「壱岐島リゾートアイランドプロジェクト」に取り組むことといたしております。宿泊施設を重要な観光インフラと捉え、市内の宿泊施設に対する改修支援補助と、島全体のサービス品質向上のための研修施設機能を有したリゾート型宿泊施設整備支援補助の2つの制度を設けることといたしております。

これらにより、可処分所得の多い層をターゲットとし、また企業誘致も視野に入れ、幅広いニーズに対応した受入れ体制の強化を図り、並行して島外からのアクセス強化を含めた積極的なプロモーションを行うことで、観光振興による地方創生の実現を目指してまいります。

環境省において、国民保養温泉地に指定されている湯ノ本温泉を含む全ての国民保養温泉地に

ついて、計画書の見直しを完了することとされております。これに伴い、長崎県での見直しスケジュールが示され、本年11月末までに計画書を提出することとなっておりますので、本市におきましても、スケジュールに沿って計画の見直しを進めてまいります。

福岡事務所につきましては、ベイサイドから博多駅前に移転して2年が経過しようとしておりますが、博多駅前という立地の良さから営業活動等における利便性が飛躍的に向上しております。

このようなことから、これまで、土・日・祝日も開所してまいりましたが、4月からは土・日・祝日は閉所し、平日の営業等のさらなる強化を図るとともに、土日のイベント等にも柔軟に対応することといたしております。

**商工業の振興**につきましては、現在の日本の好景気が高度成長期のいざなぎ景気を超えて戦後最長となるのではないかという予測があるものの、離島部における地域経済は依然として厳しい状況にあります。

そのような中、本市の有効求人倍率は、有人国境離島法の雇用拡充事業やイキビズ効果もあり、昨年の8月には1.6倍で県内最高となりました。

商工振興を推進するためには、人手不足の解消が必要不可欠であり、そのため長崎県と連携し、東京・福岡を中心とした移住就職相談会に計6回参加し、85組99名の相談を受け、そのうち3組4名の方については既に壱岐市へ移住をいただいております。

また、市内では昨年12月6日に、壱岐の島ホールにおいて29事業者に参加いただき、第3回目となる「壱岐で働きたい方のための就職相談会」を開催いたしましたが、相談者は17名にとどまりました。

今後も、人手不足解消に県や国の関係機関と連携を図り、効果的な方法を模索しながら、雇用人材確保に取り組んでまいります。

壱岐しごとサポートセンター（Ikibi）については、1月末現在での相談件数が629件となっており、本年度の目標としておりました500件を上回る状況となっております。

また、2月11日には、森センター長の招請によりホリエモンこと堀江貴文氏が来島され、森センター長と地方の可能性について語るトークイベントが開催され、多くの市民皆様に御来場いただきました。

今後も新設する商工振興課と連携し、イキビズならではの取組を行いながら、さまざまな業種の皆様とともに売り上げ向上等を目指し、本市の経済浮揚に向けて、積極的に取り組んでまいります。

一昨年8月に設立した一般社団法人壱岐市ふるさと商社が、壱岐産品の販路拡大に向けて精力的に活動しております。

飲食店向けの壱岐産食材の販売を初め、通販サイト「壱岐なお取り寄せ」における全国の個人

のお客様に向けた販売、高級たまご「黄金〇」等のプライベートブランド商品の開発・販売等、多くの方々に御好評をいただいております。

特に人気蕎麦チェーン店を全国に展開する株式会社家族亭様の御協力によりまして、1月中旬から3月上旬まで、全国76店舗で実施している「九州の恵みと壱岐フェア」では、壱岐産食材の活用のみならず、全テーブルに壱岐の紹介が掲載されたメニュー表が設置されるなど、物産・観光の両面での本市のPR及び活性化に大きく寄与する取組でありました。

壱岐市ふるさと商社の売り上げにつきましては、今年度の目標を2,000万円としておりましたが、既にその目標を達成している状況であります。

今後も引き続き、地域商社事業の推進による壱岐産品の販路拡大に取り組んでまいります。

次に、**福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**について申し上げます。

地域の福祉力の向上を図るため、民生委員児童委員や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や壱岐市社会福祉協議会が進める福祉協力員の設置を支援し、災害時等に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

また、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ推進している、第2次壱岐市地域福祉計画及び障害者（児）のための施策に関する基本的な計画である第2次壱岐市障がい者計画が、本年度は中間年度となることから、PDCAサイクルに基づく計画の進捗状況等の点検・評価を行い、計画の達成に向けて適切に対応するとともに、次期計画策定に向けたデータ分析を行ってまいります。

平成27年10月1日に経営移譲した特別養護老人ホームについては、社会福祉法人壱心会による「特別養護老人ホーム壱岐のこころ」として順調に運営がなされているところであります。

一昨年から建設が進められておりました新施設につきましては、本年1月末に完成し、3月3日に入所者の引っ越し等が行われ、3月16日に開所予定となっております。

この施設は、木造建築で住居性能・介護・食事・医療連携といった基本機能の充実に加え、1階には今まで別棟で運営していた通所介護・デイサービスセンター「壱岐のこころ」を配置移転され、地域交流スペースも併設されるなど、地域住民の交流の場としての活用についても期待をされます。

本年10月に予定されている消費税、地方消費税等の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行等を行うこととなりました。

先般、国から制度の概要と平成30年度補正分及び平成31年度当初分の国庫補助金の目安額が示されたことを受け、本年10月の発行に向け準備等を行うため、平成30年度一般会計補正予算に所要額を計上し、繰越手続を行うことといたしております。

平成31年度分につきましては、今後示される詳細な事業概要を受けまして、本年の市議会6月会議において補正予算として計上する予定であります。引き続き、事業の遅延等がないよう準備を進めてまいります。

**子育て支援と就学前の教育及び保育**の充実につきましては、昨年の市議会3月会議の施政方針で申し述べましたように、石田幼稚園と石田保育所を一体的に運営する壱岐市初の幼保連携型認定こども園として、「石田こども園」を4月1日から開園いたします。

このこども園では、今までの保育事業に加え、就学前の3歳以上児の幼稚園教育の実施と保育環境の充実を図り、幼児教育・保育の量と質を拡充するとともに、既存の保育施設と新しい園舎を活用することによって、待機児童の解消に向けて取り組みます。

また、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供、園庭開放を行うなど地域の子育て支援の充実を図ってまいります。

待機児童解消に必須となる保育士の確保に向けては、県などの関係機関と連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

幼児教育及び保育の無償化につきましては、本年10月からの消費税率10%への引き上げによるもので、先般2月12日に閣議決定されました。

これは、3歳から5歳児については全世帯、0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象とされ、本年10月1日から認可保育所等の保育料などが無料になる情勢であります。

現段階では、詳細が確認できておりませんので、制度内容等が国から示され次第、実施に向けて取り組んでまいります。

次に、児童扶養手当の支給月が、これまで4カ月分ごとの年3回の支給だったものが、本年11月支給分から奇数月に、2カ月分ごとに年6回支給するように変更されたため、所要の予算を計上いたしております。

市民皆様が「健やかで心豊かな生活」を送ることができる社会の実現を目指すため、第2次壱岐市保健事業計画に基づき、各種健（検）診、相談、予防、健康教室等の充実を図ってまいります。

市民皆様の健康を確認できる場としての特定健診及びがん検診においては、壱岐医師会の御協力、御支援のもと、例年、6月から11月まで実施しておりますが、実施期間を3カ月延長し、6月から2月までの実施を計画をいたしております。

また、行政と両輪で御活躍いただいております、食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢約170名の組織力と結束力で、食生活改善に加え、郷土料理の伝承、また各種健診の受診勧奨など健康づくり全般にわたる啓発を、あらゆる場面で展開していただいております。

本年3月に策定予定の「壱岐市いのち支える自殺対策計画」の推進につきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない『壱岐市』の実現」を目指し、地域の皆様、各関係団体の皆様の御理解と御協力のもと進めてまいります。

**国民健康保険**につきましては、平成30年度から県に財政運営責任等が移行され、市町は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなったところであります。

国においては、平成31年度においても引き続き、都道府県に対し激変緩和財源が確保されることとなり、本年1月11日に、国民健康保険税として徴収し県へ納付することとなる「国民健康保険事業費納付金」並びに市へ交付される「保険給付費等交付金」の所要額について、県から通知を受け、平成31年度の予算編成を行ったところであります。

追加公費の投入やこれまでの財政基盤が脆弱であった小規模保険者による保険運営から県単位の保険運営となったものの、本市においては、被保険者数が減少する中、1人当たり医療費の増加及び前期高齢者交付金の精算による減額等より県への納付金が増えることとなったことから、税率等の見直しが必要などでありますが、本年度予算においては、財政調整基金からの繰入れで補填し、本市の国民健康保険税率等については据え置くことといたしております。

引き続き、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、「第2期データヘルス計画」に基づき、特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実並びに重症化予防対策等による保険事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

**介護保険**につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めているところであります。

平成31年度は、第7期介護保険事業計画の中間年度に当たり、新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホームの施設整備について、昨年12月21日開催の選定委員会において事業者が決定しておりますので、平成31年度末までの完成に向け、支援に努めてまいります。

また、平成30年度から、「第7期介護保険事業計画」及び県が策定した「第7次医療計画」が同時にスタートしており、計画の推進にあたっては、医療と介護の連携が不可欠でありますので、市といたしましても、壱岐医師会をはじめとする関係機関との連携・調整を図ってまいります。

**後期高齢者医療制度**につきましては、平成20年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努

めております。

一方、後期高齢者の医療費は、年々増加傾向にあることから、広域連合の委託事業である特定健診・特定保健指導の充実を図るとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図ってまいります。

また、後期高齢者医療保険料については、所得の低い方に対する保険料均等割の軽減特例措置について、本年10月からの消費税増税に伴う介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金が支給されることにあわせて、見直されることになっております。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**について申し上げます。

地球温暖化の防止をより一層推進するため、再生可能エネルギーの導入・活用促進等、環境に優しい**低炭素のしまづくり**に取り組んでおります。

木質バイオマスエネルギーの取組につきましては、平成28年度の実現可能性調査結果等に基づき、本市に適した長期的に持続可能な木質バイオマスエネルギー設備の導入に向けて、本年度、経済合理性を含めた詳細な検討を行う設備導入事業化計画を策定しております。

平成31年度以降、本計画の内容を十分精査した上で、木材の調達方法等にもさらに詳細な検討を加えながら、地域における関係機関や事業者等と木質バイオマスエネルギー利用についての連携体制を整備して、設備導入を進めてまいります。

一方で、太陽光発電や風力発電においては、電力会社による出力抑制が実施され、活用されない電力が発生している状況であり、これらの余剰電力を水素に変換することにより、水素を利用した合理的な再生可能エネルギー導入に向けて、本年度に国の交付金を活用して、具体的かつ現実的な将来的ビジョン策定に取り組んだところであります。

今後は、このビジョンに基づいて、実際の水素エネルギー設備を利用した実証・研究事業に取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの導入拡大は、地球環境の保全に資することはもちろんですが、新たな産業を育む可能性も大きい事業分野として、本市の地域振興、経済活性化にも大きな影響のある事業と考えております。本市が進めるSDGsの取組においても重要な要素でありますので、他地域に先駆けた取組を今後も積極的に進めてまいります。

近年は、地球温暖化が原因と言われる集中豪雨や地震等の自然災害が全国各地で頻発しており、いつ、どこであっても災害と隣り合わせであるということを、改めて認識させられております。

このような状況の中、地域住民が互いに助け合う「共助」のかなめとして組織化を推進してまいりました自主防災組織は、組織数189、組織率92.5%となっており、避難訓練等、防災活動の具体的取組も始まっております。

今後こうした自主防災組織の活動の活性化に向けた取組を進めてまいります。

原子力防災につきましては、九州電力株式会社が玄海原子力発電所2号機の廃炉を発表いたしました。

私は、玄海原発の再稼働については一貫して反対してきておりますので、2号機の廃炉決定は、歓迎の立場でありますけれども、廃炉まで30年程度かかるとされておりますので、九州電力には、より一層の安全対策と情報提供を求めてまいります。

本市では、7回目となる長崎県原子力防災訓練を2月2日に県、壱岐市、松浦市、佐世保市、平戸市及び関係市町が参加し、佐賀県、福岡県と同日に開催いたしました。

玄海原子力発電所から放射能漏れ事故が発生したとの想定で、玄海原子力発電所から30キロメートル圏内に入る壱岐島南部の住民皆様が、勝本町ふれあいセンターかざはやに避難する訓練、郷ノ浦町三島地区の方々が、本年度までに整備を完了した放射線防護対策施設に一時退避する訓練、自衛隊の大型ヘリコプター及び九州郵船のジェットフォイルを利用した福岡県直方市への広域避難訓練、また、今回初めて石田小学校の児童34名と教員5名の参加協力による学校施設からの避難訓練など、総勢約250名の皆様の参加をいただきました。今回の訓練での課題等を検証し、より実効性のある避難対策を構築してまいります。

平成30年中の災害発生件数は、火災36件、救急1,748件、救助28件で前年に比較し、火災は12件の増、救急は24件の減、救助は5件の増でありました。

火災原因につきましては、依然としてたき火が大半を占めていることから、今後も火災予防の周知徹底に努めてまいります。

また、救急現場において、けがや病気の悪化を防いだり、救命率の向上を図るには、現場におられる方の適切な処置が重要となります。

平成30年度の普通救命講習の受講者数は656人で、うち壱岐市職員428名が受講いたしました。今後とも、市民皆様への普通救命講習及び応急手当の普及啓発に努めてまいります。

平成31年度の消防防災施設及び資機材の整備につきましては、郷ノ浦支署消防ポンプ自動車の更新、芦辺地区第1分団格納庫の建設、防火水槽の増設、消防団のポンプ車、積載車及び小型ポンプの更新を行うことといたしております。

災害は近年複雑多様化し、現場活動における潜在危険もますます増大しております。今後も壱岐市消防団をはじめ関係機関との連携を強化し、市民皆様の安全・安心のため、万全の態勢を構築してまいります。

市道整備につきましては、新年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備3路線、道路防災安全工事1路線と、起債事業7路線、単独事業15路線の整備費を計上しております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、2地区の整備を予定しております。

また、昨年と一昨年に発生した公共土木施設災害につきましては、順次工事発注を行い、復旧を進めております。現在までの進捗状況は、発注率約80%で、完了した箇所は約65%であります。今後も引き続き、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

**公営住宅**につきましては、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備をしており、古城団地の改修工事を社会資本整備総合交付金事業により行います。また単独事業といたしまして、大久保団地の外壁及び屋上防水工事、下水道接続工事と安泊団地の内部改修工事等を予定をいたしております。

**水道事業**につきましては、平成30年度にアセットマネジメントを策定しており、長期的な視点に立った施設管理を行い、計画的に老朽管の更新を実施していくことで、有収率の向上と水道事業の経営基盤の強化に努めてまいります。

また、現在、本市が保有している給水車は、初年度登録から約35年が経過し老朽化しているため、所要の更新予算を計上いたしております。

**公共下水道事業**につきましては、古城・大谷地区周辺の污水管布設工事と路面本復旧工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺地区の污水管布設工事が完了し、供用開始をしておりますので、今後は接続の推進に取り組んでまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、平成31年度も国、県の補助制度により、105基の設置を予定をいたしております。

**壱岐葬斎場改築工事**につきましては、周辺地域皆様の御理解と御協力をいただき、現在地での建替を計画し進めてまいりましたが、いまだ本体建築工事の業者決定に至らず、大幅におくれることとなり、市民皆様に御心配をおかけしていることに対し、深くおわびを申し上げます。

現在の状況といたしましては、2月19日に3度目の入札の公告を行い、4月1日に開札予定であります。

今後も業務に支障を来すことのないよう、現施設の運転管理に努めながら、新施設の早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**について申し上げます。

**教育委員会の組織の再編**として、現在、一支国博物館内に配置している文化財課について、業務内容や教育委員会事務局との連絡体制の両面から検討を行った結果、芦辺庁舎の耐震改修工事により、執務室の確保ができたこと、教育委員会事務局の一体化が図られることから、文化財課を社会教育課の中に文化財班として配置することといたしました。

昨年6月に発生した大阪府北部地震による学校施設のブロック塀倒壊事故を受け、本市におい

でも小中学校、幼稚園においてブロック塀調査を行っております。

平成30年度国の第1次補正予算で「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の安全対策の対象になっているブロック塀について、小学校10校、中学校1校、幼稚園2園の総延長1,381メートルを要望するとともに、今回、所要の予算及び繰越明許費を計上いたしております。

次に、芦辺中学校校舎改築及び改修工事については、建設用地内に農水管があり、現況調査及び対策協議等に不測の日数を要し、当初計画から3カ月程度遅れており、今回、繰越明許費を計上しております。

また、現芦辺中学校校舎の解体費についても、国庫補助事業により所要の予算を計上いたしております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる**離島留学制度「いきっこ留学」**につきましては、昨年9月から5名の留学生を受け入れ、里親留学・孫戻し留学ともに小中学校での豊かな学びと地域での体験活動など元気に過ごしております。

また、本年4月からの「いきっこ留学生」を募集いたしましたところ、里親留学7名、孫戻し留学1名、親子留学3名の計11名の新たな申請があり、留学生として決定をいたしております。

里親につきましては、新たに2名を委嘱し、計3名での受入れの準備を進めており、随時募集を行っております。今後とも、地域で留学生を受け入れていただくとともに、地域の学校を支援していただきますよう市民の皆様の御協力をお願いいたします。

今回、里親留学に係るホームステイ費委託料を月額7万円から8万円に増額で計上いたしております。今後も人口減少対策の大きな柱として積極的に取り組んでまいります。

原島学校給食調理場は、平成23年9月から三島小学校児童及び教職員への配食をしてまいりました。開始当初は50食を配食してきましたけれども、31年度の児童数は4名で予想を超える減少となり、運営が大変厳しくなっております。

このような状況から平成31年3月22日をもって休止し、次年度より学校給食センターから配送することとし、調理員につきましては、新たに幼保連携型認定こども園の開設に伴う給食に対応するための学校給食センターの調理員増に充て、安全安心な給食の提供に努めてまいります。

壱岐島内には、古代より大陸とのかかわりが深い多くの歴史遺産が存在します。平成28年度から3カ年をかけて、この島の歴史文化遺産を改めて把握し、これらを島の宝「壱岐遺産」として後世に伝え、活用していくための指針となる「壱岐市歴史基本構想」を策定いたしました。

今後は、この基本構想に基づき、壱岐島内の貴重な文化財の適切な保護・保存を行うとともに、魅力あるまちづくりにも広く活用してまいります。

次に、**国内外交流が盛んなまちづくり**について申し上げます。

全国的な人口減少社会を迎えた現在、本市においても人口減少対策は喫緊の課題であり、平成28年度から移住相談のワンストップ窓口を設置し、U I ターン者に対する移住支援や相談の受け付けを鋭意行っております。

今年度は1月末現在で、相談件数は135件、相談窓口を介した壱岐市への転入は45世帯70人となっており、右肩上がりの成果を上げております。

また、ウェブサイトやSNSなどの情報発信も定着しており、本市への移住検討者向け専用サイトである「いきしまぐらし」へのアクセス数は、県内自治体で上位に位置しております。

移住・定住は、仕事や住まい、子育て、医療、教育といった幅広い分野の連携が特に求められるプロジェクトであります。

平成31年度は、新たな移住者確保対策として、東京圏からU I J ターンの促進や地方の担い手不足対策のために、国・県と連携した移住支援事業、通称「わくわく地方生活実現パッケージ事業」に取り組むこととしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

また、去る2月9日に芦辺浦地区の任意団体「たちまち」と「芦辺浦地区における移住促進並びに空き家の活用推進に関する連携協定」を締結いたしました。

任意団体「たちまち」は、地域の活性化を考える皆様で結成されており、空き家の調査や移住希望者に寄り添った相談の受入れ等、自主的な活動に取り組んでいる団体であります。本協定の締結は、芦辺浦地区を移住モデルエリアと位置づけ、増加する空き家等を活用することで本地区への人の流れを促し、移住者や地区住民、子どもたちが交流を深めながら魅力的に暮らすまちづくりを目的といたしております。

「たちまち」の活動拠点施設は、本年度に雇用機会拡充事業及び壱岐市まちづくり市民力事業を活用して空き家を改修し完成しており、平成31年度からその一角に市の移住相談窓口を設け、地域おこし協力隊を配置し、官民連携して移住定住を促進し、本地区のまちづくりに資する活動に取り組んでまいります。

国際交流につきましては、国際交流員による「マッシューズ・カフェ」や出前講座を実施し、コミュニケーションや他国の文化・歴史・価値観を市民皆様へ共有する機会を提供しており、小さなお子様から高齢者の方まで幅広く好評を得ております。

また、昨年夏には、在日フランス大使館が主催する日仏交流160周年事業により、フランス人アーティストが本市に1カ月間滞在し、制作したアート作品が市に寄贈されております。この作品を壱岐の島ホールに展示しており、滞在期間中に撮影されたドキュメンタリー映像がユーチューブ等の動画配信サイトで公開されるなど、海外の方へ壱岐の魅力を伝えるツールとしての効果に期待をしております。

インバウンドの推進につきましては、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック

ク等の大型スポーツイベントの国内開催を見据えた取組、福岡市・九州離島広域連携事業——いわゆるRe島プロジェクト事業など、引き続き福岡市等と連携した施策を展開して誘客を図ってまいります。

また、3月5日、本日でございますけれども、「訪れたい地域づくりへの新展開」として、事業構想大学院大学による「壱岐島アートフェス構想」が福岡市で開催されるクールジャパン・シンポジウムにおいて提案されます。

これらを踏まえ、外国人観光客とかかわる市内交通事業者や宿泊施設、飲食店、体験事業者等の観光関係事業者のインバウンド受入れ体制整備の支援を強化してまいります。

一昨年の10月にオープンしたテレワークセンターは、島内外からの認知が広がっておりまして、この流れをさらに加速化させるため、本市の魅力である自然を活用し、テレワークとバケーションを融合させた「テレワーケーション」を推進してまいります。

具体的には、テレワークを軸とした働き方改革にアウトドアや遊びの要素を追加し、家族でも楽しめる「テレワーケーション」の拠点化を図ってまいります。

このことにより、「働きながら休む」という概念を導入し、企業の福利厚生制度の一つとしてPRを行います。特に、九州経済の中心である福岡都市圏に隣接しているという本市のメリットを生かし、福岡都市圏の企業に直接働きかけることで、より多くのテレワーク利用者の取込みを図るとともに、移住者の増加を目指してまいります。

今後さらに加速化する働き方改革の流れに乗り、新たな働き方改革の全国的なモデルとなることはもちろん、関係人口増加及び移住促進にもつなげ、時代に取り残されない活力ある島として、永続的な地方創生を実現してまいります。

本年度の壱岐なみらい創りプロジェクトにつきましては、市民皆様が中心となり、計4回の「壱岐なみらい創り対話会」を開催いたしました。この1年間の対話会を通じて、みずから実現したいと挙げられた8つのテーマについて、2月23日にその活動状況の発表会が開かれました。

また、「壱岐イノベーションサマープログラム」については、本年度2回目の開催となり、今回も島内の高校生が東京大学、九州大学、早稲田大学等の大学生と壱岐の地域活性化について議論を重ねました。大学生と接する機会が少ない壱岐の高校生にとって、非常に刺激的な機会であったと参加者の声を受けております。

本年1月からは、壱岐高校1年生の「総合的な学習の時間」に市の職員が講師として参加し、「課題を見つける力を高める学習」に協力しております。

来年度以降に予定されている「総合的な探求の時間」を通じて、壱岐や日本の未来を見据えた課題について考える機会に対しても、本事業と連携しつつ対応していく予定であります。

新しい価値を見出して「起業家的な生き方」をしている人たちに移住していただき、その活動

を通して関係人口を増加させ、さらなる壱岐への移住者の呼び込みや新たな働き方の提案につなげることを目的として、起業家人材育成事業を行っております。

東京を初めとする都会では、効率化と生産性が求められ、働く人たちの多くが疲弊しつつあります。それゆえに、自然のエネルギーがあふれる壱岐で、生きている喜びを感じながら自分らしく生きるという新しい生き方・働き方ができることは、大変大きな魅力となります。

このコンセプトを打ち出し、東京や大阪を中心に行った人材の募集活動においては、「壱岐がおもしろいことを始めた」と大きな反響を呼び、既に3人の起業家人材が起業に向けた活動を開始しております。

次年度はさらに3名の採用を予定しており、本事業で採用された人材の方々の活動により、壱岐を拠点とした壱岐ならではの新しい働き方・生き方・暮らし方を創造し、将来のさらなる移住者の増加や壱岐の子供たちの定住につなげてまいりたいと考えております。

次に、第3回目の開催となった**神々の島 壱岐ウルトラマラソン**については、公式ホームページの充実やSNSでの情報発信を有効的に行った結果、参加者数は年々増加をいたしております。

また、ランナー向けのインターネット情報サイト内に掲載されている国内ウルトラマラソンランキングでは、全国第2位の高評価を得ており、ことしの大会の注目度も上がり、さらなる参加者数の増加につながるものと期待をいたしております。

本大会は、中高生や消防団を初めとする各団体1,000人を超えるボランティアの皆様を支えられ、さらには沿道で応援してくださった市民皆様、関係団体の方々など多くの皆様から積極的に御参加いただいております。このことは、地域振興事業として、また、まちづくり事業としても大きな効果があったものと捉えており、事務局で試算した経済波及効果は5,000万円以上であり、本市の観光振興にも大きく寄与したものと考えております。

第4回開催となることしの大会は、10月19日土曜日開催予定とし、より地域に密着した大会となるよう計画を進めておりますので、関係機関・団体の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

本市の**平成31年度の予算編成**にあたっては、地方財政をめぐる国の動向に注視しながら、引き続き、平成27年度に策定した「第2次壱岐市総合計画」の着実な実施を軸として、事業の選択と集中による効率的な予算配分を行うとともに、「壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市にとって有益な施策を最大限に活用し、雇用促進・島内経済の活性化につなげていくための予算編成を行っております。

一方、本市の財政状況は、平成29年度末の市債現在高が一般会計で262億8,700万円、対前年度比2億1,991万円増となっておりますけれども、公債費につきまして、7割程度の

補填措置により実質100億円未満の残高であります。

経常収支比率につきましては89.9%、対前年度3.2%増と、依然として高い水準で推移しておりますが、これは庁舎及び小中学校校舎を始めとした公共施設の耐震改修等大規模建設事業費の増加などによるものであります。

今後においても、高齢化の進展による社会保障経費の増加等、厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画・公共施設等総合管理計画に基づいた行財政改革に取り組むとともに、長期的な展望に立った財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した平成31年度の一般会計の予算規模は、236億7,000万円、対前年度当初予算比36億円、13.2%減で、特別会計を含めた予算規模は322億2,958万5,000円、対前年度当初予算比38億8,181万9,000円、10.7%減となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・一部改正に係る案件11件、予算案件14件、公の施設の指定管理者の指定案件5件、その他5件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取組を振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後もさまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時30分といたします。

午前11時19分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

### 日程第5、議案第2号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、議案第2号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案の説明につきましては、担当部長及び担当課長にいたさせますので、よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第2号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について、石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

契約の目的、石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）。契約の方法、随意契約、当初は制限つき一般競争入札です。契約金額、2億723万1,480円、このたび116万7,480円の増額となります。契約の相手方、壱岐市石田町石田東触853番地、有限会社安川建設代表取締役安川昭彦氏です。

提案理由は、外構工事の追加等によりまして所要の変更契約を行うものです。

次のページには、参考としまして、外構計画図を添付して、追加工事箇所を赤字で示しております。

工期は、3月11日までです。

この工事は、昨年6月14日に契約締結の議決をいただきまして、工事を進めておりまして、本年4月1日の開設を予定して備品等の搬入についても、並行して準備を進めております。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第2号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6．議案第3号～日程第39．議案第36号

○議長（小金丸益明君） 日程第6、議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから日程第39、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上34件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について御説明いたします。

壱岐市まちづくり協議会設置条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、12月会議におきまして可決いただきました壱岐市自治基本条例に基づき、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、まちづくり協議会の設置に関し必要な事項を定め、地域住民の福祉の増進、地域内の連携の強化及び市とまちづくり協議会の協働による地域自治の推進を図る目的で条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市まちづくり協議会設置条例は、第1条から第8条までとなっております。

初めに、第1条では、目的として壱岐市自治基本条例に規定するコミュニティ活動を推進するための新たな組織としてまちづくり協議会を設置し、市との協働によるまちづくりの推進を図ることとしております。

第2条は、用語の定義で、第2号において、まちづくり協議会の範囲を小学校区単位と定義しております。

第3条では、構成員として、地域に居住している人、地域内で働く人や学ぶ人、事業者、地域コミュニティ組織、各種団体などが構成員となることを定めております。

第4条では、まちづくり協議会の認定を、第5条では、活動方針について定めており、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくり活動を行うこととしております。

また、まちづくり協議会は、その課題の解決に向けてまちづくりの目標、活動方針、取り組む活動の内容等を定めたまちづくり計画を策定し、これに基づき活動を進めていくことを定めております。

第6条では、活動の制限として、宗教、政治関連、反社会的な活動については行ってはならないとしています。ただし、宗教については、教義を広め信者の強化育成などにつながらない、いわゆるお祭りの催事などは問題ないと考えております。

第7条では、市の助言及び支援で、まちづくり協議会の自主性・主体性を尊重し、連携・協力を行うため、効果的な財政支援、人的支援、情報発信等の支援を行うことを定めております。

第8条は、その他でこの条例に基づく施行規則を定め、まちづくり協議会の活動、運営を行うことを定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第4号、議案第5号及び議案第6号を続けて説明いたします。

議案第4号壱岐市行政組織条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、SDGs未来都市の業務を総務部の分掌事務に追加するために所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

ただいま申し上げましたとおり、壱岐市行政組織条例第2条第1号中、総務部の分掌事務にセ、「SDGs未来都市に関する事」を加えるものでございます。これは、SDGs未来都市に係る施策について、全庁的かつ横断的な取り組みが必要であることから、総務部にSDGs未来課を配置するものでございます。

SDGs未来課の所掌事務は、SDGsに関する事、壱岐未来づくりに関する事、省資源及び省エネルギーに関する事、新エネルギーに関する事、地域協議会に関する事などを担当します。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

議案第5号壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を制定するものであります。

次のページをお開き願います。

第1条、目的であります。今申し上げました本条例の提案理由と同様の内容でございます。

この条例の主な内容でございますが、第3条で、市の責務を規定しております。第4条で、市民の責務を規定しております。第5条で、相談及び情報の提供等を規定しております。第2項において、市に窓口を設置するとしております。窓口につきましては、総務部危機管理課に置きます。

第6条で、見舞金の支給について規定しております。市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとします。第2項で、支給対象者、見舞金の額等については規則に委任しておりますが、具体的には見舞金の種類及び額は、遺族見舞金が30万円、障害見舞金が10万円以内と規定します。遺族見舞金の支給を受けることができる対象者については、犯罪行為により死亡された被害者の遺族とします。

なお、被害者が当該犯罪行為の行われた時点において、本市の住民基本台帳に記載された被害者の遺族でございます。ただし、住民基本台帳に記載されていない死亡被害者であっても、進学のため市外に居住していた死亡被害者の父母、遠隔地での勤務のため市外に居住していた死亡被害者の配偶者及び子は、遺族見舞金の支給を受けることができる対象者に含めます。また、遺族見舞金は、第一順位の遺族に対し支給します。

障害見舞金の支給についても、規則で定めませんが、障害見舞金の支給を受けることができる方は、犯罪行為により障害を受けた市民であって、当該犯罪行為による障害について、その治療に要する期間が一月以上であると医師より診断された方とします。

そのほか規則で見舞金の支給制限、遺族見舞金の額の調整等について規定をいたします。

本則第7条は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、日常生活の支援について規定しております。

第8条は、犯罪被害者等の居住の安定についての支援を規定しております。第9条は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、啓発活動に努めることを規定しております。第10条は、市民の理解の増進について規定しております。

第12条は、規則委任条項でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

議案第6号壱岐市債権管理条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市債権管理条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、債権管理の一層の適正化を図るため制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

本市における債権の管理、滞納については、市議会決算特別委員会並びに監査委員より未収金の適正な債権管理、また債務者の状況等を調査確認し、回収整理の方策等を実施していく必要があるなどの御意見をいただいております。

現在の債権管理については、これまで所管している各部署が、債権台帳の整備や督促などのおのの規定に基づき個別に事務処理を進めてまいりましたが、全庁における債権の適正な管理を行うため債権管理の一元化を行い、職員が共通の認識を持つために督促や滞納処分等の事務処理基準の明確化・統一化を図り、その手法を共有し、法令に基づいて確実な徴収事務を努め、市民負担の公平性への確保、市の債権管理のさらなる適正化を図るものであります。

第1条の目的は、市の債権の管理について必要な事項を定め、市の債権の管理の適正を期することを目的とするものであります。

第2条の定義は、市が所有している全ての債権をこの条例の対象とし、市の債権、強制徴収債権、非強制徴収債権についてそれぞれ定義しております。非強制徴収債権は、具体的には個々の法令で強制徴収手続が規定されていないため、強制徴収には裁判所の手続が必要な非強制徴収公債権や、民法による契約などの私法上の原因に基づいた私債権を言います。

第3条に他の法令との関係、第4条に市長の責務、第5条に台帳の整備を規定しております。

2ページ目をお開きください。

第6条に、債務者に関する情報の取り扱いについて、第7条に、督促に関する事項を定めております。

3ページ目をお開きください。

第8条の滞納処分等は、強制徴収債権について法令や条例の規定に基づいて滞納処分を行わなければならないことを定め、第2項では、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予や滞納処分の停止をすることができる旨を定めております。

第9条の強制執行等は、非強制徴収債権について督促をしてもなお履行されない場合には、強制執行等の措置をとることを定めております。ただし、徴収停止の措置や履行期限を延長する場合などはこの限りではないことを定めております。

第10条は、履行期限の繰り上げについて定めております。

4ページ目をお開きください。

第11条は、債権の申し出等について規定しております。

第12条の徴収停止は、非強制徴収債権について債務を履行させることが著しく困難な場合や不相当であると認められる場合には、徴収を停止することができることを定めております。

5ページ目をお開きください。

第13条の履行延期の特約等は、非強制徴収債権の債務者が、資力がないなどの理由で期限までに履行できない場合は、履行期限を延長する特約や分割して履行期限を定めることを妨げないことを定めております。

6ページ目をお開きください。

第14条の債権の放棄は、市の非強制徴収債権について1号から9号に規定した条件を満たした場合には、債権の放棄ができることを定めております。つまり、必要な措置を講じても徴収が困難な債権について、放棄することができる要件について定めたものであります。

7ページ目をお開きください。

第2項では、放棄した非強制徴収債権については、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならないことを定めております。

第15条は、規則委任条項でございます。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

また、現在延滞金の徴収等については、壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例に定めておりますが、その一部の内容について所要の改正を行っております。

内容につきましては、資料1、改正条例新旧対照表の2ページをあともってご覧いただきたいと存じます。これは地方税法の延滞金の取り扱い、端数計算の方法に準じて今回改正するものであります。

これで議案第6号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第4号から議案第6号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第7号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方創生推進交付金事業の事業推進主体として、新たに設立した第三セクター等を地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定に基づき、地方自治法第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人として定め、あわせて地方自治法施行令第152条第1項第2号に該当する財団法人壱岐栽培漁業振興公社を削除するものでございます。

議案関係資料1の改正条例新旧対照表で御説明をさせていただきます。3ページをお開き願います。

まず、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する条例により調査対象となる定める法人は、地方公共団体の出資金が4分の1以上2分の1未満の団体でございます。本条例第2条第1号の「財団法人壱岐栽培漁業振興公社」につきましては、出資金等が2分の1以上であることから、地方自治法第152条第1項第2号の規定に該当しますので、本条例に定めるものではなく、地方自治法施行令で定められる法人ですので、条例から削除いたします。

これに伴い、各号を繰り上げ、第4号に新たに設立した第三セクター「IKI PARK MANAGEMENT株式会社」を追加いたします。なお、IKI PARK MANAGEMENT株式会社への壱岐市の出資率は25%でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩といたします。再開を13時といたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第8号壱岐市税条例等の一部改正について、壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、消費税率10%への引き上げにより、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

主な改正点は、法人税割の税率の引き下げですが、地方税の税率を引き下げ、その分国税の税率を引き上げて、増額分を地方交付税として地方団体の財源とすることで、地域間の税源の偏在是正を図るものです。該当条項は、第1条中、第34条の4となります。

次に、軽自動車税ですが、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が設けられるもので、従来の軽自動車税が種別割と改正されます。該当条項は、第1条中、第80条から第91条、附則第15条の2から第16条の2及び第2条、第3条となります。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や条項番号のずれが生じた箇所を整備するものです。

施行期日は、附則第1条のとおりです。

議案関係資料1の4ページから19ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第9号について御説明をいたします。

議案第9号壱岐市立図書館条例の制定について、壱岐市立図書館条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、図書館法に基づく壱岐市立図書館協議会を設置し、壱岐市の図書行政について御審議いただくため、関係条項を定めるものでございます。この図書館協議会の設置については、図書館法で委員の定数、任期、その他必要な事項については設置する地方公共団体の条例で定めるとありますので、今回議会に提出するものです。

なお、この条例の制定に伴い、関連条例である壱岐市立郷ノ浦図書館条例及び壱岐市立石田図書館条例は廃止することになります。

次のページをお開きください。

壱岐市図書館条例の内容については、記述のとおりであります。主な条文について御説明をいたします。

第1条に趣旨及び設置、第2条に2つの公共図書館の名称と位置を定めています。第3条から第6条までは管理運営関係、第7条から石田図書館に視聴覚室と研修室がありますので、その使用料関係等を定めています。とりわけ前段で説明したとおり、第19条から第24条までは図書

館協議会の関係について定めております。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第10号から議案第12号まで一括して御説明申し上げます。

議案第10号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

この条例は、災害救助法が適用された災害により、負傷または住居、家財に被害を受け、かつ一定の所得に満たない世帯に対して、生活再建に資するため災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けを定めたものです。

平成28年4月発生の熊本地震や、その後の豪雨災害などによりまして、従来の年利3%かつ保証人を付することが必須条件で貸し付けが行われました。

しかしながら、この条件のハードルが高く、実態として貸付申請を諦めた事例も多く、生活再建の障害となりかねないことから、被災地等関係市町村から制度の見直しを求める要望がなされた経緯がございます。

これを受けて法律の改正が行われ、貸付利率の引き下げや保証人の有無、償還方法に月賦償還を追加するなどが盛り込まれました。

次のページをお願いします。

改正点は、第14条ですが、現行では「利率」のみの記載をしておりましたが、第1項に「保証人」、第2項に「保証人を立てる場合は無利子とし、立てない場合には措置期間中は無利子として、この措置の経過後は利子を設定する」、第3項には「保証人には連帯して債務を負担する」点等を加えております。

第15条では、表現や条項のずれを修正しています。

施行期日は、平成31年4月1日から施行するものです。

議案関係資料1の20ページに新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第11号壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について、壱岐市立幼

保連携型認定こども園条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、壱岐市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い制定するものです。

次のページをお願いします。

第1条は目的と設置、第2条は名称、位置及び定員、第3条は事業、第4条は入園の申し込み手続、第5条は保育料などを定めておりました、第10条は委任として、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行し、また関連のある壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正、壱岐市立幼稚園条例の一部改正、壱岐市保育所条例の一部改正を行うものです。

議案関係資料の1、21ページから24ページに附則の改正点の新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いします。

続きまして、議案第12号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

次のページをお願いします。

改正の内容は、学校教育法の一部を改正する法律により、平成31年度から実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、専門職大学等が創設されることになりました。

このことによりまして、本条例が参酌基準としております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の第10条第3項で定める放課後児童支援員のうち、同項第5号の学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者に当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むとの括弧書きがつけ加えられて改正されたため、本条例第10条第3項第5号に「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む」と加えるものです。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

議案関係資料1の25ページに新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第13号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

提案理由は、学校教育法の一部改正に伴い、専門職大学が創設されることにより、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。

条例第10条に、水道の布設工事及び布設工事監督者の資格、第11条に水道技術管理者の資格等を定めております。本年4月から専門職大学が創設されることに伴い、資格基準を定める規定の改正を行うものです。

内容は、専門職大学が前期課程と後期課程に区分されることができ、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされ、現行の規定のままでは短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成しているにもかかわらず、当該資格要件を満たさないことから、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるよう、所要の改正を行うものであり、本条例に修了した後などを加えるものであります。

そのほかには、関連する表現の見直しなどを行っております。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとし、経過措置を記載のとおり設けております。

別紙資料1の議案関係資料の26から28ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第14号について御説明をいたします。

議案第14号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は青嶋公園、位置は壱岐市芦辺町諸吉南触1691番地。  
2、指定管理者、壱岐市芦辺町芦辺浦562番地、壱岐市森林組合代表理事組合長深見忠生。3、指定期間、これは公募によるものでございまして、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますが、青嶋公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第15号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものです。

本日の提出です。

公の施設の名称及び位置は、表に記載のとおりでございます。指定管理者、壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長末永榮幸氏です。3、指定期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

提案理由は、壱岐市地域福祉活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものです。

表に示しております壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターほか3施設の指定管理期間が平成30年度をもって終了となります。この4つの施設は、条例上壱岐市地域福祉活動拠点施設として位置づけていることや、いずれの施設も開設時から地域福祉活動、介護保険活動、老人福祉活動、障害者福祉活動、児童福祉活動、ボランティア活動などの地域福祉の中心施設として壱岐市社会福祉協議会が入所して利用し、施設の管理を受託しておりました。

このようなことから、この4施設の管理を他の法人等に任せることは非合理的でありますので、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選考委員会の審査を経て選定いたしました。

壱岐市社会福祉協議会は、経営基盤の強化と事業推進の効率化を図るため、組織機構の改編に取り組まれ、3月1日から芦辺町諸吉大石触179番地2にあります壱岐市壱岐島開発総合センター内に本所を置かれました。これまでの事業所は、支所として取り扱われます。現在、住所等の変更手続中でありますので、社会福祉協議会からその変更の届け出があり次第、指定管理者の住所変更等を行います。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第16号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置でございます。名称は、へい死獣畜一時保管処理施設、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3195番地でございます。指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町東触560番地、壱岐市農業協同組合代表理事組合長川崎裕司でございます。指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3カ年でございます。

提案理由といたしましては、へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第17号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称はイルカパーク、位置は壱岐市勝本町東触2668番地3外。2、指定管理者、壱岐市勝本町東触2668番地3、IKI PARK MANAGEMENT株式会社代表取締役高田佳岳。3、指定期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、イルカパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補者であるIKI PARK MANAGEMENT株式会社は、内閣府の地方創生推進交付金を受け実施しております、壱岐島リゾートプロジェクトの事業推進主体として、イルカパークの再生を中心に、観光振興による地方創生を実現するために設立した第三セクター等でございます。当該施設の運営を行う団体として最適と判断し、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、議案の提出に伴いまして、一般会計補正予算（第7号）におきまして債務負担行為を設

定しております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第18号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものです。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置については、名称が勝本総合運動公園、位置が壱岐市勝本町新城西触1645番地。2、指定管理者は、壱岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社壱岐カントリ倶楽部代表取締役松熊克彦氏でございます。3、指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第19号から議案第21号まで続けて御説明いたします。

議案第19号友好都市の提携について、本市は福島県檜葉町と防災・教育・経済・人材交流等により、相互の地域の振興、活性化を図り、両市の絆を深め、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市の提携をするものとする。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市は福島県檜葉町へ東日本大震災の復興応援のため、平成24年度から3年間技術職員を派遣しました。これを契機に平成26年には、檜葉町の小学生が壱岐市へ修学旅行に訪れ、壱岐市からは渡良小学校の児童が檜葉町を訪れております。子供たちが交流を深め、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習するすばらしい機会となっております。

平成28年9月4日に防災・教育・経済パートナーシップを宣言したことを踏まえて、今後さらに両市町の友好の絆を深めるため、友好都市提携を締結しようとするものでございます。

次に、議案第20号新市建設計画の一部変更について御説明いたします。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、新市建設計画の一部を別紙のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、合併特例債を平成31年度まで活用するにあたり、新市建設計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、合併特例債を活用する見込みであった平成30年度事業で、年度内に事業が完了しないものについて、平成31年度も引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画の一部を変更するものでございます。

改正内容につきましては、次ページ以降新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお開き願います。

新市建設計画4ページの計画策定の方針の中にございます「15年」を「16年」に変更するものでございます。

2ページをご覧ください。

新市建設計画57ページの7、財政計画、主要指標の見通しの項目、人口、世帯数、年齢別人口、産業構造をそれぞれの統計数値等を実績並びに5年後の見通しに変更するものでございます。

下段の主要指標の見通しの表でございますが、平成27年度につきましては実績値に修正し、平成37年度の欄を追加し、各数値につきましては推計値を計上しております。

5ページ、6ページをお開き願います。

新市建設計画58ページから61ページの財政計画について、歳入歳出の各区分、29年度までについては実績値に修正いたしております。

平成31年度の欄を新たに追加し、平成30年度以降の数値について、昨年11月に策定いたしました壱岐市中期財政計画等をもとに推計値を計上しております。

次に、議案第21号過疎地域自立促進計画（変更）の策定について御説明いたします。

過疎地域自立促進計画（変更）を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、水産業強化支援事業及び保育所改修事業に過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進計画の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、次のページ、新旧対照表のとおりでございます。

以上で、議案第19号から議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明いたします。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、壱岐市郷ノ浦町大島字大泊地先及び壱岐市郷ノ浦町大島字宮野尾地先の大島漁港の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域の変更をしようとするものであります。

次のページをお開き願います。

位置といたしましては、壱岐市郷ノ浦町大島字大泊554番8に隣接する地先、面積2.6平方メートル、編入する区域は字大泊でございます。

次のページに、位置図と字図を添付いたしております。当該箇所は、既設護岸に簡易浮き栈橋の設置に伴い、岸壁に存在する階段部分を岸壁敷として利用するため、埋め立てたものでございます。

次のページをお開き願います。

位置といたしまして、壱岐市郷ノ浦町大島字宮野尾698番9から698番4に隣接する防波堤に至る地先、面積870.89平方メートル、編入する区域は字宮野尾でございます。

次のページに位置図と字図を添付しております。当該箇所は、漁港用施設用地の整備に伴い、埋め立てたものでございます。

以上で、議案第22号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億9,630万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億900万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるもので

ございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加・変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6から7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1、追加で、2款1項総務管理費の定住奨励事業ほか14件の事業費総額13億1,802万9,000円につきましては、平成29年発生 of 災害復旧工事の発注における入札不調の影響や、国の補正予算に伴い実施する事業であることなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として追加計上しております。

また、2、変更で、7款2項道路橋梁費の道路橋梁新設改良事業ほか1件の事業費総額3億2,344万円は、昨年12月会議に上程いたしました補正予算（第5号）に係るものの変更でございます。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料2平成30年度3月補正予算案概要の34から39ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

8から9ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加で、イルカパークについては、平成31年度より新たに指定管理を行う施設として、壱岐市地域福祉活動拠点施設及び勝本総合運動公園、青嶋公園については、平成30年度末で指定管理が終了するため、それぞれ平成31年度以降の指定管理委託料につきまして、債務負担行為限度額として追加しております。

また、2、変更で、マリンパル壱岐及び筒城浜ふれあい広場の指定管理料につきましては、本年10月の消費税率の引き上げに伴う債務負担行為限度額の変更でございます。

10から12ページにかけましては、第4表地方債補正、1、変更で、それぞれ起債を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査を行い、借入限度額について増額または減額の補正を行っておりますが、特に今回は、壱岐島開発総合センター耐震改修事業及び小中学校、幼稚園のブロック塀改修事業において、教育債で1億3,780万円の増額を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

16から17ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税で3,069万1,000円、特別交付税で3,046万3,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金、農地及び農業用施設災害復旧費分担金は、平成29年発生 of 過年災の一部で入札不調が相次ぎ、工期の確保が困難となる中、平成30年発生 of 現年災についても、発注の見通しが立たないため、平成31年度予算に組み替えて計上することとし、今回事業費の精査もあわせ、既予算計上額から1,380万円を減額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、離島活性化交付金は、国の補正予算第2号の内示に伴うもので、壱岐島開発総合センターの耐震改修事業について6,226万円を増額しております。また、地方創生推進交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金につきましては、事業の実績見込みによりそれぞれ減額しております。

次に、2目民生費国庫補助金プレミアム付商品券事務費補助金は、本年10月から使用開始予定の商品券の発行・販売に要する事務経費について、国が全額を補助するもので、326万6,000円を追加しております。

18から19ページをお開き願います。

7目教育費国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、小中学校、幼稚園のブロック塀改修事業について配分基礎額に対する3分の1の臨時特例交付金を合計で3,682万2,000円を増額しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、国庫補助金と同様に事業の実績見込みにより8,404万8,000円を減額しております。

20から21ページをお開き願います。8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、先ほど分担金でも説明いたしましたとおり、平成30年度の現年災分について、平成31年度への予算組み替えを行うため、9,620万円を減額しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、減債基金繰入金及び合併振興基金繰入金は、主に地方債の償還や単独事業費への充当財源として計上しておりましたが、実績見込みによる事業費の精査に伴い、それぞれ減額しております。

22から23ページをお開き願います。

21款市債につきましては、10から12ページの第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料2の平成30年度3月補正予算案概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

別紙資料2の2から3ページをお開き願います。

2款総務費1項5目財産管理費、庁舎整備費の3億1,800万円の減額は、債務負担行為での事業費の精査によるものでございます。

4から7ページにかけまして、2款1項13目国境離島振興費につきましては、滞在型観光促進事業、創業事業拡大支援事業など全4事業において、事業費の実績見込みにより総額で1億9,230万8,000円の減額を行っております。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業費につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたが、商品券の発行・販売に係る既存のシステム改修経費等について326万6,000円を追加しております。

次に、14から17ページにかけまして、5款農林水産業費1項4目畜産業費、地域肉用牛緊急増頭対策事業及び地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業につきましては、事業の実績見込みにより総額で1,960万円を増額しております。

次に、22から23ページをお開き願います。

7款土木費5項1目都市計画総務費、街なみ環境整備事業は、申込者数の実績にあわせ2,800万円を減額するものでございます。

24から25ページをお開き願います。

9款教育費2項1目学校管理費から4項1目幼稚園費のブロック塀改修事業につきましては、昨年6月に発生した大阪北部地震により、小学校プールのブロック塀が倒壊し、登校中の児童が犠牲となった事故を受け、安全性に問題のあるブロック塀を改修するものとして、国の補正予算第1号による臨時特例交付金の対象となるものについて、小中学校、幼稚園の総額で1億1,878万9,000円を追加しております。

26から27ページをお開き願います。

9款5項4目公民館費、壱岐島開発総合センター管理費1億2,727万8,000円の増額補正は、国の補正予算第2号による離島活性化交付金の補助内示を受け、壱岐島開発総合センターの耐震改修事業について、地方債を併用し実施するものでございます。

次に、10款災害復旧費につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたが、農地農業用施設の国庫補助対象災害につきましては、平成30年度の現年災分を平成31年度当初予算へ組み替えるため、1億7,800万円の減額、過年災分については、小規模災害に係る市単独の復旧工事費等で、これについても同じく一部を新年度予算へ組み替えることとし、3,236万5,000円を減額しております。

また、公共土木施設災害復旧事業においても、単独事業費について精査を行い、900万円を減額しております。

そのほか各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額につきまして減額補正を行っております。

以上で、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第24号から第26号までを続けて説明をさせていただきます。

議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,073万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,015万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,949万1,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項1目保険給付費等交付金について、療養給付費等保険給付費の決算見込みにより、普通交付金分1億6,827万1,000円など、合計1億7,105万9,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、決算見込みにより、2款1項1目一般被保険者療養給付費を1億647万1,000円の減額、2項1目一般保険者高額療養費についても、6,180万円を減額をいたしております。

続いて、診療施設勘定について御説明いたします。

18、19ページをお開き願います。

1款診療収入について、決算見込みにより100万8,000円を減額をいたしております。

4款1項事業勘定繰入金については、購入医療機器の変更による補助対象額の変更等により、251万8,000円を減額し、2目一般会計繰入金については、217万2,000円を増額を

いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目施設管理費について、購入医療機器の変更等により125万2,000円を減額をいたしております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,439万9,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料について、計300万円を増額をいたしております。

4款1項2目保険基盤安定繰入金については、361万7,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入の決算見込み及び基盤安定負担金の確定により、61万7,000円を減額をいたしております。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,300万3,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目保険料につきましては、死亡等によります被保険者の減少分853万4,000円を減額、3款1項国庫負担金、2項の国庫補助金、4款1項の支払い基

金交付金、5款1項の県負担金、7款1項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費の減額によりまして、それぞれの割合に準じて総額1,151万3,000円を減額をいたしております。

なお、3款2項5目保険者機能強化推進交付金につきましては、30年度に新たに創設され、504万7,000円の追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款1項介護サービス諸費につきましては、2,000万円の減額、3項1目高額介護サービス費につきましては、申請件数の増に伴い500万円の追加をいたしております。

3款地域支援事業につきましては、財源調整をいたしております。

以上で、議案第24号から26号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第27号及び議案第28号を続けて御説明いたします。

議案第27号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,067万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,165万2,000円とします。2項及び第2条、第3条については記載のとおりです。

本日の提出でございます。

10から11ページをお開き願います。

2、歳入ですが、5款一般会計繰入金で1,067万4,000円を減額しております。

次に、12から13ページをお願いします。

3、歳出でございます。1款下水道事業費1項管理費で487万円の減額、2項施設整備費で300万円の減額補正をしております。

2款漁業集落排水整備事業費1項管理費で140万4,000円の減額、2項施設整備費で140万円の減額補正をしております。いずれの事業も管理費及び施設整備費の精査により減額するものです。

議案第27号に関する主要事業説明は、別添資料2の32から33ページに記載しております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説

明申し上げます。

第1条、平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成30年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第1款水道事業費用では、1,262万4,000円の減額をしております。

第3条、平成30年度壱岐市水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第1款資本的支出で700万円の減額をしています。

本日の提出でございます。

8から9ページをお願いします。

収益的支出ですが、水質検査委託料と行政事務委託料等の実績見込みによる減額と管路情報システム保守委託料が不足することから増額等を行い、差し引きで1,262万4,000円の減額となります。

10から11ページをお願いします。

資本的支出ですが、支出で700万円の減額をしており、道路工事等における水道給配水管布設替工事費の実績による執行残分の減であります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時5分といたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236億7,000万円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、平成32年度以降に発生する債務負担行為15件の内容につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、平成31年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は24億830万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

16から17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、平成26年度から5年間段階的に縮減されてきておりました普通交付税の合併算定替による特例措置が、平成30年度をもって終了し、平成31年度より壱岐市一本での算定となることから、普通交付税82億9,870万円、特別交付税5億3,190万円で、対前年度比5億1,960万円の減としております。

次に、26から27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金でラジオ活用発信・誘客拡大事業や日本遺産関連資料を活用した交流促進事業などの継続事業のほか、島内製造業者に対し製品、原材料の移出・移入経費を支援する戦略産品輸送経費支援事業などの新規事業を含め、全15の事業に対する補助金として9,218万8,000円、地方創生推進交付金で壱岐しごとサポートセンターや壱岐市ふるさと商社への運営費補助金、イルカパークの再整備により滞在型観光の促進を図る壱岐島リゾートプロジェクト事業などの継続事業のほか、テレワーケーション推進事業、壱岐島リゾートアイランドプロジェクト事業などの新規事業を含め全9事業に対し、2分の1の補助金2億1,627万2,000円を計上しております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金では、輸送コスト支援事業として、農水産物の出荷等経費に対し、市を通して間接交付される国の補助金について、事業費の60%の補助金1億5,202万2,000円を計上しております。

次に、30から31ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業ほか全4事業に対し、事業種別ごとに国50から55%、県10から22.5%の補助率で国費を含めて交付される補助金3億217万5,000円を計上しております。

次に、38から39ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金でふるさと応援寄附金につきまして、3億5,000万円の見込み額で計上しております。

次に、18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金につきましては、財源調整のため4億円を、減債基金につきましては、地方債の償還財源として11億円をそれぞれ計上しております。

また、特定目的基金につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金で、しま共通地域通貨発行事業の財源として1億40万円を、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業や介護人材確保対策事業、いきっこ留学制度助成事業などの財源として総額で2億6,070万円を、合併振興基金につきましては、新たな地域コミュニティ準備事業や安全安心まちづくり交付金、庁舎間イントラ設備システム更新事業などの財源として、総額で7億9,800万円を計上しております。

次に、46から47ページをお開き願います。

21款市債につきましては、全体合計24億830万円で、対前年度比23億4,770万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道本村神里線、市道山崎線など9路線の道路改良事業や郷ノ浦堆肥センターの機械器具・車両購入費など全18の事業に対し2億6,500万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、市道黒崎線道路改築事業や漁村再生交付金事業、箱崎小学校校舎外壁・屋根改修事業、筒城小学校屋内運動場床改修事業など全17の事業に対し3億8,570万円を計上しております。ソフト事業分で、しま共通地域通貨発行事業、漁業用燃油対策事業など全26事業に対し、基本限度額分2億6,290万円、限度額超え分についても、同額の2億6,290万円、合わせまして5億2,580万円を計上しております。

次に、3目合併特例事業債は、市役所芦辺及び石田庁舎の耐震改修等事業に3億6,560万円を計上しております。

次に、4目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足額を補填するため、国と地方で折半する

ルールに基づき、地方分について各地方公共団体で発行する地方債について5億円を計上しております。

次に、5目商工債は、一般補助施設整備事業で、壱岐島リゾートアイランドプロジェクト事業及び壱岐島リゾートプロジェクト事業のハード事業分に7,540万円を計上しております。

次に、6目土木債では、自然災害防止事業で4つの地区の急傾斜地崩壊対策事業に2,410万円を、公営住宅建設事業で古城団地及び大久保団地の改修事業に1億5,170万円を計上しております。

次に、7目消防債は、緊急防災・減災事業で芦辺地区第1分団の格納庫新築工事などに1億620万円を、防災基盤整備事業で防災行政無線の屋外拡声子局4カ所の更新事業に880万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料3の平成31年度当初予算案概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

別紙資料3の3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、まちづくり協議会設置事業は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づくコミュニティ活動を展開するため、まちづくり協議会を設立し、協働によるまちづくりを推進するものとして、4,677万7,000円を計上しております。

次に、本庁舎建設基金積立金5,000万円は、将来の本庁舎建設に要する経費に充てるため、基金の積み立てを行うものでございます。

5から6ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費、庁舎整備費4億300万円は、市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、平成30年度に引き続いて芦辺庁舎と石田庁舎それぞれ耐震改修等を行うものでございます。

7から8ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、自治体SDGsモデル事業は、昨年8月末に策定した壱岐市SDGs未来都市計画書に基づき、主にIoTやAIを活用したスマート農業の実証実験によるデータ収集・分析を行うとともに、環境、経済、社会の3つの側面で統合的に事業を展開することにより、2030年の壱岐市の将来像の実現につなげる取り組みとして、3,764万3,000円を計上しております。

次に、13から14ページをお開き願います。

同じく2款1項6目企画費、テレワーク推進事業は、地方創生推進交付金を受けて実施する新規事業で、テレワークセンターやシェアハウスを活用し、仕事と遊び方改革による働き

方の多様化や、自然の中で働くことの魅力を発信することで、交流人口の拡大や移住促進につながるものとして、まち・ひと・しごと創生補助金で2,000万円を計上しております。

次に、17から20ページにかけましては、2款1項13目国境離島振興費として滞在型観光促進事業で、COZIKIプロジェクト、御朱印めぐりプロモーションの2事業合計で3,300万円、離島航路・航空路運賃低廉化事業で5,300万円、離島輸送コスト支援事業で農産物及び水産物の合計で2億269万6,000円、創業事業拡大支援事業雇用機会拡充事業で3億円など、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業で総額6億1,957万9,000円を計上しております。

次に、25から26ページをお開き願います。

3款民生費1項5目介護保険事業費、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金は、第7期介護保険事業計画に基づき認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者を公募・選定し、グループホーム施設の開設に係る費用に対し、県からの100%の補助を交付する事業で、4,317万8,000円を計上しております。

次に、31から32ページをお開き願います。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、健診センター建設事業は、施設建設用地の取得費及び測量、開発許可申請業務などの経費につきまして、4,466万4,000円を計上いたしております。

次に、35から36ページをお開き願います。

4款1項3目環境衛生費、火葬場管理費は、現施設の解体工事及び駐車場等外構工事、進入道路の改良工事に係る設計業務について、1,343万7,000円を計上しております。

次に、4目病院費、長崎県病院企業団負担金4億7,848万1,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、45から46ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費、壱岐牛ブランドPR発信事業は、主要な特産品の一つである壱岐牛について、福岡圏域を主にラジオ、テレビによる年間を通じたPR発信を展開し、さらなるブランド化の推進による消費・流通の拡大を図るため、離島活性化交付金を活用して行う新規事業で、542万2,000円を計上しております。

47から48ページをお開き願います。

同じく5款1項4目畜産業費、堆肥センター管理費で石田堆肥センターのトラックスケール及び軽トラックの更新費用として508万7,000円を、第2堆肥センター管理費で郷ノ浦堆肥センターのタイヤショベル及び袋詰め機械、1トントラックの更新費用として、2,206万2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、57から58ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業は、漁業用燃油の高騰に伴う沿岸漁業の窮状を鑑み、漁業経営の安定と水産物の安定供給を維持するため、漁業用燃油の購入に対し1リットル当たり10円を補助するもので、7,076万5,000円を計上いたしております。

次に、65から66ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、戦略産品輸送経費支援事業につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたとおり、離島活性化交付金を受けて実施する新規事業で、焼酎や衣服、寝具などを製造する島内業者に対し、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費に対する補助として、6,640万円を計上しております。

67から68ページをお開き願います。

6款1項4目観光費、壱岐島リゾートプロジェクト事業につきましては、平成30年度から地方創生推進交付金を受けて実施する継続事業で、イルカパークの再整備を中心とした滞在交流型観光への転換を図り、既存の観光資源や体験メニューを磨き上げ、島全体の産業が連携し循環する仕組みを構築するものとして、1億4,000万円を計上しております。

次に、壱岐島リゾートアイランドプロジェクト事業は、地方創生推進交付金を受けて実施する新規事業で、急速に進行する高齢化や人口流出など、離島が抱える構造的な課題の解決に対し、島内観光サービスの質の向上を図ることにより、地域の稼ぐ力を引き出すことで、島全体の経済の浮揚に向け、官民協働・連携して取り組むものとして、まち・ひと・しごと創生補助金で1億4,000万円を計上しております。

次に、73から76ページにかけまして、7款土木費2項3目道路橋梁新設改良費は、補助事業、社会資本整備総合交付金事業で、住吉湯ノ本線改築事業ほか全5路線と5年に1回の道路ストック点検を含め3億3,390万円、単独事業で前目1号線ほか全17路線の継続事業に1億1,000万円、辺地過疎債の起債事業で谷江本線改良事業ほか全8路線に2億590万円を計上しております。

次に、81から82ページをお開き願います。

8款消防費1項1目常備消防費で消防署郷ノ浦支署の消防ポンプ自動車の購入費として、3,850万2,000円を計上しております。

83から84ページをお開き願います。

8款1項3目消防施設費で、消防団芦辺地区第1分団格納庫建設事業として、測量及び管理業務新築工事費、現施設の解体工事を含めまして、4,669万5,000円を計上しております。

また、消防団の小型動力ポンプ3台の更新で801万6,000円、積載車3台、ポンプ車1台の更新で3,990万円を計上しており、そのうち積載車の1台分にふるさと応援寄附金を

充当しております。

85から86ページをお開き願います。

9款教育費1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するもので、1億円を計上しております。

次に、2項1目小学校管理費は、箱崎小学校の体育館外壁・屋根改修工事及びグラウンド改修工事、筒城小学校の体育館床改修工事など合計で1億3,941万5,000円を計上しております。

87から88ページをお開き願います。

9款3項1目中学校管理費は、芦辺中学校のテニスコート整備工事、また、現芦辺中学校の校舎解体工事の合計で7,926万円を計上しております。

次に、93から94ページをお開き願います。

10款災害復旧費につきましては、平成30年度補正予算（第7号）でも説明しましたとおり、平成30年発生 of 農地及び農業用施設の現年災については、全額平成31年度の補助対象事業として取り扱うこととなったため、平成30年度予算から組み替えて計上するもので、1億8,595万8,000円としております。

以上が歳出の主な内容でございます。

そのほか基金の状況、見込みについては資料の101ページに、地方債の状況に関する調書は102ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第30号から32号までを続けて説明させていただきます。

議案第30号平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億4,191万1,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,891万9,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税は、6億7,775万6,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、29億2,276万9,000円を計上いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、法定分として総額2億9,771万6,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

6款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加等による歳入不足を補うため、8,000万円を計上し、7款1項1目その他繰越金につきましては、5,991万6,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費については、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、24億2,605万円を計上しております。

20、21ページをお開き願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、4億49万3,000円、4項1目出産育児一時金につきましては、42万円の30人分を1,260万円、3款1項1目医療給付費は、8億644万5,000円を計上いたしております。

22、23ページをお開き願います。

3款2項1目後期高齢者支援金として2億911万3,000円、3項1目介護納付金として8,807万6,000円を計上いたしております。

5款保険事業費につきましては、都道府県化後においても、国民皆保険制度を支える国保の財政安定のため、引き続き保険事業を推進し、医療費の適正を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を記載のとおり計上いたしております。

次に、診療施設勘定について御説明いたします。

38、39ページをお開き願います。

診療施設勘定の歳入については、1款診療収入として6,376万3,000円、3款2項一般

会計繰入金は、診療収入の減少に伴う歳入不足を補うため、3,421万3,000円を計上いたしております。

42、43ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費として、9,791万9,000円を計上いたしております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,167万7,000円と定めます。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険につきましては、1億9,511万円、4款1項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして、1億3,397万8,000円を計上いたしております。

続きまして、12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者広域連合納付金といたしまして、3億2,632万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,195万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,239万円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借入最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして6億1,703万円。

3款1項1目国庫負担金につきましては、歳出、介護サービスに対応するもので5億5,393万8,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金の1目調整交付金は、3億416万6,000円、2項3目の地域支援事業交付金につきましては、合わせて8,455万9,000円を計上し、4目保険者機能強化推進交付金は、500万円を計上いたしております。

4款1項支払い基金交付金については、9億400万5,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款1項介護給付費負担金につきましては、5億228万8,000円。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れており、5億144万9,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金は、給付費準備基金から498万1,000円を計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、事務的経費134万2,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費につきましては、30億3,672万円を計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費は、7,920万円。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費については、1億9,132万9,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、2次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用3,718万7,000円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業は、9,361万2,000円を計上いたしております。

40、41ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入についてでございます。

1款1項予防給付費収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービス

プラン作成についての居宅支援サービス計画費収入といたしまして3,235万2,000円を計上いたしております。

歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、1款1項総務管理費は、事務的経費として2,755万6,000円を計上し、2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第30号から32号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第33号平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,387万1,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は、記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めます。

第5条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

10から11ページをお願いします。

2、歳入でございます、2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,159万4,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は、漁業集落排水整備事業費補助金等を計上しております。

12から13ページには、8款市債として、公共下水道事業の分を計上いたしております。

14から15ページには、3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として、13節委託料に施設管理業務費などを計上いたしております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の15節工事請負費は、インフラ等整備工事費として大谷地区の污水管布設工事を計画いたしております。

20から21ページには、2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費を掲載しており、

1 9 節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います補助金などを、2 目施設管理費の1 3 節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費などを計上しております。

2 2 から 2 3 ページをお願いします。

2 項 1 目施設整備費の 1 3 節委託料は、施設の老朽度の調査を行い、機能保全計画書の策定業務費などを計上しております。

2 5 から 2 9 ページは給与費明細書を、3 0 から 3 1 ページは債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第 3 3 号に関する主要事業説明は、資料 3 の 9 9 から 1 0 0 ページに記載しております。

以上で、議案第 3 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第 3 4 号平成 3 1 年度老岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成 3 1 年度老岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 6 5 2 万 1, 0 0 0 円と定める。第 2 項は記載のとおりでございます。

第 2 条、一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は、5, 0 0 0 万円と定める。

本日の提出でございます。

8 ページ及び 9 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目船舶使用料でございますけれども、本年度は 2, 2 1 8 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。平成 3 0 年度と比較しますと、4 9 万 6, 0 0 0 円減少しておりますが、これは平成 2 9 年 4 月 1 日からの有人国境離島法施行に係る運賃低廉化に伴いまして、島民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えておりますけれども、三島地区の人口は年々減少傾向にありますので、乗船運賃の減少を見込んでおります。

次に、2 款国庫支出金及び 3 款県支出金につきましては、国庫補助金は 4, 8 2 3 万 2, 0 0 0 円、県補助金は 1, 4 1 4 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

1 0 ページ及び 1 1 ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職員 4 人、嘱託職員 2 人の人件費を計上いたし

ております。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。

27節公課費でございますけれども、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費でございますが、これも経常的なものであり、11節需用費の修繕料につきましては、主に中間検査とドックに係る修繕料でございます。また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまに係る公債費の償還が平成29年度で終了いたしましたので、一時借入金利子のみを計上させていただきます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第35号平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,233万9,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億2,233万9,000円、前年度と比較しますと、885万1,000円の増額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を記載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,457万8,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、183万8,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、195万9,000円でございます。嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定でございます。また、減価償却基金繰入金1,258万9,000円は、トラクター及びトラクター作業用のアタッチメント購入のための繰り入れを予定いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入2項1目受託事業収入4,300万円は、環境管理等の業務委託収入でございます。次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億2,228万8,000円で、前年度と比較いたしますと885万1,000円の増額になっております。主にトラクター及びトラクターアタッチメントの備品購入費に伴うものでございます。

16ページには、給与費明細書を記載いたしております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、平成31年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益は8億7,331万9,000円、支出、第1款水道事業費用は8億5,737万9,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は1億9,046万6,000円、支出の第1款資本的支出は3億5,690万7,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を掲載しております。

8ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14から21ページには、平成30年度末と平成31年度末の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

15ページには、注記としまして、固定資産の減価償却の方法や引当金の計上方法などを記載

しております。

22ページをお願いします。

平成31年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,767万9,000円を見込んでおります。

2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上いたしております。

24ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査等を、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

26から27ページには、4目減価償却費などを記載しております。

28から29ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、1目他会計からの出資金を計上しております。2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替補償費を計上しております。

29ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に夏場の水不足を解消するため、郷ノ浦浄水場前処理機改良工事9,671万4,000円を、給配水管布設替工事の経費として3,228万6,000円を計上しております。

2項資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費534万3,000円、及び給水車の購入費として1,933万8,000円を計上しております。

3項企業債償還金は、これまでの建設改良等に伴う企業債償還金を2億322万6,000円を計上しております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時58分散会

平成31年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成31年3月7日 午前10時00分開議

日程第1	議案第3号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第2	議案第4号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第5号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第6号	壱岐市債権管理条例の制定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第7号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第8号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第9号	壱岐市立図書館条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第10号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第11号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第12号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第13号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について (青嶋公園)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第19号	友好都市の提携について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第20号	新市建設計画の一部変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第21号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第20	議案第22号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第23号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第22	議案第24号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第25号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	議案第26号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第27号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第28号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	議案第29号	平成31年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第28	議案第30号	平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	議案第31号	平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第30	議案第32号	平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第31	議案第33号	平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	議案第34号	平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第33	議案第35号	平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第36号	平成31年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第37号	公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	企画振興部長説明、質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第36	議案第38号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	企画振興部長説明、質疑なし、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君

2番 山内 豊君

3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案2件を受理いたしております。

---

## 日程第 1. 議案第 3 号～日程第 2 0. 議案第 2 2 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、議案第 3 号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、日程第 2 0、議案第 2 2 号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで 2 0 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。1 0 番、町田正一議員。

○議員（1 0 番 町田 正一君） 議案第 3 号まちづくり協議会設置条例の制定について質問をします。

自治基本条例が制定されてから、壱岐市にとっても、非常に予算化されて、具体的な方向で進むということで、画期的なことだと思っております。

ただ、行政が主導して、あれをやれこれをやれということではなくて、簡単に言えば、自分たちの地域は自分たちで考えてくれと、しかも新しい、目新しい、これやってくれということじゃなくて、何をやるかまで含めて、自分たちの地域のことを自分たちで考えると、僕は非常に大賛成なんです。自分の、もしこれが予算化、予算をつけられたら、例えば地域独自の機関紙を年に数回発行したりとか、そういうことも自分たちでできるなど、そして例えば通院とか買い物とか、不便な人がおったらハイエース 1 台ぐらい買って、往復 1 0 0 円取っても別に構わないから、それでも利用したいという人は幾らでもおるだろうと、高齢者非常に多いですから、非常に画期的な取り組みで、もろ手を挙げて賛成したいんですが、一つだけ気になることがあります。

これ質問には書いていますが、実は清水議員が今度これについては詳しく一般質問されるということなので、きょうは大まかなことだけちょっと質問したいと思いますが、一つは、条例をつくったのはいいけど、今後のタイムスケジュールがよくわからないということ、今後、だからどういった形で進めていかれるのかということがまず第 1 点、それからこの前の本田部長の説明でも、ある程度地域の祭りへの協力もやむを得んというふうな形で言われましたけども、実は地域というのは、私がおる瀬戸浦もそうなんですが、実は神社というか、氏神様が中心となって瀬戸まつりが行われています。これはどこの地域だって同じだと思います。

その神社が中心になって何とか祭り何とか祭りというのがありますが、瀬戸浦のほうも、非常にそういった神社と一致協力した形で、要するに地域の祭りというのは、基本的に氏神様を中心として不可分のものだと思うんですが、そのすり合わせを早くしていかないと、これ例えば余りうるさくその境界線を決め過ぎると、結局何もできない。

しかし、余り緩やかにし過ぎると、それこそ政教分離にひっかかるというようなことになると思うんですが、この運用規則も含めて、今後の対応というか、そのスケジュールを大まかで結構なんですが、その辺の御説明をお願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） おはようございます。町田議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくり協議会の今後のタイムスケジュールでございますが、現在、行政区設置検討委員会におきまして、まちづくり協議会設置条例施行規則や交付金の算定基準を3月末まで終わるように協議をいただいております。その後、仮称となりますが、壱岐市まちづくり計画を4月末をめどに策定するように考えております。各地域におきましては、4月以降、地域担当職員を中心に幹事会を立ち上げ、準備委員会で諮るべき議題などを整理し、たたき台を作成し、その後、準備委員会を立ち上げ、地域住民へのアンケート等を行い、地域内の課題を整理し、課題解決のアイデアなどを出し合い、協議会でのまちづくり計画を策定いたします。

並行いたしまして、小学校区単位での説明会を実施するようにしております。まちづくり計画を実行するための組織体制、規約や活動計画を決定し、協議会を設立する流れとなると考えております。

なお、予算につきましては、6地区分を計上いたしておりますが、全ての地域で協議会が年度内に設立されることが望ましいと考えております。

その中で、町田議員の質問にありました宗教関係についてでございますが、神事や神社につきましては、瀬戸浦会といいますか、瀬戸浦会の事業として実施し、神社のお祭りの祭事につきましては、まちづくり協議会の事業とすることですみ分けができるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 地域住民にアンケートをとるとかいうこともありますけれども、地域の、要するに今ある団体とかいうのは、それぞれの地域によって全然異なったものなんですよ。

ただ、瀬戸浦会なんかいったら昭和25年ぐらいから発足して、長いこと行政との懇談会とか、市政懇談会も年に1回ずつやっていますし、それぞれ各12公民館から浦会議員というのも選ばれて、公民館長、浦会議員、そして浦会推薦の役員という形で、組織体として今きちんと非常に行っているんですが、僕はそっくりそのまま移行してくれて構わないと、名称は別に協議会だろうが浦会だろうが、それは何も名称なんかどうでもいいんですが、しかも瀬戸浦会の場合はそれぞれ4つ部門、観光部とか、総務部とか、それぞれがあって、事務局もあります。

できたらそれぞれの地域によって、それぞれ伝統ある組織があるわけなので、全く新しいところから立ち上げる場合もあるだろうし、そして瀬戸浦会みたいに今までずっとやってきたところと、それぞれ地域によって特色があるわけですから、そのすり合わせというのは、ただ単にどこ

の地域も同じような形でやるんじゃないなくて、特色あるところは、要するに瀬戸浦だったら、別に浦会を開催していただいて、そこで説明していただければ、それですぐ移行できるんですよ。

だから、そのときに、僕は、注意してもらいたいのは行政が押しつけじゃなくて、行政がこれやってくれとか、こういうのを取り組んでくれとか、これをやるのに補助金を出しますとかじゃなくて、例えば瀬戸浦会の中でも、例えば本当にボランティアグループみたいに、例えばたこ揚げの観光客との交流、たこをつくったりとか、そういうので、自分たちのお金を出し合っていてありますし、芸能とか祭りとかのときにやっているところもあるし、地域の清掃をやっている婦人の団体もありますから、そういうのを自分たちで、こうやって市の補助金を活用した、そういった団体に年間5万円なり10万円なりの補助金を出して、地域住民でみんなで盛り上げていこうという形になれば、僕はそれが一番いいだろうと思います。

ぜひ、詳しいことは清水議員が一般質問されると思いますけれども、できるだけ早く、余りステレオタイプなやつを行政はすぐ、いっぱい施行規則なんか、いっぱい規則を決めて、こういったメニューでやってくれとか、そういうことじゃなくて、地域によってそれぞれ取り組み方とか、濃淡はあるわけなので、そこをきちんとした、早いところ僕は、浦会との協議にも一日も早く入ってもらいたいと思っております。

僕は、別に瀬戸浦会がこれのモデルになってくれたら一番いいと思っていますから、この前、平戸へ行きましたけども、平戸よりも、これは瀬戸浦会のほうがはるかに進んでいるなどと思っていましたけども、ぜひ行政が決めたスケジュールじゃなくて、できるだけ地元との協議をできるだけ早く始めていただきたいと思います。そここのところをぜひよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第3号について、3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 同じく議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてということで、お尋ねいたします。

私も、自分たちの地域を自分たちで問題を見つけ、それを解決しようという、この試みについては非常に必要なものだと考えております。そういうときに、こういった仕組みといいますのを、調べましたところ小規模多機能自治という仕組みということで理解をしておりますが、こういった小規模多機能自治ネットワークというのがありまして、その先進地というのをちょっと調べましたところ、中には水道の検針をしながら見守りをするとかいったような事業も行政から委託を受けてやっているようなグループがあったりするところもありまして、先進地は先進地なりにかなり発展しているんだろうというふうに思います。

そういった中で、今回この条例を制定した後の話なんですけども、壱岐市のほうでも水道検針とか、住民票の発行、こういったものを、行政機能の一部を担ってやっていくこともあり得るのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくり協議会は、議員が言われますように、地域課題の解決に対して地域みずから考え、実践する住民主体の地域づくりを目的に設立をするものでございます。

質問の回答でございますが、水道検針や住民票の発行業務など、行政機能を担っていただくことは、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 行政機能の一部を担うということは考えていないということで承知しました。詳しくは、委員会のほうでもありますので、そちらで細かい説明を求めたいと思っておりますが、何ができて何ができないかということを整理をしていただきたいと思います。

以上です。これで終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第4号について、11番、鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回、行政組織条例の一部改正について質疑をいたします。

施政方針並びに議案説明によりますと、SDGsの未来都市構想を中心に、新エネルギーやテレワーク等の本市の未来づくりに関すること、地域の主体的な取り組みを推進するまちづくり協議会に関する事等の施策を着実に推進するため、全庁的かつ横断的な取り組みが必要なことから、総務部にSDGs未来課を4月1日から設置するための条例改正でございました。

早い取り組みをしていくために、新課をつくるのはいいことだと思っておりますけども、今回これまでSDGsに関することやテレワーク、まちづくり協議会等においては、市政の総合的な企画及び調整に関する事が分掌事務となっております企画振興部において推進をされてきております。なぜ今回そこから外して総務部配置なのか、お尋ねをいたします。

また、SDGs未来課が総務部に配置をされた場合、その配置位置、事務所の場所はどこになるのか、2点についてお尋ねをします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、内閣総理大臣の指示を踏まえて、地方創生分野における日本のSDGsモデルを構築していくために、すぐれた取り組みを提案する29都市をSDGs未来都市として選定をされ、また特に先導的な取り組み10事業を自治体SDGsモデル事業として選定をされ、まさに壱岐市がこの事業展開を行おうとしているところでございます。

そして、SDGs達成に向けた事業は、経済、社会、環境の3側面の統合的取り組みによる相

乗効果の創出が期待をされております。こうした背景のもと、既にそれぞれの事業展開はしておりますが、その各事業を一つの部署に寄せ、市長の特命事項として総合的に推進する体制及び対外的にもインパクトを与える意味で、SDGs未来課を新設をするものでございます。

壱岐市行政組織条例には、総務部の事務分掌に「市長の特命事項に関すること」と、既に明記はされておりますが、今申しましたように、SDGsの取り組みを市の条例にはっきりと規定することで、市の意気込みを広く訴えたいと考えております。

また、SDGsに関することが農林水産部、企画振興部を初め、全庁的かつ横断的な取り組みを必要とすることから、職員が共通の理解のもと、一丸となって取り組まなければならないことから、これまで総務部がこのような役割を担っていることなどを踏まえ、総務部に配置をすることとしたところでございます。

さらに、まちづくり協議会の立ち上げ等については、地域担当職員の担う役割が非常に大きいと考えておまして、現在、地域担当職員制度を担当している総務部でまちづくり協議会等も担当したほうがその推進を図れるなど、総合的な観点から総務部に配置することにしたところでございます。

次の質問のSDGs未来課の事務所の位置につきましては、現在、総務部を配置しております郷ノ浦庁舎の2階のフロアに予定をしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 久間部長の御説明は、その企画振興部との違いがどう違うのかというのはわかりませんが、市長の専権事項でありますので、ぜひSDGs未来課に設置して、推進に向けて大変期待をしておりますので、ぜひ今後も市長のリーダーシップのもと、どこの部に限らず、総合的に調整をしていただいて、全国のモデル地区でありますので、推進していただきたいと思っております。

あとその配置位置につきましては2階ということで、若干狭隘になりやせんかなと思っておりますが、そばに市長、そして副市長がいらっしゃいますので、決断あたりは早目にスピードを持ってできるのだろうと思っております。ぜひどのような動きをするのか、今後とも十分注意してみたいと思っておりますので、ぜひこの取り組みについて期待をして、私の質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第5号ついて、11番、鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回5号につきましては、壱岐市の犯罪被害者等支援条例の制定ということで、今回県下の市町に先駆けて、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るための条例を制定するという事は、大変素晴らしいことと思っております。犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者等の

尊厳と権利が尊重され、被害者等が置かれている状況、事情に応じ、適切に必要な支援が途切れることなく提供されることが大事と思っておりますし、重要だと考えております。

その中で、この条例中に、一番大事な犯罪被害者等を支援するためにほかの実施機関並びに県市町、民間支援団体とも連携していく必要があると考えた中で、この条例中に、その犯罪被害者等の個人情報の収集及び適切な管理についての記載はありませんでしたが、この点について、記載はしなくても大丈夫なのか、その辺について御質問をさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいまの鶴瀬議員の質問にお答えをいたします。

議員お気づきのように、犯罪被害者の支援は、その過程において2次的被害を生じさせることのないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取り扱いの確保に最大限配慮して行われるものでなければなりません。

このことから犯罪被害者等基本法、この条例の根拠となる基本法の第15条において、「安全の確保」の見出しで、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする」という上位法で規定をされておまして、あえて本市条例で、再度の記載をしていないところでございます。

県内で先行している佐世保市の条例においても、同様の取り扱いでありまして、このことが条例の制定、法制執務上、問題がないかということで、昨日県のほうにもきちんと確認をしましたら、県ももう既に条例の作成に取りかかっておって素案ができておると、その中では壱岐市さんと同じ考え方でおりますということでございまして、県のほうも条例の中では盛り込まないようでございます。

今回議員から御確認をいただきましたことで、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取り扱いの確保の最大限配慮をさらに強調できましたことをありがたく思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鶴瀬議員。

○議員（11番 鶴瀬 和博君） 法律のほうで、もちろん個人情報については十分慎重に取り扱うようにということですので、この条例については問題ないということでありまして、また壱岐市個人情報保護条例にもありますので、十分その個人情報の取り扱いについては、職員皆さん、そしてこの関係者については周知徹底していただくように今後よろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第6号について、11番、鶴瀬和博議員。

○議員（11番 鶴瀬 和博君） 今回、壱岐市債権管理条例の制定についてお尋ねをいたします。

これまで議会や監査の指摘や意見にも対応するために、市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、マニュアル化をし、各課における債権処理の一層の適正化を図るということで制定をされるようです。

今回はそれぞれの課で対応するというものでありましたが、将来的にこの事務業務の省力化に向け、全国の他市では、例えば弁護士を含む第三者機関を設置をして委託されているところもあるようですが、その計画はないのか、お尋ねをします。

また、この債権につきましては、これまで決算で言われます不納欠損についての取り扱いは、各課曖昧でありましたけども、この条例が施行後については、この条例に沿って処理されるということか、2点お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいまの鵜瀬議員の質問にお答えいたします。

第1点目でございますけども、市の債権の管理については、滞納処分手続など専門的知識が必要になってくることから、こうした専門的知識を有する職員の育成を図らなければならないところでございます。

今後他市の状況等を参考にしながら、債権管理の専門の部署、現在のところ税務課のほうに班として債権管理班を置くということを考えておりますけども、各部署と連携を図りながら滞納処分等や重複者への対応を図ってまいりたいと考えております。こうした中においては、さらに専門的な対応を図らなければならないことが発生することも当然考えられます。この場合におきましては、現在のところ顧問弁護士等への相談も考えられるところでございます。

また、議員御質問のとおり、弁護士等第三者機関への委任というのが他自治体の例でございます。督促や納付相談、訴訟提起、強制執行等の業務を委託している自治体もあるようでございますが、これにつきましては、今後本市の状況等を踏まえて研究をしてまいりたいと考えております。

2番目の質問でございますけども、今回の債権管理条例は、市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、債権処理の一層の適正化を図るため制定するものでございます。

御質問の不納欠損処理については、これまでこの債権の種類によってその取り扱いが異なり、必要な措置を講じても、なお徴収が困難な債権について放棄することが困難な場合もあり、本条例の規定によりまして処理を行い、一層の適正な管理を行うものでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） この債権徴収については、今後職員の人材育成を含めて、専門的なことになれば顧問弁護士のほうに相談をして随時対応をしていくということですので、ぜひ

職員の仕事がまたふえていくわけですが、将来的にその辺も鑑みながら調整をぜひしていただいて、適切な、スマートな組織にしていいただければと考えております。

また、不納欠損については、単に徴収不能というだけで認定をすることではなく、ある程度の努力をして、最終的に取れなかったということで不納をするということはこの債権管理条例にのっとって徹底していただければと思いますし、またその血税も含めて、その重要、大切さについては、また改めて職員のほうにも血税ということで十分周知をしていただいて、今後の職員の人材育成についても努めていただければと思いますので、この件につきましては、質問のほうを終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第17号について、9番、音嶋正吾議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 議案第17号公の施設の指定管理者の指定について、お尋ねをいたします。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、第三セクターに対し出資する場合は、議会の議決が要するというふうには私は認識をしておりますが、今回議決をする以前に指定管理者がもう決定をし、IKI PARK MANAGEMENT会社が決定をされております。

そして、もう既に設立登記が平成30年11月9日になされております。この件に関して議会の議決を経ないで、こういう行為を行っていいのかどうか見解をお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

財務実務提要によりますと、市が法人を設立に当たり現金を出資する場合は予算に計上することにより、また土地等の財産を出資するに当たっては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、出資する財産について議案を提出し、理解を受ける必要がございます。

今回の第三セクター設立につきましては、現金の出資でございまして、壱岐市議会9月会議に補正予算を計上し、議会の議決を受けております。

なお、イルカパークの再整備「壱岐島リゾートプロジェクト」につきましては、9月会議全員協議会におきまして、事業計画の全体説明、事業推進主体の設立、出資比率につきましても御説明をさせていただいておりますので、その上で補正予算の議決をいただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 予算に計上すれば、一つそれを議決すれば承認を得たという形式的な形じゃなくてきちっと、幾らですか、全体で。100万円でしょう、この会社の資本金は。

100万円のうちの4分の1と言われましたので、25万円の出資をして、壱岐市が第三セク

ターの一員として参画をするんですよということをもっと市民にもわかるように、議会にもわかるようにすべきじゃないですか。私は、こういう取り扱いは本当に、確かに予算計上すればとなっておりまして。

しかし、その予算が幾ら出資するのかということは、初めてでしょう、今度の議会で発言したのは。こうした荒っぽい感じで、市の財産を出資することが果たして妥当なのかということ、担当部長の見解を聞きたい。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 出資の議決につきましては、先ほど言いましたように、予算計上することにより、議会の議決をいただいたものと思っております。

さらに、先ほども言いましたが、議会、本会議では説明をしておりますが、全員協議会、常任委員会で、壱岐島リゾートプロジェクト、イルカパークの再整備につきましては説明をしておりますので、その辺で理解をいただいたものと思っております。詳細な説明が足りなかったことについては、失礼をしたと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 総括質疑では、これ以上申し上げません。私も所管の委員会に所属しておりますので、事細かに質疑をできますので、これで終わりたい。もっと可視化できる。要するに、この議場で可視化できるように、市民の税金ですので、いいですか。根幹は市民の税金なんですよ。我々が議決したと、幾らの。この中で、私も含めて、ここの中にいる議員がI K I PARK MANAGEMENT会社に幾ら出資したのか、恐らく今まで御存じの方が何人いたでしょう。議決したということは、今言うように、予算計上したから了承を得たということになるわけですよ。当然、あなたの言うとおりになんです。もっとかみ砕いて、かみ砕いてやるべきじゃないですかね。そのことだけを申し添えておきます。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第17号について、7番、久保田恒憲議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 同じく議案第17号公の施設の指定管理者の指定についてで質問をさせていただきます。

今の説明の中で、あっ、そういういえば全員協議会で説明があったなというようなことを私も思い出す部分はあったんですけど、今回なぜこの件について質疑を申し出たかといいますと、御存じのように、今、指定管理者に関していろいろスムーズにいかない部分があったり、市民の皆さんの関心を集めているところだと思っております。

私自体もこのイルカパークに関しての指定管理者の説明をしてくれと言われたときに、そんなに知識を持ち合わせていないので、この機会に市民皆様にもわかるように、私たちが再度勉強す

るために質問をさせていただきました。

というのも、イルカパークは、今までも壱岐市のやはり観光の目玉の一つになっていました。私も数年にわたり、壱岐にお客様が来るたびにイルカパークに案内をしておりました。これは多分私に限らず、市民皆様、それから議員諸氏、多くの方がそのような活動をされていたと思います。

値段は安いし、意外と子供たちには評判がいいんですよ。すぐ近くで見れるということですね。それが今度リニューアルして再度オープンすると、非常にまた逆にいい機会ではないかと思っております。

これを観光の目玉のまたさらなる強みを発揮するためには、間違いなく市民の御理解をいただくという、これは最低限の条件ではないかと思っております。そのようなことで、今度の指定管理者について4点ほど質問をさせていただきます。

1点目、先ほど音嶋議員にもありましたIKI PARK MANAGEMENT株式会社とはどんな会社か、2点目、今度公募じゃなくて、公募しないで指定管理者とした経緯、そしてその理由、その指定管理者は指定管理とした理由の中で、いろんな専門家の御意見をいただきながら、こういう経緯に至ったと思うんですけど、壱岐市としてお願いをしたのか、ぜひこういう会社を立ち上げて指定管理者としてお願いをしたという流れなのか、逆に私にやらせてくださいというような一つ強烈なアピールがあったのかということがもしお話しできることであれば、その点も説明していただきたいと。

3点目、今度のリニューアルされたイルカパークの最大のセールスポイント、イルカと一緒に泳げるとか食事ができるとかいうようなことがあるんですけど、4月25日オープンという割には、きのうちよつとのぞいてみたんですけど、そんなに工事がめちゃくちゃ進んでいるようでもないですし、いきなり最初からこれがセールスポイントですよということでやる分にはちょっと厳しいかなと思っています。そういう意味で、今後についてもいいんですけど、イルカパークの最大のセールスポイントについて伺いたいと。

4番目、雇用、今までもトレーナーの方とか受け付けの方とか、いろいろ雇用者の確保の場としても活動されていたと思いますけど、この方たちの雇用は継続なのか、あるいはリニューアルオープンすることによって、事業規模が拡大することによって新たな雇用の予定は当然あると思うんですけど、何名ぐらいを予定されているのかという、この4点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。

4点の御質問でございますが、まずIKI PARK MANAGEMENT株式会社とはど

んな会社かということでございます。

平成30年8月に内閣府の地方創生推進交付金の採択を受けましてイルカパークの再生に取り組んでおりますが、本交付金の採択条件といたしまして、交付金終了後も地方創生の取り組みが継続的に行われるため、事業推進主体が構築されることが条件にございました。

この事業推進主体といたしまして、国境離島プロジェクト推進アドバイザーである高田佳岳氏とともに、壱岐市が設立した第三セクターでございます。高田氏につきましては、東京海洋大学卒業後、東京大学大気海洋研究所大学院修士課程を修了され、海洋哺乳類関係の専門家等の面識もあり、ダイビングインストラクターの経験や海に関する知識が豊富でありまして、イルカパークの再生に必要な人材と判断し、協力をお願いしましたところでございます。

また、本人からもイルカパークの再生に協力したいとの申し出があったところでございます。

次に、2点目の非公募の経緯と理由でございますが、今回非公募で指定管理者を選定した経緯と理由につきましては、今述べましたとおりでございますが、地方創生推進交付金事業により、イルカパークの再生を行う事業推進主体として設立した法人でございますので、非公募により選定をいたしました。非公募でございますが、事業計画、収支計画をした申込書に基づき、審査委員会で審査の上、基準点を満たしたため選定し、今回議会の承認を図るものでございます。

次に、3点目の新イルカパークの最大のセールスポイントについてでございます。

イルカのショーやふれあい体験は、全国に水族館や体験施設がございます。近隣でも福岡の海の中道「マリンワールド」や佐世保の「海きらら」、大分の「つくみイルカ島」などの類似施設があります。

イルカパークで今回日本初の取り組みといたしましては、イルカのいる環境で、体験ダイビングができることです。イルカと泳ぐことができる施設はありますが、ダイビングができるところはございません。

また、勝本の漁師とイルカの関係についてでございますが、動物愛護団体関係者による壱岐イルカ事件など悪い歴史のように語られることもありますが、人と自然が共生していくことの難しさ、自然のとうとさを学ぶことのできる貴重な歴史でございまして、そういったストーリーを伝える展示などありませんでした。地域の歴史として教材があることは、教育旅行向けのコンテンツとしても強みになるのではないかと考えております。

さらに、企業向け研修プログラムの開発も行っております。イルカのトレーニングは、動物の行動分析学の理論に基づいたものでございまして、言葉を使わずに行動をコントロールする技術です。チームをまとめる管理職級のチームマネジメントやコミュニケーションスキルの向上につながるプログラムとして、トレーナー体験等を通じた研修を実施していく予定にしております。

最後に、4点目の雇用に関する質問でございますが、既存職員は全員雇用を継続いたします。

新規の雇用につきましては、イルカトレーナーを2名、アウトドア事業やカフェ事業で4名から5名の計7名程度を予定しております。既に複数の応募が上がっておりまして、随時面接を行っているところでございます。

また、イルカトレーナーにつきましては、専門学校との連携を強化しておりまして、インターンシップや研修の受け入れをこれまで以上にふやしていくこととしております。4月、5月につきましても、インターンの申し込みがあつておりまして、その中で優秀な人材の獲得に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 非常によくわかりました。公募しないで指定管理者とした中で、市からのお願いもあるし、先方のたつてのやる気というものもあるという、この両方の思いが一致したという判断でよかろうかと思えます。

私がここで少し心配しているのが、先ほど経歴とか、いろいろ言われましたけど、本来ですと、新しい事業の場合は、もちろん新しい人でも構わないんですけど、経歴云々よりも実績だと思うんですね。その実績の中で、同じような、例えばどこかのイルカを使ったところで実績を上げたとか、そういうのがちょっと見えなかったので少し心配をしたわけですけど、そういう審査委員会で審査されて、それは審査員の方もかなりの知識、あるいは経験、いろんなことがあられる方が審査員になられていると思いますので、そういう方の審査を通して今回指定管理者として指定されて、新しい会社を立ち上げられたということであれば、それを私たちは信用をするというしかないと思います。

ただ、ぜひ雇用を継続される方もそうですけど、今までのイルカのトレーナーさんの待遇というのは、この長年、イルカパークができてからかなり厳しいものがあつたと思います。途中で夢破れて帰られた方もいらっしゃるようなこともありましたし、このリニューアルを機会に日本全国から、働くんだったら壱岐イルカパークだというように、皆さんが待遇もいい、給料もたくさん出ている、やりがいもあるというような場所になるように、私たちも応援していきたいし、市民皆様の御理解もいただきたいというふうに思っております。久々の壱岐の観光目玉ではないかと思っておりますので、ぜひ力を合わせて観光客誘致の起爆剤にしていければと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第3号外19件の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

.....

#### 日程第21. 議案第23号

○議長（小金丸益明君） 日程第21、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

.....

#### 日程第22. 議案第24号～日程第26. 議案第28号

○議長（小金丸益明君） 日程第22、議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第26、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第24号外4件の質疑を終わります。

.....

#### 日程第27. 議案第29号

○議長（小金丸益明君） 日程第27、議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

.....

#### 日程第28. 議案第30号～日程第34. 議案第36号

○議長（小金丸益明君） 日程第28、議案第30号平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第34、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算までの7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第30号外6件の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、及び議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）まで、並びに議案第30号平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算まで32件をタブレットに配信しております。議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）及び議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号及び議案第29号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山内豊議員、副委員長に清水修議員と決定されましたので、御報告いたします。

---

### 日程第35. 議案第37号～日程第36. 議案第38号

○議長（小金丸益明君） 日程第35、議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日追加議案として上程いたしました議案第37号及び第38号につきましては、企画振興部長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第37号及び議案第38号について御説明いたします。

議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について、下記のとおり公の施設の新指定管理者の指定期間を変更する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市ケーブルテレビ施設、位置は壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1。

2、指定管理者。熊本県阿蘇郡高森町大字高森980-8、光ネットワーク株式会社代表取締役陶山和浩。

3、指定変更期間。変更前、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、変更後は平成32年4月1日から平成37年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理について、現指定管理者との引き継ぎに日数を要しており、市民サービスの継続を最優先とするため、新指定管理者の指定期間の変更をする必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について、下記のとおり公の施設の現指定管理者の指定期間を変更する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市ケーブルテレビ施設、位置、壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1。

2、指定管理者。神戸市中央区中町通二丁目3番2号、関西ブロードバンド株式会社代表取締役三須久。

3、指定変更期間。変更前、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで、変更後、平成26年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理について、引き継ぎに日数を要しており市民サービスの継続を最優先とするため、現指定管理者の指定期間を変更する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で議案第37号及び議案第38号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日金曜日午前10時から開きます。

なお、3月8日、11日、12日は一般質問となっており、8日、11日はいずれも4名、12日は3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時11分散会

---

---

平成31年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成31年 3 月 8 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 9 番 音嶋 正吾 議員  
10 番 町田 正一 議員  
2 番 山内 豊 議員  
12 番 中田 恭一 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 3 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鶴瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君  
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめご報告いたします。西日本新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。

きょうは近日にない春うららかな天気にも恵まれました。そして、本議会一般質問は平成最後の一般質問の機会でございます。私もそうした機会に、宝くじこそ当たりませんが、一般質問のくじは1位が最後ということになっております。

今回も、市におきましてはSDGsをテーマに、持続可能な開発をしていくというテーマで大きな柱を据えて取り組んでおられますので、私もそのことについて今回は発展的な意味で質問をいたしたい。市長に前回の議会のときに約束をいたしました。産業再生について語り合おうではないかということで約束いたしておりましたので、第1項目といたしましては、磯焼け対策について今回は通告をさせていただきました。

必ずや壱岐市も、私の最も好きなことにこんな言葉があります。何も咲かない寒い日は下へ下へと根を伸ばしいつか大きな花が咲く。春を迎えておりますので、そうした壱岐市の将来への展

望が開ける一般質問にしていまいりたい。

今申し上げましたように、非常に近年温暖化の影響並びにもろもろの海洋汚染におきまして、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。平成29年度NHKの放送であっていましたが、長崎県の漁民の所得は223万9,000円であると、非常に低水準にとどまっておるといってございます。

そうした中で、我が壱岐市におきましては藻場、地磯が磯焼けをし、海藻が枯渇するという非常に危機的な状態に陥っております。その海藻を食べて生育をするウニ、アワビ、サザエ、もろもろの海産物が、魚介類がなくなるということは、壱岐の存亡の危機に等しくなると、壱岐の食材のキャッチフレーズがなくなってしまうという危機的な状態を発生させないためにも、早急に手を打つ必要があるのではないかと考えております。

八幡の海女さんに聞きました。10年前の所得の今3分の1ですと。三島の海士さんにも聞きました。潜水をしてある方にお尋ねをいたしました。全くウニの身が入っていないんだよと。そして箱崎漁協の前理事をしてあった活魚をしてある方にお尋ねをいたしました。深いところにアカウニがいるからと、懸命に潜っていても全く身が入っていないんだと。

そして小崎の漁師の皆さんからの声はこうでございました。去年まではイルカ鼻周辺と石田の乙島灯台からあの付近にはカジメもあったと。ことしになって9月から11月、成熟期になって消えてなくなってしまった。これでは生計が立てられないというような、現実窮状が訴えられました。

そうしたことで、私もあさはかな知識ではございますが、今日まで取り組んでいた事業についてちょっと調べてみました。そしたら平成12年から13年、長崎県海藻バンク事業、坪地区で郷ノ浦町、平成12年から15年、旧郷ノ浦町藻場造成事業で珊瑚崎、平成21年、壱岐市営事業で机島、平成26年、28年、県営事業で、26年は石田町の筒城東と石田南の地先で行われております。そして平成29年、長崎県営事業、机と長島で行われておる。これは非常に予算規模も小さくて、効果は見れておりますが十分磯焼けに、どういいますかね効率的に効果を発揮にいたっていないというのが現状でございます。

そうしたことで、私は本日まで漁礁事業は壱岐海域でかなり多く取り組まれております。県国の事業において。それはどういう事業かといいますと、海底山脈という事業であります。

大きな深い地域に大陸棚みたいなバンクをつくって、そこに一定の生息する、回遊魚ではございません。生息する魚をとどまらせる、そうした施策が講じられております。それも県、国においては格段の努力をいただいておりますものの、いかにせん物事は足元が大事であります。足元が侵されております。そうした事業に早急にシフトチェンジをしていただきたい、そのように思っております。

きょうは多分水産部長から御答弁があらうかと思いますが、簡潔に有終の美を飾るにふさわしい簡潔明瞭な答弁をまずお聞きをして、そしてまたそれで不足することがあれば私のほうで再質問させていただきたいな、そのように思っております。花道を飾るにふさわしい答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。井戸川農林水産部長。  
〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） おはようございます。9番、音嶋議員の質問にお答えいたします。

壱岐沿岸の磯焼け被害は著しく顕著であります。今日までの具体的な取り組みはどのこととございます。磯焼けにつきましては、本市水産業の大きな問題であり、水産業のみならず他産業にも影響を与えている問題であると考えております。

議員も御承知のように、磯焼けの要因といたしましては植食性動物の食害、台風等による藻場の破壊、高水温の影響によるカジメ類の流出減少等と考えられており、多くの要因が重なり磯焼けが発生しております。

磯焼けにつきましては全国的な問題であり、全国各地におきまして磯焼け対策を講じられております。本市の磯焼け対策につきましては、国の事業であります離島漁業再生支援交付金事業によりまして、市内漁業集落で漁業者の皆様がみずからガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置など磯焼け対策に取り組んでいただいているところではあります。自然相手であり目に見えないような効果が上がっていない状況でございます。

また藻場造成につきましては、これまで県事業等によりまして実施されておりますが、植食性動物の食害等により藻場の回復に至っておりません。藻場造成につきましては、植食性動物の被害が大きく影響しておりますので、藻場造成と植食性動物対策と同時に行うことが重要であると考えております。

次に、磯焼けの要因である植食性動物の駆除の実施及び駆除した植食性動物を食材としての有効活用でございます。

壱岐周辺での磯焼けの大きな要因である植食性動物はイスズミ、ガンガゼ等であります。現在の壱岐周辺海域は、平成25年度の高水温によりアラメ、カジメ類が消失し、その後消失した後に生えてきた幼体が植食性動物により食べつくされる状況で、現在藻場より植食性動物が多いという生態系のバランスが崩れており、藻場の回復ができていないのではないかと考えております。そのような中、国、県、研究機関、各漁協から現在の状況等を聴取したところ、イスズミの食害による被害が多大であり、駆除が急務であることが判明いたしました。

また平成30年度に入り、定置網にイスズミが大量に入ることが多く見られ、捕獲したイスズ

ミを販売しても売れないことから、大半のイスズミを逃がされたとのことであります。

そのようなことから、緊急にイスズミを駆除し個体を減らすことで生態系のバランスを戻す必要があると判断し、平成31年度新規事業といたしまして磯根資源回復促進事業を実施するように計画をいたしております。

また、駆除した植食性動物の食材での有効活用につきましては、イスズミは本市ではこれまで市内の漁協で加工品開発が検討されましたが、商品化まで至らなかった経緯がございます。

現在、試験的に民間業者によりましてイスズミを3枚におろし、福岡の介護施設等に出荷されており、4月からは小さくカットしフライ用として本格的に製造販売が検討されております。

県内では、積極的にイスズミやアイゴによる缶詰やかまぼこ等の商品化の検討がなされておりますが、現段階では長崎市の長崎かまぼこ水産加工工業協同組合が他の魚と混ぜて活用されているのが現状であります。

先ほど申し上げましたが、磯根資源回復促進事業においてイスズミの加工利用を促進するための経費を計上いたしております。また、ガンガゼにつきましては、民間業者が駆除したガンガゼに対し餌を給与し生ウニのようにお客に提供するような取り組みも進められております。

磯焼け対策は一長一短にできるものではなく、あらゆる磯焼けの要因を一つずつ取り除き、できることから地道に継続して実施することが必要であり、それには行政の支援はもちろんのこと自分たちの海は自分たちで守るという意識を持った漁協、漁業者の協力が重要であると考えております。市といたしましても、官民一体となり磯焼け対策の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、藻場造成対策が最も重要であり、早急な取り組みをすべきとの御意見でございます。

現在藻場造成につきましては、国庫補助事業であります水産環境整備事業により県事業として進められております。これまでも壱岐海域周辺に年次的に増殖場、藻場礁が設置され、平成30年度には勝本町漁業管内、壱岐東部漁協管内に設置しております。今後も各漁協から要望により設置される予定になっております。

また、増殖場につきましては、通常コンクリートブロックの上に網かごをつけ、かごの中に海藻の種がついたプレート等を設置するような仕組みになっております。海藻の種類も本市海域に適した海藻を中心に、高水温に強い海藻を設置し施工されております。

施工後の状況につきましては、網かごの中では海藻は順調に生育しておりますが、海藻が網かごから出た部分は植食性動物の食害に遭っており、藻場造成と植食性動物の駆除を同時に進めることが重要であると考えております。

議員おっしゃりますように、高水温に強い海藻も必要であると思いますが、まず磯焼け対策の一つずつ取り除くことが藻場の回復につながるのではないかと考えております。今後も引き続き国、

県、各漁協、漁業者等と連携を密にし、磯場対策、藻場造成対策を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、本市の魚介類資源の枯渇は本市の衰退を意味することは明らかであり、漁業者の所得も低く、官民格差の増幅は著しいとの意見でございます。

本市水産業の現状は、高齢化に伴う漁協正組合員の減少、主要水産物であるイカ、ブリ、マグロなどの漁獲の減少、魚価の低迷、周辺海域の磯焼けなど、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況であると認識しております。

これまで市といたしましても、漁業の安定生産のため重要な水産資源の維持、増大を目指し、大量かつ安定的な種苗放流を展開するなど栽培漁業を推進してまいりました。

また、資源管理型漁業の推進により資源の持続的利用を図り適正な管理に努めるとともに、国県事業により生産性を高めた漁港・漁場の総合的な整備や魚の産卵場所となる藻場造成など、漁場環境の保全や密漁対策の強化など維持管理を推進してまいりました。

流通におきましては、離島の不利な条件を克服するため、流通の迅速化効率化を図るとともに、海上輸送コストに対する支援を行うことによって削減したコストを活用し、活魚出荷や水産加工 壱岐ブランド化等による漁獲物の高付加価値化を推進してまいっております。

担い手の育成と活力ある漁村づくりのため就業情報発信を強化し、島外からの新規就業者対策を推進するとともに、漁家子弟、漁業後継者の育成を実施しております。また認定漁業者に対する各種施策を展開し、意欲ある漁業者の活動支援や漁業経営基盤の強化も推進しております。

また、特定有人国境離島漁村支援交付金におきましては、平成29年度より漁業者の起業・事業拡大に対し支援を行っております。これまでの取り組みを、今後も各漁協、関係機関と連携し継続することによりまして、本市の水産振興、漁業者の所得の向上につなげられると考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 丁寧にありがとうございました。もうこれ以上は質問は求めませんので、こちらから提言をさせていただきたいと考えております。

現在、種苗センターにおいてアワビ、カサゴ等の稚魚をいわゆる育成をしておられます。しかし、その育成したものに食べ物がないということでもあります。ですから、それを成熟期の遊走子という種がございます。それを中間育成、例えば原島と長島、大島をつなぐあの近くに、ブロックをあれしてそこで育てて、海藻を育てて、それを壱岐の沿岸海域に放流をするといいますかね、全部定植をしていくというやり方もございます。そうしたこともまず検討をしていただきたい。

その修正意見として、カジメの場合は水深約20メートルぐらいまでの海域に生息をしております。

ます。そして光合成、いわゆる水、光、二酸化炭素をして光合成をします。そして光合成をして海中に酸素、そうした養分を供給をいたします。

その最適温度が25度、そして光合成の限界、できない温度が32.5度、そして呼吸限界温度も、光合成じゃなくて生息しておれない温度ちゅうのが32.5、やはりそういった状態であります。

そして、カジメに似たアラメで御存じですね、これが浅いところに生息をしますやっぱり。5メートルぐらいの範囲で生息をするということでございます。これが大体光合成の最適温度27.5、光合成の限界温度も32.5、カジメとアラメは割と生息温度、海水温が低いと。そして、藻においてはかなりこれは光合成の限界温度、呼吸温度は35度から40度、そして呼吸限界温度が40度から42度とかなり高水温にも耐えられるというようなことが実証実験で証明をされております。

そして今言われましたように、植食性魚類としては今言われましたイスズミですね、アイゴ、ブダイ、これはイスズミに関しては今駆除対策費用を今年度から盛り込んでおると。そして大体臭いですが、バリと一緒に感じですよ。これは内臓をきれいにとればさらしてでもおいしいんです。これは実証実験がちゃんとあっております。そういう事例も私も存じ上げております。

そして、何よりも先ほど言われましたがガンガゼの食害ありますね。この駆除につきまして、いま現在駆除を当該漁協から委託をされて駆除をされております。この中に1つ制約がございます。潜水器使用するのは15メートル以上でしたかね水深。

そしたら、ほとんどがこのガンガゼというのは波静かな湾内に生息をしておるんですね。そしたら今の漁業規則、長崎県の漁業規則においたらこれが弊害になるわけですね。そしてこれをまず再利用とする場合、漁業になるわけですね破棄にならない。そうしたいろんなハードルがあります。

しかし、これは人間のために法律規則はあるわけです。こうした法律をつくるためには立法事実ちゅうのが要ります。変えるためには、そのことをやはり今後こういう状況になれば取り組んでいただく。潜水器は、ある程度漁協の同意を得た場合は、そうした駆除目的に同意を得た場合は可能であるというそうした取り組みを、ひとつ踏み込んで考えていただきたいなと思っております。

私は、この壱岐の漁業再生、昔から私の家内の実家は飲食業をしておりました。そしたらいつも親父が言っておりました。今日この店があるのは漁師さんのおかげだよとよく言われました。漁師さんの気質というのは、やるとなったらぱっとやられますね。だから稼いだらすぐ消費に回されるんです。私たちも一緒でしょう。私たちのような中間階級の人、皆さんたちは高収入です

ね。高収入の人は割と金を使わないんですよ。私たちのような金を持たない人間が持てば金を使うんです。これは人間の心理です。

今日本のGDP479兆円ですかね。このうちの約60%個人消費が占めておるわけで、このことを考えればぜひとも食材の安定確保、そして壱岐の揺るぎない未来への発展のためにぜひとも漁業の振興、藻場の振興を図っていただきたい。これは白川市長さんをお願いをしたい。今部長が答弁をしたことを受け継ぐのはあなたですから。彼は今月いっぱい退職するわけですから。いいですか、その思いを込めて最後に完結に答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員には本当に発展的な提案をいただきました。今大きく2つ提案をいただいたと思っています。

1つは、やはり植食性魚が入らないような、いわゆる海藻の養殖畑をつくってそこで海藻を育ててそれを、もちろん種苗センターもそうでございますけれども、食料をほしがっているウニ、アワビ、サザエ等々に与える、そういった方法も考えられるんじゃないかということが一つ。

あと一つは、イスズミは確かに今申し上げましたように予算を組みました。今回、一年中誰もとらない、ガンガゼとらないから一年中藻を食べる、ですから藻がなくなってしまう。そのイスズミの駆除というのは本当に重要でございますし、今その動きもなっておりますけれども、特にその中でいわゆる器具、アクアラングでしょうか、そういったものをつけてはとれないという今規制がございます。御指摘のとおりであります。そのことが、その駆除することに素潜りでしなきゃいかんということで、かなりやはり効率が悪いということがあります。

そういったことを、ある一定の条件のもとに許可を受ける、そういったこともやはり今まで県などにはしておりませんでした。そういったことも含めて、ぜひどうしたらできるかということを変更して考えてみたいと思っています。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 私は信じることから始めようと思っております。今市長が言われましたように、3期目の任期も1年であります。所信表明の中で、全力を投球して政策実現に当たるという決意を表明されましたので、そのことを期待して次の質問に移りたい。

これだけはやらねばならんだよというのが、お互い今言う藻場対策、漁業の推進こそが私は壱岐市の揺るぎない将来への持続可能な開発になると。SDGs中にこうしたことも入れてくださいよ。これ環境対策も入っているんですからね。ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、合併後の市内の所得の推移と合併特例債の経済効果について検証をしてみたいと、市長と激論を交わしてみたいなとこの点に関しては思っております。

合併特例債というのは、本当に優位な使い勝手のいい起債であります。特例債の7割がいわゆ

る公共建築物、耐震、インフラ整備に利用されております。各自治体どこも7割程度が箱物に使われております。壱岐だけは申しませんからね、私は各自治体と言っていますから。インフラ整備に25%、その他に5%というのが状況であります。

確かに起債しやすい合併特例債ですね、そして財政需要額に盛り込めるということで、本当にこれを有効に活用といいますか、私は産業基盤にもう少し活用していただきたいなと思うんですね。

というのは、ほかに起債の方法としては辺地債、過疎債というのがございます。ですから、私当初合併特例債の充当期限は10年でありました。それが15年になりました。そして昨年4月18日でしたかね、参議院本会議で全会一致で20年、東日本大震災の対象地域が25年と延びたんですね。

これはなぜ延びたかの1つの要因としては、この合併特例債の充当率が100%に近く高水準になった地域が少ないんです。壱岐はもうほぼ使い切っております。その数字を申し上げてみます。

本市の30年度末の合併特例債発行限度額は187億8,730万円と認識をしております。このうちハード事業に利用した金額が159億4,000万円、ソフト事業に充当した金額22億4,730万円、そして本年度末発行総額が155億7,440万円であろうかと思えます。

そして発行総額、あと5年間充当可能な金額が3億6,560万円、もうほぼ使い切ったんですね。財政当局にあと幾ら残つとるねと聞きました。そしたらこの金額でございました。一定のそうした公共施設、リニューアル、耐震、そうしたインフラ整備、焼却場ですね、し尿処理場とかそういう施設にも、そして学校の耐震、もろもろに利用されました。しかし私は、現在まで159億4,000万円ハード事業をした割に市民の所得が上がっていないなというふうに思うわけであります。

2017年、平成28年ですかね壱岐市の平均所得、いわゆる課税対象所得の総額をいいですか納税者数で除した額、これを平均所得と規定して発表した数値がございます。これが248万7,525円であります。もう1回言いましょうか。1人頭の所得248万7,525円です。全国1,727自治体のうち1,407番目です。1,407番目。

御存じのごとく今確定申告の時期でありますので申し上げますが、所得というのは収入から必要経費を引いたもの、これが所得ですよ。私の今議員としての歳費で今度確定申告をしたときの所得を申し上げます。

私が年間平議員で475万5,750円いただいております。それで給与所得控除額がこの金額の20%プラス基礎控除の54万円、私の所得は326万1,600円です。私は職業政治家で326万1,600円で生活しております。

市民の皆さんの所得は248万7,525円であると。そしてこれから課税所得というのがございます。所得から所得控除を引かれる。基礎控除とか扶養控除、医療控除とかもろもろを引いたそれを課税所得と申し上げます。

いいですか。その推移を申し上げますので、2010年課税所得総額、壱岐市226億6,268万2,000円、1人頭の所得は251万9,475円、そして2017年、去年おとし課税所得が221億4,641万8,000円、1人頭248万7,524円であります。全国1,407番目であります。壱岐市は県下で13位であります。1位はどこだと思いますか。長与町です長与町。330万5,204円であります。ちなみに申し上げておきます。6位が対馬市であります。対馬市278万8,134円、10位が五島市256万96円あります。

こうした数字を私が申し上げておりますのは、非常に皆さん厳しい生活をしておられるというのが実態であります。そうした中、私が壱岐市の所得の、ちょっと待ってくださいね。先に壱岐市の職員の年収試算を申し上げます。2010年、平成22年これは全職種の年収試算でありますからね、598万9,000円、うち賞与が143万3,000円、2015年は飛ばします。2017年、平成29年度ですね、これは全職種の年収試算が602万5,200円、うち賞与が152万8,200円、1,788自治体のうちの602番目あります。

こういう現実、私は皆さんにこの数字は公表して、官民格差を批判をしているんじゃないんですよ。壱岐市の市民所得をいかにして上げるための施策をするかという、今後考える一つのベースとしていただくために申し上げておりますので、この辺は了解をしていただきたいと思っております。

そこで、今まで申し上げましたことに対し市長の見解を求めます。市長、あと11分しかありませんので簡潔にお願いをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9番、音嶋議員の2番目の御質問、合併後の市内平均所得の推移と合併特例債充当事業の検証についての御質問でございます。

音嶋議員はネットでお調べになったかと思っておりますけれども、詳細な数値でもって今御説明ございました。私のほうからは、壱岐市の所得を最も正しく把握している資料、毎年総務省に報告しております市町村税等課税状況調査の数値を申し上げたいと思っております。

壱岐市における総所得金額は、平成16年が約254億円でございます。20年度が242億円、25年度が215億円、30年度が約223億円あります。議員御指摘のように、16年度から32億円、12.3%減少しております。

一方で、人口は3万2,069人から2万6,820人、5,249人、16.4%減少しております。まして、所得の減少率よりも人口の減少率が高くなっておるといことも事実でございます。

先ほど納税義務者の平均で所得を言われましたけれども、総人口で除すとそうではないということもございます。そこで、実は平成25年は215億円と申しましたけれども、平成27年が底でございまして総所得が211億円でございました。このときは平成16年度から17%と、最大の落ち込みでございました。それから平成30年は223億円と回復傾向にあるわけでございます。

このような状況の中にありまして、基幹産業の農水産業の産出額の比較をしてみますと、農業につきましては平成16年度が農家数3,017戸、63億2,000万円、そして29年度は2,280戸、69億1,000万円でございます、農家戸数は700戸余りの減少に対しまして産出額は5億9,000万円の増加でございました。

一方、漁業につきましては、16年度正組合員数が1,608人、63億1,000万円に対しまして、29年度の正組合員数は916人、27億7,000万円でございます、組合員数で692人減、産出額で35億4,000万円、56%の減少と半減以上であります。

漁業につきましてはこれまで、先ほど申し上げましたけれども漁協を初め地元の要望について精いっぱい応えたつもりでありますし、平成23年には全国初の認定漁業者制度を創設いたしました。現在155名認定しております、機器導入、新技術導入、機関換装に対し支援を行っております。あわせて漁業後継者対策制度を創設いたしまして、これまで12名の新たな就業をみております。

また有人国境離島法漁村支援交付金の活用、漁業用燃油補助等数々の施策を積極的に展開したところでありますが、しかしながら近年の水産資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁、クロマグロの漁獲抑制に加え魚価の低迷に抗しきれず、漁獲量、漁獲高の著しい減少となるところでございます。このようなことで漁業の不振、これが大きくこの壱岐の総所得に影響していると考えているところでございます。

合併特例債につきましては、2点目、3点目の御質問でございますけれども、実務面がございましたので担当部長に説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 9番、音嶋正吾議員の質問にお答えいたします。時間が押し迫っておるということで、今市長が申された部分について、あと解説的な部分だけ説明をさせていただきたいと思っております。

まず合併特例債、債権投資を行ったが市民所得は一向に上昇する傾向にないというところの質問でございます。

議員御承知のとおり、合併特例債につきましてはこれは充当率95%でございますが、合併市町村が新市町村建設計画に基づいて実施するまちづくりのため、公共施設の整備、統合などを行うための財源として、その元利償還金の70%が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるという、財政上、非常に有利な地方債でございます。

発行期限につきましては、議員説明のとおり、延長する改正法が成立し、壱岐市におきましては、平成35年度まで期限となっております。

本市におきます合併特例債の発行限度総額につきましては、これも議員の説明のとおり、ハード分、ソフト分のおっしゃられた金額でございます。

ソフト分の合併振興基金につきましては、平成20年度から平成26年度で満額の基金造成がなされておりまして、合併によって地域の活力が失われられないよう地域住民の連帯の強化、または地域の振興のためのソフト事業として、安全安心のまちづくり交付金や自治公民館運営費等交付金などに対し、その運用益を財源として充当しているところでございます。

なお、この基金の取り崩しにつきましては、元金償還額の範囲内で行うことができるとされておりまして、平成30年度末取り崩し可能額は19億7,578万1,000円となります。

ハード分につきましては、先ほど説明がございましたように、クリーンセンターや汚泥再処理センター、地域情報通信基盤整備事業、これはいわゆる光ケーブル網の整備でございますが、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進し、速やかな一体性の確立を図るための必要な事業の経費に充当しております。先ほど議員説明のとおり、あと残り3億6,560万円でございますけれども、31年度に充当いたしまして、発行限度額目いっぱいとなる予定でございます。

御質問の合併特例債と市民所得の関係でございますけれども、ただいま申しましたように、合併特例債は、合併後のまちづくりを円滑に推進し、新市建設計画の達成に必要な事業に充当するものであるということでございます。市民所得の向上に寄与するためには、市政における雇用の場を確保し労働人口を拡大させることが重要であると考えておりまして、市内の経済活動で生産されるあらゆる利益、価値を増大させるための取り組みとして、合併特例債の活用とは別の施策において、壱岐市まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、さまざまな分野での支援を継続して実施しているところでございます。

次に、壱岐市の経済状況、課税所得から見て減少傾向であると、そして壱岐市の平均所得は全国1,727自治体のうち1,407位である。かたや、職員年間給与につきましては、全職種で年収試算額が全国1,788自治体の602位であるということでございます。

これにつきましては、音嶋議員の分析について否定的という意見ではございませんけれども、比較、これは時間がないので、後で議員さんのほうにおつなぎをしたいと思いますけれども、比較の仕方というのが根本的に違っておりまして、そこの分はあえて……（「公表してるんだから

ね、一応はね」と呼ぶ者あり)そこは後で詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、職員給与は削減という考え方ではなくて、行財政改革の一手法として給与の適正化及び総人件費の抑制に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長(久間 博喜君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) 音嶋議員。

○議員(9番 音嶋 正吾君) ありがとうございます。後もって私に報告をするということですが、皆さんにわかるように報告をしますので、ひとつよろしく願いいたします。

私は、ここで大局的に申し上げたいのは、やはり民間、みんなの市民所得を上げるためには何をせねばならないか。それは皆さん方は——今、市長も申されました、数値的に全て頭にインプットしてあります。資料としてお持ちなんです。その中で政策として何を優先されるか吟味をしていただきたい、政策評価をいま一度していただきたい。

そうしないと、私は一番危惧しておるのは、漁村集落の皆さんです。どうして生活をしてあるのかなと思いました。所得、いわゆる水揚げから経費を引く。漁師さんの場合は60%強の経費がかかります。これは税務の方は御存じでしょう。かなりの経費がかかります。1,000万円上げた、仮にしたときに、300万円の所得で、300万円の所得の中から不可分所得、いいですね、絶対に使えるのはその金額しかないわけですが、消費に使える、医療に使うとか、貯金するような余裕はないんですから、そういう現状であるということをおわかっていただきたい。

最後に、行政改革の必要性というのは、私も大切だろうと考えております。しかしながら、住民サービスは自助・共助の社会の実現を主張されております。本市の経済状況の危機的な問題に迅速果敢に取り組んでいかなければ、我々議員の給料も、はっきり申し上げます、上げるわけにはいかないんですよ、皆さんがこれだけ苦しんでおられたら。(「音嶋議員」と呼ぶ者あり)それは給料を上げれば全体の所得は壱岐市民、上がりますよ、1人頭上がりますよ。しかし、格差が広がる。

そうしたのを一刻も早く実現できるように、我々で英知を結集して取り組んでいこうではありませんか。そのことを訴えて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長(小金丸益明君) 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長(小金丸益明君) ここで暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、町田正一議員の登壇をお願いします。町田議員。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 町田 正一君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

3年前まで島内には壱岐日々新聞社という新聞がありました。最後は、ある特定の市長候補を支持して、その方が通らなかつたものですから、市長選挙には大きな不正があつて、壱岐の民主主義は死んだと言つて、勝手に福岡のほうに出ていってしまったけれども。私は、警察でも振興局でも、壱岐ほど匿名の投書とか、そういうのが飛び抜けて高いと、非常に不愉快でたまらないところがあるんですが、報道する者の責任というのを、特に島内紙の人は本当に考えてくれとるんだらうかと思つて、きょうはあえて報道を全部敵に回すつもりで質問します。

市長はお読みになつたかどうか知りませんが、実は某島内紙に、玄海原発と壱岐市の白血病の患者が非常に多いということを書いておりました。これは今、玄海原発差しとめ訴訟というのを、今、唐津の市民の人たちがやっております。ホームページでこれは全部閲覧できるので、私も資料を全部取り寄せて全部見ました。九電の反論についてもホームページに同じように記載されていますから、私が述べる資料については、これ全てホームページで公開されております。

先日、県議会でも宮内県議がこの件について質問されております。玄海原発というのは市長も明確に再稼働反対の意思を示されておりますし、周辺自治体と合わせて壱岐市議会も足並みをそろえて反対決議をしております。残念ながら、今のところ、再稼働には当事者である玄海町と、それから佐賀県のみが同意権を持っておりまして、これの実現はできておりません。

1月付で島内紙に一面トップで、白血病の死亡率は壱岐市の女性では県下トップであると、男性は3位だと、大々的に報道されて、玄海原発との関連性をる説明されておりました。読んでいて、非常に気分が悪くなるような記事でありまして、白血病の死亡率の高さは、九州、特に北部九州では非常に高いというのは、これは事実であります。私の知り合い、市長もよく知り合いですが、その方も数年前に成人T細胞型、俗に言うATLで発病されてから半年ぐらいいでお亡くなりになりましたけれども。

もしこの玄海原発と白血病の死亡率の因果関係があるのであれば、これは大変なことです。こんなもんがもしこれが事実であれば、それは四大紙、全国紙も初め、マスコミを含めて、毎日毎日、大々的に取り上げられとるはずですよ。これ、なぜ取り上げられてないかという、因果関係を証明する科学的な、医学的な、統計学的な、そういった調査がないんです。この島内紙は要するに自分たちの都合のいい部分だけ取り上げていますけれども、例えば1番は確かに川内原発が

ある鹿児島県です。2位は宮崎県、3位は沖縄県です。あと、4位は大分とか、長崎とか、佐賀県とかが上位に来るんですが、九州は、全国の恐らく成人型T細胞を持っているのが推計が大体全国で108万人ぐらいだろうと言われていたんですが、そのうちの44%は九州地方です。

玄海町は特にほかの地域に比べて10倍近く死亡率が高いとなっていますが、この死亡率自体も10万人を単位、10万人当たり何人死んだかというのが——死んだというのもおかしいですが、お亡くなりになっただけかというのが全国平均で5.8人です。10万人を母体として死亡率を計算するわけですから、玄海町は人口6,000人です。これ、玄海町の毎年の死亡者数、ずっと載っていますけれども、ゼロとか、近年でもゼロ、1人、2人、多いときは4人とかいうのも、それから一番多いときは、昭和50年だったですかね、6人というのもあります。統計学的にもですね、統計学では有効標準という考え方があるんですが、人口10万人を母体する死亡率を人口6,000人の玄海町に当てはめること自体がおかしいんです。これ、玄海町で1人お亡くなりになったら、10万人当たりですから、大体死亡率は15ぐらいになります。2人になったら30人ぐらいになるんですよ。そしたら、全国平均が5.8人なので、それは明らかに8倍とか9倍という数字になってしまうんです。統計学的にも非常に信用できる数字ではないと、ということがまず第1点です。

それから、福島原発が、8年前ですかね、ありました。実は福島県は農林水産物の輸出は輸出ストップです。御存じのとおり、沖縄、韓国、中国を初め、福島という名前がついただけで農林水産物、最盛期の半値以下の値段でしか売れないんです。そういった風評被害というか、放射線は全く検出されていないにもかかわらず、福島という名前がついただけで、今、農林水産物はそんな状態です。ほとんど、とつても、漁業者なんかは魚をとつても、それを逃がしている、あるいは廃棄処分しているとか、そういう状態がずっと続いています。

僕は、国境離島新法がですね、市長が行政報告でもありましたように、今までは何人の若者が帰ってきたかとか、何人の若者が帰ってきて起業したかとかいう数字さえ、今までは出なかったような状況です、余りにも少なくて。でも、昨年1年間で70名以上の若い人たちが帰ってきて、一生懸命起業している。確かに100%まだ満足できてないかもしれないけれども、素人ながら一生懸命やっています。私のところの三男坊もそうなんです。若い人たちが一生懸命やっつのに、これでこんな白血病が長崎県で1番だとかね、こういう風評、僕はまさに風評被害だと。こういうのが、今はもうSNSの時代なんで、もしこれ、私のところの嫁さん読みましたけれども、非常に不安をあおり立てるだけ、これこそ何の役に立つのか、僕はさっぱりわからない。これは玄海原発の再稼働がどうのこうのとかが問題とは全く違うと。私は怒り心頭に達しているんです。これでもし壱岐の出荷するものに風評被害とかあったら、一体誰が責任とるんだと、報道する者の姿勢として、僕は報道する人間の姿勢を疑います。

それで、市長、今から改めて一般質問なんですが、行政のトップとして、この記事、読まれたかどうか知りません。こういった因果関係がもしあるんならば大問題です。それこそ壱岐島民全部挙げて九州電力に損害賠償を請求せないかんぐらいの問題です。ここ書いていますけども、これについての市長の見解をまず求めます。

2番目に、行政として住民の安全を守ることというのは、もちろん第一義的なものです。こういった事実関係の調査等はする意思があるのかどうか、まずこれを2番目にお伺いします。

それから、3番目に、壱岐のイメージダウン、非常にもう、せつかく、やっとな若い人たちが帰ってきて、やっとな活力ある、まだ十分とは言えませんが、やっとな僕は上向いてきたと思っています。こんな時期に白血病の島などというような風評、これも非常に心配です。僕は医師会の先生とも話しましたが、長崎大学の医学部とか九州大学の医学部も、この白血病との、九州北部地方に特に多い、九州地方に多いと言われる白血病について、実は原発とは全然関係なくて、それは昔からと。そのお医者さんも非常に憤りを覚えていましたけれども。

医師会とか農協とか漁協とか観光連盟とも早急にこういった対策は、私は必要だと思っています。すけれども、これについて市長の見解を求めたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 町田正一議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 10番、町田議員の御質問、玄海原発と白血病の関係を報道した事案についてお答えいたします。

このような記事が事実であれば大問題だ、事実関係の調査、白血病の島などという風評被害が心配だ、対策をとという御質問でございます。

言論の自由が憲法で保障されておりますけれども、それがどこまで許されるか、残念ながら私には知見がございません。ただ、私は市長でございますから、事実に基づいた内容しかお話しすることはできませんので、議員にはもどかしいお答えしかできないかと思っております。

報道の内容の主たる主張は、ある研究者の言葉を引用し、トリチウムが動物実験から白血病を誘発する。玄海原発から多量のトリチウムが放出されているから、原発との関与が示唆される。一方で、HTLVウイルスが原因で発症する成人T白血病、いわゆるATLが多いことを認めつつ、ATLの増加だけでは白血病の増加が説明できないとして、玄海原発と壱岐市の白血病の増加を関連づけております。

実はこの件に関しまして、一昨日、6日に九州電力からお見えになりました。私は、原子力発電には終始反対の立場でありますので、九州電力を擁護するつもりはさらさらございません。けれども、聞く耳は持っておりますので、説明は受けました。先ほど申しますように、説明を受けた内容について事実だけを申し上げたいと思います。

まず、玄海原子力発電所からの放射性物質の量は年間0.001ミリシーベルトで、自然界の1000分の1以下であるということでしたけれども、私は問題となっているトリチウムがどのようなものなのか、まず質問いたしました。これは新聞にもありましたけれども、放射性水素でありますけれども、状態としてどういう状態なのかと質問いたしました。これは状態としては水の分子の一部、つまり水の状態だということでございます。したがって、放出の際、トリチウムが含まれる水分の分子だけを取り除くことは極めて困難だということでございます。また、トリチウムが放出される放射線は弱いベータ線のみであるということでございます。人体に取り込まれても大部分は速やかに排せつされることから、生物への濃縮はないこと、玄海原発からの放出量につきましては、国の管理基準を十分に下回っていること、大気中には水蒸気の状態、つまり空気中の水分として存在することなどの説明を受けたところであります。

また、白血病との因果関係につきましては、白血病の発症率が必ずしも原子力発電所との距離に比例しないことについて、このことにつきまして、原発のない宮崎県が鹿児島県に次いで全国2位の発症率であること、さらには原発所在都道府県が全てが上位に位置しているわけではない。特に女川原発のある宮城県は47番であるということ等々のことから、因果関係はないと考えているという九電の説明でございました。

御質問の報道が事実であれば大問題だ、見解をとということでもありますけれども、このことについて、現在、御存じのように係争中であります。因果関係がないことを祈るばかりであります。住民の安全を守るのが責務だ、事実関係の調査をとということでもありますけれども、まさに今、裁判で事実関係そのものが争われているわけでありまして、私は、それ以前の問題として原発に反対をしているところでございます。

また、風評被害につきましては、このことを私は殊さら取り上げて島が騒ぐこと自体いかがかと思っている次第であります。私は、ただいま申し上げました九電の説明や、壱岐にはATLウイルスのキャリアが多いことなど冷静に受けとめて、白血病の発症をいかに抑えるか、または治癒率の向上を関係機関と協議すること、そして、このような報道にも増して、壱岐の魅力、ポテンシャルを内外に大いに発信することが肝要であると考えているところでございます。

私は、壱岐を何とかメジャーにしたいと常に思っておりまして、これまで、日本で初めてとか、離島で初めてとかいうことを意識してさまざまな取り組みをしてまいりました。昨年の無人飛行機の実証試験、外国人による日本語弁論大会、少し前には九州市長会等であります。ことしはSDGsが全国で注目を集めておりますし、恐らくSDGs未来課の設置というのも日本で初めてであると思っているところであります。このようにしてきたことが、インターネット上でも壱岐にヒットする回数がふえる。ふえて、ふるさと納税にもつながっていると私は考えております。壱岐市民の皆様も、多くの方々に壱岐を知っていただき、壱岐市がメジャーになることで、多く

の人に壱岐を訪れてもらうことを望んでいらっしゃると思っております。

その市民を購読者にお持ちのメディアの方でございますし、壱岐の情報をこれまで発信し続けておられますから、購読者の思いを裏切られるようなことはないと思います。議員の御心配も十分わかりますけれども、そのような意図で書かれたものではないと確信をしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 市長ですね、市長のお気持ちは、僕はわからんわけじゃないんです。僕、実はこの一般質問、これをするのについても、どのくらいの今発行部数があるのか知らないけれども、これを殊さら取り上げることが壱岐にとって、いいのか、悪いか、私も考えましたよ、それは。ところが、私はね、今までこういった、ある面においてね、科学的な、統計学的な根拠もないような、まだ不確かなものをね、ただ殊さら、もう今、3週続けてこの問題についてずっと書いています、1面で。市長はそれを、壱岐の島民を購読者に持つと新聞社だから、私は壱岐のマイナスになるようことはしないだろうと確信しとると言われましたけど、僕はさっぱりわからない、その意味が。何をもち、そういうふうに言われるんですかね。私は、壱岐にとって何の、百害あって一利なしだと思っています。

人間というのは、人の不幸はおもしろいですよ。週刊誌みたいなやつがですね、週刊誌みたいに、こんなして書くのが本当におもしろいんです。でも、僕は、そういう報道の自由があるとは思わないんです。報道の自由じゃないですよ、こんなのは。今まで、過去、島内紙がどんなに——その島内紙にとってはそれが真実だったのかもしれませんが、どんだけ個人攻撃してきたか、どんだけ市長を攻撃してきたか、それはもう全部わかっておるじゃないですか。僕は何でこんな記事がですね。

これ、議会報告会でも、実はある人がこの件について議会は共有すべきだというふうな発言をされました。議員の中にも一生懸命になって資料を配つと議員もおります。こんなね、市長がさっき言われたように、白血病との因果関係、普通に考えればですよ、じゃ、玄海原発のすぐ近くにおる、玄海町からすぐ近く、壱岐よりもっと近い松浦、こんなのは、じゃ、壱岐よりもはるかに高くないといかん。長崎県の女性の白血病の発病率1位は壱岐市ですが、長崎県で男性の1位は五島ですよ。壱岐よりもはるかに遠い。それは玄海原発の影響がどうのこのよりも、これはもともとトリチウムと白血病の因果関係については、これもまた証明されておられません。しかも、沖縄が、原発とは全く関係ない沖縄だって全国で3番目ですよ。宮崎県が2番目です。宮崎県も原発はありません。これはですね、僕はもう数字のマジック、数字のマジックなんですよ。だから、その新聞は書きません、そういうことは。

だから、僕は、そういう世論操作みたいなものを、報道する者の責任として、あつてはならないと。しかも、それが壱岐市にとってね。報道の自由は、それはあるでしょう。それは行政に対して、こういうのはおかしいんじゃないかとか、こういうのはもっとこうしたほうがいいと、それを書かれるのは、僕は大いに構いませんよ。それは報道する者の使命やから。ただし、こういうことを平気でね、壱岐市を白血病の島みたいなね、こういった書き方は百害あって一利なし、本当に。もしこれで、今、SNSとか何とか、そういった時代なんで、これ読んどる人間は非常に不愉快。読んだ人間が、私もその新聞とりよりもすけどね、読んだ人間が不愉快。そして、こういうことが発信される。今、インスタとか何とかで、どんどん、それが拡散していきます。これはもうとめようがないんです。だから、僕は非常に心配してるんです。どうやって、報道する者として責任をとるのかと。

僕は、市長はぜひこの編集長と話すべきだと。行政として抗議すべきところはきちんと抗議していかないと、こんなもん書かれっ放し、何のプラスにもならないこと。ほったらかしにして、かえって風評被害がそれで拡散する、そちらのほうがマイナスだと言われましたけども、私は逆だと。報道する者に対しては、間違っと思ったら、きちんと何を根拠にそれを言うんだと。じゃ、こういった事例があるけれども、例えば五島は男性の白血病死亡率1番だと、沖縄だって、原発とは全く関係ないところですよ、そこが全国で3番目です。統計学的にも、どう考えても、人口10万人当たりの死亡者数を言うのに、人口6,000人の玄海町で1人ふえただけで死亡率なんかいうのは十何ぼ上がるんですよ。そういった全く根拠にならない数字をあげつらって、それが何になるんだと、壱岐にとって。

市長はさっき、編集長は多分そういうことはないだろうと確信しておりますと言われたけど、その編集長と話されたんですか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 話はしておりませんが、私は、町田議員が言われるように、報道人として節度を持ったことをしていただけると信じておるわけでありませう。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 報道人として、僕も報道する者の責任というのはあると思っています。報道する以上、自分の書いた文章には、絶対それは投書も含めて私は全部責任があると思っています。僕は、前の日々新聞社が壱岐でやった一番の悪い点は、匿名の投書を全部載せたことです。あれから、いわゆる選挙のたびに各議員のところ匿名の投書というのが来ます。やたらめったら来ますよ、それ以外にも。匿名で人を攻撃するのは、この島のあしき慣習です。誰も責任とらん。しかも、これ、報道も責任とらん。本当にそんな匿名があるのかどうかさえもわからない。僕は、この島のね、壱岐市のこういった風土だけは絶対よくない。批判は大い

に構わないんですよ。ただし、批判する以上、自分も正々堂々と名前を出して反論すべきです。

多分、僕は、次の新聞の書く記事まで大体予想ついているんですよ。自分たちが反論できないところで、そうやって攻撃すると言ったけど、新聞だって、新聞の紙面だって、誰も反論できないところであの新聞を書いているんですよ。誰一人として反論できないです。相談があるわけじゃない、取材があるわけじゃない。

僕は正直言って、原発はそりゃ誰だつてないにこしたことはないんです。そりゃ誰だつてそうです。でも、今の日本の電力安定供給の中で、政府としてもやむを得ず、20%から25%の範囲で当面は原発を発電燃料として認めざるを得ない。これは立憲民主党、反対している立憲民主党だって、2030年まで、あと10年です、に原発を何とか廃炉したいと。その程度のものなんですよ。もっとひどいのは、今さら言うたってしょうがないけど、鹿児島県の知事の三反園さん。川内原発絶対反対と言いながら、テレビのニュースキャスターされとったけどね、原発絶対再稼働反対、「私が知事になったら絶対とめる」と言いながら、あの三反園さんは報道ステーションで偉そうなことを言っていましたけども、わずか1年もせんうちに川内原発の再稼働を認めとる。もうそういうやつばかり、本当に。

でも、ちょっと市長、声を荒げてしましまして内閣法制局長官みたいになりましたけども、僕は、報道する者もちょっと真面目にこれを考えてもらいたい。世論操作は、玄海原発の再稼働反対とはね、この白血病は全く関係ない。関係ないことをあえて関連づけてやろうとするから、各資料の自分たちの都合のいい部分だけしか取り出さない。こういうのはね、報道する者の責任として、僕はこの場をかりて猛省を求めたいと思います。

それでは、質問の第2項目なんですが、マグロの資源管理について。

先ほど音嶋議員も水産の厳しいこと、現状はるるおっしゃいましたし、市長も、壱岐市の市民の所得の減少の中で一番大きいのはやっぱり水産業の衰退というか、水産業の所得の減少が一番これが大きな要因だというふうに言われました。

その中のある一部なんですが、今、29年度からTAC制度も含めて、国は国際公約としてマグロの資源管理、割り当て量を出しております。僕は、資源管理は当然ですね、これは今減少をずっとしているわけですから、資源管理は絶対必要なことです。

ただし、これは僕は水産庁にも本当に大きな責任があると思うんですが、要するに産卵期のマグロは集団で集まってくるわけですが、それを一網打尽にまき網がとってしまう。そしたら資源として残らないのは、これはもう当たり前。昔から、マグロに携わっている漁師は、昔からそれは水産庁に要望してきたことなんです。それで、今やっと——やっとということもおかしいですが、もう土壇場に来て、どうにもならんごとなってから、29年度から資源管理というのを水産庁もやっとやり出しました。それで、単年度で壱岐市の個別漁協にもその割り当て量があります。

しかし、よう考えてみてください。マグロというのはですね、クロマグロは特に回遊性のものなんです。そしたら、漁師は昔からそうですが、とれる年もあれば、とれない年もあるのは当然なんです。

それで、僕は、昨年度はたまたま、箱崎漁協のこと、地元のことなんで箱崎漁協を例にとると、昨年は割り当て量を超える、とろうと思ったら割り当て量を超えてでもとれたんだと。ところが、市長も御存じの北海道なんかは割り当て量の10倍ぐらいとってしまって、国全体の枠がそれだけで消化してしまって、もうこれ以上とるなという規制が来ました。

ところが、ことしはその割り当て量も消化し切れない状況なんです。全く入らない。基本的に回遊するクロマグロに対して、単年度の漁獲割り当てをすること自体が基本的には無理があるんだと。

そしたら、ただし、それならもう全部規制を取っ払えということになるかもしれませんが、でも、マグロの今の状況、太平洋クロマグロの資源状況を見とったら、国別の漁獲規制、それは割り当てをせんと、それはやむを得ん。

それだったら、漁師の生活を守るためにも、例えばことしは割り当て量の半分しか行かなかったということだったら、来年はその割り当て量にことし不足した分をふやすとか、あるいは総枠規制を例えば複数年にするとか、そういったいろいろなアイデアができると思うんですが、これは壱岐市の水産課に言うたって、そりゃ、そんなことできるわけないんで、県の水産課とか、そういったのを通じて知事要望なり全国要望という形に持っていけないと、どうにもならないことなんです。これについて、多分、水産部長が答弁されるんですかね。じゃ、済みませんが、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 10番、町田議員の質問にお答えいたします。

太平洋クロマグロの配分方法を見直すべきとの御意見でございます。現在、太平洋クロマグロの配分につきましては、我が国の漁獲枠は2002年から2004年の平均漁獲量を基準にしたWCPFC・中西部太平洋まぐろ類委員会の決定事項に基づくものであり、国は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、小型魚、大型魚、それぞれ各都道府県ごとに漁獲実績に基づき、漁獲量の配分を行っております。

県におきましても、長崎県クロマグロ資源管理方針により、漁獲実績に基づき、県留保枠を除いて5海区、県南、県北、五島、壱岐、対馬に配分されることになっておりますが、壱岐海区におきましては、各漁協間で協議を行い、漁協単位での配分となっております。

漁獲量の配分方法につきましては、それぞれ御意見もあろうかと存じますが、国際ルールに基

づき国で決定されており、配分方法の変更は困難であると考えております。しかしながら、漁業者、関係者の皆様はさまざまな御意見を持っておられ、そのような御意見等を国、県へ伝えることは必要であると考えております。

また、現在、第4管理期間が3月末で終了し、4月から第5管理期間が開始されようとしておりますが、昨年12月に開催されましたWCPFCにおきまして、日本は、太平洋クロマグロの資源回復傾向であることにより漁獲枠の増枠を要請されておりましたが、認められませんでした。

また、これまでは、漁獲枠が残っていても次期管理期間へ繰り越しできませんでしたが、第5管理期間での残枠については、最大5%を第6管理期間に繰り越すことができるように決定されております。

本市水産業におきまして、クロマグロにつきましては重要であると認識しておりますので、引き続き地域漁業者の意見などをお聞きするとともに、国、県へ伝えてまいりたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 水産部長、きのう電話して、これ聞くからということで、じゃ、29年度、30年度、割り当て量と単協ごとの実績をちょっと教えてください。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） クロマグロの壱岐海区での配分枠について報告いたします。

各管理期間ごとに申し上げます。まず、第3管理期間におきましては、平成29年4月1日から平成30年6月30日の小型クロマグロの配分枠が壱岐海区で139トンで、漁獲実績では152.6トンになっており、配分に対しまして109.8%の消化率となっております。

単協ごとがありましたかね。（「いや、それはいいです。どこも一緒でしょうから」と呼ぶ者あり）

また、第4管理期間、平成30年7月1日から平成31年3月31日の小型クロマグロの3月3日現在での配分枠は107.8トンで、漁獲実績で46.2トンとなっております。配分枠に対し42.8%の消化率となっております。また、大型クロマグロの3月3日現在での配分枠は93.3トンで、漁獲実績で26.6トンになっており、配分枠に対し28.5%の消化率となっております。

次に、第5管理期間でございますが、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。小型クロマグロの配分枠は141.7トン、そして大型クロマグロの配分枠は120.4トンとなっております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） さっきも言ったように、マグロは回遊するものなんですよ。だから、29年度は109.8、割り当て量に対して109.8%の小型マグロの漁獲があったけれども、30年においては、小型で42.8、大型で——大型というのは30キロ以上ということですよ、93.3の枠に対して26.6トン、28.5%程度の漁獲量しかない。ことしは、今まで、29、30年度よりも少し増加はしておりますが、来年のことは、これ正直言って、わからないですよ。来年どうなるか、わからない。ことしよりもうんと少ないかもしれないし、あるいは、もっと、この枠ぐらいとれるかもしれない。

例えば、僕は、こういった回遊魚については、単年度で枠を決めるよりも、むしろ過去の実績、例えば掛ける複数年、2年とか3年の総枠をつくって、それで漁獲するというほうが一番実情に合っているんじゃないかと思うんですが。例えば、さっき言ったように、5%程度の、ことし少なかったからといって、来年5%程度ふやしたところで、ことしの損失は取り戻せないですよ。そりゃ漁師が貧乏になるのは当たり前。僕は、枠いっぱいだったからといって、とても漁民の所得がふえるとも思わないです。複数年での例えば漁獲規制とか、どうしても漁獲規制は必要なんです、資源管理の面から考えたら、今後は必要になっていくんです。そしたら、今のところ認められておる最大5%とかいう繰り越しじゃなくて、もっと、これ大きく。

例えば、ことしなんかは半分以下の漁獲量しかないわけなんで、この5%じゃなくて、もっと大幅に、例えば50%ぐらいふやすとか、そういった弾力的に適用していかないと、役人が机上の空論みたい。国は全国枠で考えるから、こういった形の数字しか出てこないんです。

ところが、県単位とか、例えば老岐海区単位で見ると、こういった5%の繰り越しとかいうのが、枠の上積みとかいうのがほとんど意味をなさないと思いますが、例えば複数年の総枠規制とか、あるいはことし不足した分をそっくりそのまま次は積み増し。国は、全国枠は決めているわけなんで、全部把握しているんですよ。北海道のこの漁協については何ぼとれたとかですね。それについて要望していくという考え方はないですか。これは市長のほうがいいですかね。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさに町田議員のおっしゃるのは説得力があると思います。けれども、やはりこれは国内だけの問題じゃなくて、国際ルールというのがありますから、一概に不足したから繰り越せるよという話にはならないと思います。

がしかし、これはいわゆる事務的な問題を通り越しておりまして、やはり政治的なお願いをしなければいかんと思っているところであります。今、町田議員がおっしゃる、その案を各組合長さんなどとも話し合っ、どうふうにして持っていくか、検討したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 実はマグロ資源については、もう一つ大きな問題はですね、実は国内でマグロが、実はクロマグロがとれようが、とれまいが、消費者はあんまり関係ないんです。これは輸入魚がその分ふえるだけなんです。

御存じと思いますが、地中海クロマグロはもう長いこと資源管理していました。だから、地中海クロマグロは非常に資源も回復していますから、どんどん日本に輸出しています。世界の消費量のかなり大きな部分は、日本がやっているんですよ。

だから、日本が例えば輸入規制まで行ったら、これは国家的プロジェクトになりますから、一市長の権限というわけにはいきませんが、僕はもう一つ考えてもらいたいのは、消費者は安いから、安いやろうし、日本国内でクロマグロが、大間でとれたのが1頭3億何ぼになったら、わあ、漁師さんたちはもうかるなって。ほとんど、ああいうのはないんですよ。ほとんど壱岐のマグロなんかは、それこそ百何十キロのやつでも60万とか70万とか、その程度しかないんです。現実の漁師というのはそんなもんですよ。

だから、僕は、ただそういった輸入規制までは、ここで本当話したってしょうがないと思うから、話しませんけども、少なくとも国が割り当てるマグロの規制については、漁獲枠については、もっとやっぱり弾力的に適用していかないと、ことしは40%ぐらい、大型については二十何%しかとれんのに、来年5%上積みされたって、それはとてもじゃないけど割に合わんというか、筋が違うというか、とてもじゃないけど、これじゃ漁師は生活できんというふうに思います。

ぜひ、市長におかれては、これ、県の水産課等と話していただいて、もう1回、枠の弾力的適用あるいは複数年でのこういった資源管理ということも当然考えるべきだと思いますので、ぜひ、その要望はよろしく願います。

以上で終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時とします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、山内豊議員の登壇をお願いします。

〔山内 豊議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 山内 豊君） 2番、山内でございます。3月会議、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。濟いませぬ、私ちょっと花粉症を患っておりまして、ちょっとお聞き苦しい点もあるかと思ひますけれども、どうか御容赦いただきながらよろしくお願ひいたします。

午前中、ベテランの議員さん、先生方がちょっと声のトーンも高くやられて、一層私も気合が入る所存でございますけれども、私は、トーンを落ち着かせながら、諭すような感じで執行部の方と対峙したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですがお伺ひさせていただきます。今回は、大きく4つほど質問させていただきます。中には、市民の方から受け継いだ御意見がありますので、どうぞ御丁寧な感じで回答のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の質問です。社会体育施設についてお伺ひをいたします。

現在、旧町単位でそれぞれの施設があります。旧中学校の体育館やグラウンドも使用できるようになっております。市民の体育の普及やその推進を図ることはもとより、いつまでも健康で長生きできるまちづくりの一躍も担っておると思われまひす。

そんな中、サークル活動を行われてる方から、火曜日が定休日の施設が多く、特に大谷公園体育館、石田スポーツセンターは利用者も多く、平日に主としてされてるサークルの方は場所を探しておられます。一度、私もお問い合わせをしまひました。その回答が、合併当初からの流れでそうなっていると返答をいただきました。

そこで、ちょっと御質問ですが、スポーツセンターと大谷体育館、壱岐の中でも大きな施設の2つですが、休館日の変更はできないものでしょうか。それから、合併当初から検討はされてきたと思われまひすが、その経緯も踏まえながら御回答をお願ひいたします。

2つ目です。旧中学校の体育施設は、使用に際し、強度などの不安はないのでしょうか。また、体育館においては、照明器具など薄暗いところもあります。その入れかえの検討はございますでしょうか。2つですが、御答弁をお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 山内豊議員の質問に対する理事者の答弁を求めまひす。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 2番、山内議員の御質問にお答えをいたします。

市民の皆様には、体力づくり、健康づくりのために、いろいろな団体や個人の方が各種スポーツに親しまれており、活動の場として体育館やグラウンドを御利用いただいております。

御質問の1つ目、石田スポーツセンターと大谷公園体育館の休館日の変更ができないかということについてお答えをいたします。

2つの施設とも、お話のように、大変多くの方に利用していただいております。これまで、それぞれの条例、規則に基づいて運営を行っており、議員御指摘の休館日も規則で定められております。

大谷公園体育館は旧郷ノ浦町で昭和55年に建設され、以来39年たちます。休館日は、壱岐市都市公園条例施行規則で火曜日となっているところです。

一方、石田スポーツセンターは合併後の平成19年に建設され、12年になります。同じく休館日は、壱岐市体育施設条例施行規則で火曜日となっています。

御指摘のとおり、どちらの体育館の休館日も火曜日ですので、火曜日の活動をされる場合は、今まではほかの体育館を御利用いただいていたことになります。休館日のお昼の時間帯で学校以外の体育館を利用される場合は、教育委員会所管の勝本町のB&G海洋センター体育館がごさいます。ここは月曜日の休館です。

市長部局所管の体育館では、筒城浜ふれあいセンター体育館があります。ここの休館日は運営上必要なときに定められますので、問い合わせをして利用していただいております。

そこで、火曜日の休館日を変更できないかということについてです。

現在まで、こういった運営をしてきたのも、それぞれの体育館を建設したとき、市民の利用が一番少ないかなと思われる日を調査したときに、火曜日がそれに当たることから休館日にしたのもと思われます。

議員御指摘のように、健康で長生きできるまちづくりを初めとする市民の皆様の体育の普及、推進、特にサークル活動に取り組まれている方のニーズに応えるためにも、今回の御指摘、提案は大変ありがたく受けとめ、検討に値するものと考えます。

これまでの経緯を振り返ってみても、現在の活動されている状況を見ても、どちらも火曜日を休館日にしなければならない特段の理由は見当たりません。むしろ休館日を別にすることで実態に沿うように、市民のニーズに応えることになるだろうと考えます。

例えば、文化施設の図書館の中では、同じように郷ノ浦図書館と石田図書館がごさいますが、この2つは図書館の中でも市民の利用の多いところで、郷ノ浦が火曜日、石田が水曜日と、数年前にずらしました。市民の方には随分歓迎をされました。今回もそのような方向で、大谷体育館と石田スポーツセンターの休館日を別にすることは、市民の方にも十分な理解をいただき、歓迎されるものと判断しております。

当然、変更に伴って配慮しなければならないことは幾つかありますので、それらは私ども所管のほうで、利用されている方のお知らせ等、職員の業務従事にかかわること等については心を込めて対応していきますので、この御意見をいただきながら、規則の見直しに早急に当たらせていただきます。ありがとうございました。

2つ目の旧中学校の体育施設の強度などの不安、あわせて照明器具などの入れかえについてのお尋ねがありましたのでお答えいたします。

旧中学校の体育施設の中では、沼津中学校、初山中学校、鯨伏中学校、箱崎中学校、那賀中学

校の5つが旧体育館ということになります。那賀中学校はこの後使うことになりますので、残りの4つについて状況をお伝えしたいと思いますが、耐震強度をクリアしていない体育館は旧沼津中、旧鯨伏中です。

御承知のように、学校施設として使う場合は、児童生徒の安全を確保していくためには耐震性の確保が求められておりますので、子供たちは使っておりません。一般の方には、いろいろな状況をクリアしながら使っていたということになります。

この後の、この2つの体育館については耐震工事をする予定は今のところありません。むしろ旧沼津中学校の体育館につきましては、フロアの劣化や外壁の落下等もあり、危険度が高まっているので使用禁止とさせていただき、地元の理解を受けながら、この31年度に解体するよう本議会に予算計上しているところでございます。御支援いただけたらと思います。

また、耐震強度はクリアしていても大規模改修の予定がないというのが残りの旧初山中、旧箱崎中の体育館でございます。使用されて危険を伴う状況等があれば、私どもに報告をいただき、現場の調査をして、その状況に対応しながら、使用が難しくとなれば使用禁止の相談をさせていただき、跡地利活用の関係も含めて、基本的にはいずれ解体をするという方向を考えているところでございます。

現在、市民の方に利用していただいている体育館には、子供たちが通学している小中学校の体育館がございますが、児童生徒の教育活動に支障がない限りの時間帯については全て耐震工事もクリアし、外壁、屋根防水工事等も行って環境整備も整っていますので、御利用いただけるものと考えておりますので、連絡調整をしていただけるとありがたいと思います。

体育館の照明器具等の入れかえについてでございますが、これまでも、この利用していただく体育館の電球が切れているという報告を受けながら、実は、時期を見て取りかえをさせていただいているのが実情でございます。

足場を組んで取りかえるため、まとまった形で工事をさせておいたほうが、総合的に見て経費が浮いてくる部分があるというのがその実情でございますが、明るさが足りない、活動するときに安全性に不安がある等御指摘があり、私どもが危険があると判断した場合はその限りにあらず、すぐに対応をするようにしております。利用される方と連携をとりながら進めてまいりたいと考えます。

現在のところ、この照明器具、水銀灯による設置がほとんどでございますが、一つ一つ入れかえという作業で対応しているところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 1つ目の御質問の御答弁、ありがとうございます。

これを見てよかったと思われている市民の方もおられると思います。その中には、やっぱり現使用されている方にしっかりとした周知をされながら、心を込めて対応していただけるものと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

長い目を見て待ちたいところですが、そこまでは長く見れないと思いますので、できれば早急にわかり次第、御連絡をいただければと思います。ありがとうございます。

そして、2番目の旧中学校体育館なんですけど、私もバレーボールをするとき、よく初山中学校の体育館、旧中学校のを使います。大変照明も暗く、フロアも相当汚れておりますし、でこぼこがあるところもあります。やっぱり、初山といえば、郷ノ浦の中ではバレーボール人口が結構多かったところ、強かったところでありまして、そういう歴史も住民の方々も持っておられると思います。やはり取り壊されるとなると、寂しさも込み上げてくると思いますけども、使っている以上は、使われている間だけはしっかりとメンテナンス、そして、それに対する対応ということをごらねよう願ひいたします。

あと、ちょっと関連なんですけど、3月の2日、3日に、恒例の春一番スプリングカップといってバレーボールの大会がございました。それで、スポーツセンターを女子の会場で使っておりましたが、入り口から奥側の体育館の国道寄りが、私、審判要請で行ったんですけども、バケツと雑巾と置かれてあった状態でした。「なぜですか」と先生に聞いたら、「水があります、そこには」と言われたんですね。管理人の方に「あれ、雨漏りですか」と聞くと、「はい、雨漏りです」というふうに言われました。済いません、これに関して報告があられましたでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 山内議員の御質問にお答えいたします。

そのことについての報告、私のほうが、正直把握をしておりません。早速対応して、状況がどの程度になっているのか考えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 早急に対応をお願いしたいと思います。5月には中体連も控えておりますので、何かあっては遅いので、ぜひ早急に対応をよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、道路交通法改正に伴う消防団への対応についてということで御質問させていただきます。

29年3月に施行され、新設された準中型免許ですが、以前は普通免許で5トン未満までということで運転できておりました。我々は、もう8トンとかというぐらいのレベルまでできるんですが、大型での交通事故が多発するという社会現象を受けてこういう改正になったと思われませんが、29年3月12日以降に普通免許を取得した方は3.5トン以上の車を運転ができません。

これ、車両総重量ですが。これで、消防団員の方で該当する方がこれから出てくると思われます。新入団員の確保も難しくなる中で、この免許制度は消防団員の意欲の低下を招くのではないかと、私も危惧しております。

自治体にあつては、該当車両のあるところの消防団員さんが、準中型を取得する際に助成があり、その負担を国がするという事で打ち出しているところもあるようです。

そこで質問をさせていただきますが、本市は、これらの事柄に対してどのような取り組みを行っておられますか。また、今後される予定ですか。

2つ目です。消防署におかれましては、この対応はこれからどのようにされていけますか、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 2番、山内議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、本市はこれらの事柄に対してどのような取り組みを行っておりますか、また、今後される予定ですかということですが、議員御指摘のとおり、改正に伴い、平成29年3月12日から準中型免許（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）が新設され、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満へと引き下げられました。

消防団が所有する車両で、改正後の普通免許で運転できない車両は消防ポンプ自動車が該当し、7台配備しております。これを踏まえ調査したところ、平成30年4月現在では、運転できない団員はおりませんでした。現時点では運用に支障がない状況であります。

この件について検討した結果、改正後の普通免許で運転できる3.5トン未満の消防ポンプ自動車を更新していくことで対応することといたしております。平成31年度に、消防ポンプ自動車1台の更新を行う予定にしております。

また、平成30年度から平成29年3月12日以降に消防団員が準中型免許を取得する経費に対して、市町村が助成を行った場合、その助成額の2分の1を特別交付税として措置されるようになっております。

これにつきましては、県下市町でもまだ取り入れているところはありませんが、今後、分団によっては、車両更新までに運用に支障が生じることが懸念される場合には、このような助成も必要ではないかと考えております。

次に、2点目の消防署での対応はこれからどのようにされていきますかということですが、消防署では、基本的に大型運転免許所持者を機関員として任命をしております。大型運転免許の取得に伴う経費の助成はしておりません。しかし、取得のための休暇については、特別休暇を与え

ております。

以上でございます。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。3.5トン未満のポンプ車、現在あるのが7台で、それは全て車両総重量が5トン未満ということですよ。私も調べさせていただきました。とある分団の方をお願いして車検証をコピーさせていただきましたが、やはり4,800キロぐらいが全部じゃないかと思えます。

調べたんですけども、自治体がそういう助成をするのは簡単なことだろうとは思いますが、しながら、その消防ポンプ車というのは、今、開発はもうどうされて、できてあるんですかね。ちょっとその辺を。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） 既に、改正後の免許で運転できる3.5トン未満の消防ポンプ自動車ができております。それで、31年度に更新する、3.5トン未満で運転できる消防車を1台更新する予定にしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。もう、できているということですね。私の調べた段階では、そういうことも調査しながらということで受けてましたので、その辺ちょっと失礼いたしました。

それでは、3.5トン未満に更新するのはいいんですけども、最近更新した車とかで、やっぱり、そのときの新入団員が入られて普通免許しか持たないと、実際3.5トン未満しか運転できないとなると、今、現状ある7台をやむを得なく運転しなければならない状況って出てくると思うんですが、そこで運転するのはもちろんだめなことです。しかし、持っていれば運転もできるし、火災現場にも行けると。そういうところで、自治体のそういう助成の対象というのはこれから検討されていく、もしくは、もう検討段階に入っているとかいう方向で、今、おっしゃられましたけども、はっきり、今、言われますかね。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） お答えいたします。

先ほども申しましたけども、車両の更新で、今後行っていくというのが基本的な考えでございます。ただし、分団によりましては、更新までに運転できる団員が少なくなると、そういうのも考慮しまして、この助成制度についても一つの選択肢として考えておりますということをお答え

したつもりです。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） その助成制度というのは、分団の分団長さんを通じてお願いするとかというところの話まではまだいっていないということですかね。できれば、そういうところをしっかりと助成制度と要綱というのを話し合いでつくっていただきたいなと思います。

実は、消防団だけではなくて、現在、いろんな災害復旧とかでマニュアル限定車とかいろいろありますもんね、オートマ限定とかありますけども、その辺の方々も社会人の一員として消防団にも入るわけですし、そこから、さらに壱岐市にいていただくわけですから、そういうことを手厚い支援も必要じゃないかと思っておりますので、そういうことも考えながら、しっかりと対応をぜひお願いしたいと思っておりますけども、市長にちょっと御質問いたします。

出初式の際に、御挨拶の中で、これからも手厚い支援をしていくというふうにおっしゃられておりました。私もしっかり聞いておりました。それは、今回のこういう件も含めてのことでしょうか。ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 現時点では、もちろんいらっしゃらないわけですがけれども、やはり団員確保という面からすると、それはもう十分、やっぱり考慮しなきゃいけないと思っている次第であります。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 団員確保、中長期に見て、これからもっと緩和されることはないと思われ、この交通法は。なので、しっかりと対応をして、新入団員確保を我々も努めますし、行政のほうも手厚い支援をどうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。4月の終わりから5月にかけて訪れる超大型連休について伺います。

ことしのゴールデンウィークは、最長10連休となることが決まりました。そこには、天皇陛下の退位、新天皇の即位、祝日法の関係があるわけですが、壱岐島にとっては気候もよい時期で、観光などで訪れるお客様の大幅な増加が見込まれております。

しかしながら、懸念するのは、銀行などを含めた企業のサービス低下、私も危惧しておりますのが行政サービスの著しい低下だとも最近言われております。ごみ収集とか病院とかどうなっているのだろうか、などですが。

1つ目の質問です。大型連休に向けての観光地の安全面などの確認は行われておりますか。

そして、2番目、行政サービスの低下を招かないためにも、市民の方への周知の徹底をお願い

したいと思います。現時点で決定されていることがあれば教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 超大型連休期間の対応策等について、2番、山内議員の御質問に一括してお答えいたします。

1点目の観光地の安全面などの確認についてですが、日ごろから定期的を実施しておりますが、多くの観光客がお越しになることが予想されますので、連休前に観光地内の防護柵、トイレ、遊具、案内板などを再点検して、安全で快適に御利用いただけるよう努めてまいります。受入体制の面では、観光客を快適に御案内できるよう、郷ノ浦港と芦辺港観光案内所におきまして、通常1名体制を2名体制へと強化することにしております。

2点目の行政サービスの低下を招かないため、市民の方への周知、説明について、現時点で決定していることがあればということでございます。この点について、これまでの例としましては、年末年始の休日と土曜日、日曜日が連続した9連休が最長でした。

しかし、今回はそれを超える10連休になることから、国においては、先月25日に、即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議が開催されました。この会議で、国から国民向けの広報としてBS放送、インターネット広告、政府広報オンライン等の政府広報のさまざまな媒体や内閣ホームページなどを利用して、連休期間中の対応に係る情報等について国民に広く周知徹底を図る方針が示されました。本市におきましても、市民生活に支障が生じることがないように、同様の周知を図ってまいりたいと思っております。

連休期間中の新天皇即位の日となります5月1日は大安吉日になりますので、婚姻届け出等の戸籍届け出関係書類が提出されることが予想されますが、現時点では、通常の休日等閉庁時の取り扱いに準じて、各庁舎において日直者による受付のみの対応を予定しております。

福祉サービスについては、これまでも年末年始やゴールデンウィークを含め、連休中においても各事業所の独自の判断で開所等の対応がなされております。国は、連休期間中も同様に、利用者の処遇に支障が生じないように、医療機関等との連携協力体制の確保について、関係者や自治体に要請予定とのこと。本市におきましても、連休期間中の必要なサービスが確保されるよう、市内関係事業所に同様の協力要請を行ってまいります。

また、体調を崩された際の医療機関への受診が気になられることと思います。休日等の在宅当番医として、壱岐医師会の御協力のもと、11の医療機関に御協力をいただいております。連休期間中の在宅当番医については、市の広報やホームページでお知らせいたしますけれども、変更になることもありますので、受診の際には事前に確認されますようお願いいたします。

次に、環境面の対応についてですが、リサイクルステーションからのごみ収集については、年末年始以外は日ごろから祝祭日に関係なく収集をしておりますが、5月1日の天皇即位の日につきましては、収集を休むことにしております。

クリーンセンターへの直接持ち込みについては、日曜日となります4月28日と5月5日は通常どおり、午前9時から12時までの持ち込みは可能とします。また、この期間中の5月2日については、午前9時から午後4時までの持ち込み受け入れを追加して対応することにしてあります。

勝本自給肥料センターが実施します資源ごみの回収は通常としております。月、火、木、金曜日に実施し、沓崎市汚泥再処理センターのし尿の受け入れについては、今後、し尿処理業者と協議して、受け入れする日程を決定してまいりたいと考えております。

ごみの収集等の日程については、4月上旬に回覧等で周知をしたいと考えております。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。対応をしっかりとされるということで理解はしました。

沓岐島内には共働きの御夫婦もいらっしゃいますけども、保育所、幼稚園等は今もカレンダーどおりにお休みということで理解していいですか。はい。それもカレンダーどおりで10連休、保育所も休みということですね、はい、わかりました。

ごみとか結構問題が、人が来るとごみもふえますので、そういうことに関しては私も安心しました。しっかりとした市民への御周知をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の御質問になります。一次産業のことに関しては、午前中のほうにも質問が多々ございました。自然環境ほか資源の問題などで、午前中の同僚議員から質問がありましたが、私、今回、そうじゃなくて、経営主体として、経営として第一次産業を見たときということで、今回御質問させていただきます。

一次産業の起爆剤にということで、皆さん、魔法の水ということ、いろいろ定義があるんですが、ここでいう魔法の水というのをちょっと御紹介していきたいと思っております。

これは、愛媛県松山市で今話題になっています「無限七星FISH水」という水です。お手元のタブレットでも調べてみればおわかりですが、一次産業においてはすぐれものの魔法のお水でございます。

昨年の10月に、日本経済新聞でも取り上げられ、ことしに入って、がっちりマンデーというテレビでも放映されて、現在多くの問い合わせがあっている模様です。私の大学のときの友人が、たまたま営業に行ったときにこういうことを聞いたということで、その友人というのは結構沓岐

にも来ていて、いろいろなおいしいものを食べに回っているんですが、壱岐の一次産業の食材をもっと広く知らしめないかんのやないかということで私に電話があったんですけども、こういうのを提案したらどうかなということで、今回、私もちょっと御提案をさせていただきますが。

こういうことをする前に、私、大体視察に行ってから、自分の目で確かめてからやるのが私のポリシーなんですけど、ちょっと今回できませんで、ちょっと情報不足なんですけども。経済学者も第5次産業革命だとまで言わしめたこの水を壱岐の一次産業——水産業なんですけれども——、これにどうか取り入れないかと思ひまして、今回質問をさせていただきます。

この水の販売は、代理店から各漁協さんとかへ現在行われている模様です。個人さんには販売されていないというふうに聞いております。が、今、壱岐にある漁協の中に、一つにモデルケースとして、これを提案してはいかがかなと思ひます。

2番目に、漁師の方の営業所得向上につなげるために、魚の締め技術や血抜き技術、ほか、こういった付加価値も必要であると思ひますが、御見解をよろしくお願ひいたします。

そして、最後に、この取り組みができ上がれば、壱岐市ふるさと商社を通して販売してもいいのではないかとお願ひしておりますが、その辺の御見解をお伺ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 2番、山内議員の4項目めの質問にお答えいたします。魔法の水をモデルケースとして漁協へ提案してはどうかとのことでございます。

議員が言われております魔法の水については、魚を長期間保存する技術ということでテレビに紹介されており、紹介された事例は、魚の切り身に魔法の水をかけると1週間ほど長く新鮮な状態で食べることができるというものでした。

本市で水揚げされた魚につきましては、市場に出荷されたものを仲買人等が買い上げ、丸のままの形で流通させるという形態でございます。このような流通形態でどれだけ魔法の水の効果があり有利販売につながるかは、現段階の情報だけでは判断が難しいと考えておりますが、魚の一次加工を含む加工品に対しては一定の効果を見込めるものではないかと考えております。

各漁協、漁業者の提案につきましては、組合長会等を通じて情報提供を行いたいと考えておりますが、その後の活用等につきましては各漁協、漁業者が判断されることになると考えております。また、漁師の方の営業所得向上に魚の締め、血抜き技術のほか、こういった付加価値も必要であるとのことでございます。

現在、漁協では、船上で活け締め、血抜き、水氷に浸すなどの魚種ごとに独自の出荷ガイドラインをつくり、ブランド化されるなど、それぞれに付加価値をつけて出荷されています。

議員言われます方法も一つの考えであり、市場が求める商品をつくることが重要であると思われるので、市場の動向を注視し、漁協等へも情報提供も行っていきたいと思っております。

次に、この取り組みができ上がれば、ふるさと商社を通して販売してはいかがとの提案でございます。この魔法の水を活用した商品が開発された場合は、壱岐市ふるさと商社で販売につきましても関係者と連携を図りながら検討してまいります。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） なかなか、出たばかりなので、それなりの、どういったふうに対応していくかというのは、まだ現在、私をはっきりお示しすることはできません。

しかしながら、水産業の振興の不振について、漁獲の減少と魚価の低迷というふうによく言われますが、井戸川部長、済いません、最後なんです、この原因は一体何であると思われませんか。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 魚価の低迷につきましては、今言われております市民の、住民の魚離れ等が要因していると思います。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 漁獲の減少と魚価の低迷というので、減、減というのは、私個人の意見なんです、これは。漁獲が減少しているなら、魚価は上がるものじゃないかなと思ったりもします。しかし、やっぱり、それには高付加価値性というものが絡んでくると思います。

以前、私も市長に質問したときに、高付加価値は物語だというふうに言われておりました。実際、この松山市にある漁協さんも、そういうストーリー性をうたって、こういう、なんか熟成フィッシュみたいな感じで真空パックにして売り出すようになったみたいです。

私は、養殖とか輸入に押され気味でこの魚価の低迷というのを起こっているのかなとも思いますし、そこには、やっぱり適正な価格と適正な量、そのバランスがしっかり大事になってくるんじゃないかと思います。

壱岐市は有人国境離島輸送コスト支援という大きな後押しもあります。それに加えて、こういう漁師さんが一本で釣り上げたものを締める、血抜きをする、そういうのをSNSで発信しながらも、また、こういうひと手間を加えて都心部に売り出すということで高所得につながるものではないかと考えております。その辺、多分部長とのちょっと見解が違うと思うんですけども。

私は、これが全ていいというふうに言っているわけじゃなくて、最終的には漁獲の減少と魚価の低迷というのは、これはセットにして考えたらちょっと利があるんじゃないかと、私個人には思うんです。少なくともとれるのであれば高く売べきものなんですけども、その辺のやりとりがなかなかこの場では確立していないのかなと。漁師さんは一生懸命とってくる魚を、どこかで、思

った値段では売れない、そういう物語性を大事にして、漁協さんのほうに、こういう御提案もありますよということで、私は提案をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その辺のところ、部長、何かありますでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 先ほど、魚につきましてですが、今、その魚を個人で料理をするという方もなかなかできない方が多くなっていて、現在では、魚を3枚におろして、もう食卓に上がるときにすぐに刺身にできるような状態でパックに詰めて出荷するという方法もあっておりますので、そういったときに、こういった魔法の水等が活用できれば、かなり新鮮な状態で長い期間保存できるのではないかと考えておりますので、そういったことについては漁協等に情報を提供していきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 安売りは絶対にだめだと思います。そういう仕掛ける事業もあるんですけども、やはり壱岐の水産資源というのは大変貴重ですし大事です。それを、やっぱり適正な価格というのは、決して高く売るわけじゃなくて、もう適正さです。本当だったら、もう漁師さんの言い値で売ってあげたいものですが、やっぱり、そこにひと手間を加えて、さらに付加価値をつけて売っていくというのは、手法としてはあるべきものではないかと私は思いますし、これから、そっちのほうが大事になってくる可能性もあります。一長一短で、藻場の再生とか、資源の回復というのはなかなかできない、長期的に見ないとできないというふうに、先ほども御答弁されておりました。

そこで、じゃ、そこを回復するまでは、漁師の皆さんの所得を安定させるためには、やはり付加価値をつける。こういうふうに1週間保存できる付加価値をつけて都心部に売り込んでいく。そこには、やはり壱岐には地域商社がありますし、そういうところを通して売っていくというのは最善策じゃないかと私は考えております。それを思って、今回こういう質問をさせていただきました。

資源というのは、そうそうすぐには回復できるものではありません。しかしながら、漁業を経営として考えると、やはり、そこにはいろんな打開策はあると思われまます。この魔法の水といわれるやつですけども、これは、今のところ天然魚に最適だと言われております。養殖には結構向かないというふうに言われておりますし、壱岐の中でも一本釣り漁師さんもおられますし、その中でひと手間加えて切り身にして、それを真空にして売り出していく、こういう提案が私は最善策だと考えております。ぜひ、こういうことも踏まえながら御提案をしていただきたいと思います。私もあわせて、そういう方法がありますよということで、漁師の皆さん方には言っていくつもりですし、大変苦労されているところを見逃すわけにもいきませんので、そういう方法も一つ

の打開策であるというふうに考えていただいて、水産業の振興として、もっと根の深い考え方も必要ではないかと思っておりますし、経営としての漁業というものを考えていただきたいと思っております。

今回は、最後にこの質問を持ってきたのは、井戸川部長と初めてこういうふうにしてみたかったからでございますが、なかなか私の気持ちもちょっと伝わりませんで残念ですが、私の平成最後の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔山内 豊議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山内豊議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、12番、中田恭一議員の登壇をお願いします。

〔中田 恭一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（12番 中田 恭一君） 中田恭一が一般質問をさせていただきたいと思いますが、多分早く終わると思って休憩なしでやられたんだと思いますので、スムーズに終わっていきたく思います。

通告に従いまして3点、いつも通告の文章が短くて大変申しわけございませんが、その辺は察して答弁をお願いをいたしたいと思えます。

まず1点目は、病児・病後児保育の実態についてということです。

現在、病児・病後児の保育については、壱岐で1カ所だけです。これ、その対象者も少なく、年間を通じてあるわけじゃないので、なかなかこの病院もやってくれない。ほかの地域でもなかなか難しい現状でございます。壱岐については、江田先生がそこをある程度の赤字を覚悟で頑張ってくださいしております。これについて、現状がどうなっているのか。多分、結構お客さんが多いときもあれば、少ないときもあると思えます。現状と今後の方針について、市の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 中田恭一議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 12番、中田恭一議員の質問にお答えいたします。

平成24年11月から石田町の江田小児科内科医院に委託して、利用定員は1日3名でございますけれども、病児保育を実施しております。

御存じのように、病児保育は、一度利用登録していただきまして、利用申請後に医師の診断を受けて利用開始となるシステムでございます。

平成31年1月末現在で、平成30年度の利用登録者数は265名、延べ利用者数は300名となっております。

学校保健安全法に規定されている感染症の場合は利用できませんけども、風邪などの流行時には、すぐに定員いっぱいとなり、思うように利用できない状況にあるということは承知しております。

病児保育の運営費は、事業所1カ所当たり、基本分プラス年間延べ利用児童数による加算額で賄われております。このため、利用できなかった利用希望者数も含めて、年間600名程度の利用が見込めるならば、定員増や設置箇所の増設の検討が必要であると思われましても、現在の状況では、定員増や増設によって既存の病児保育事業所の経営が不安定な状況にも陥ることも考えられます。

いずれにしましても、医師、看護師、保育士等の専門職の確保や病児保育事業の安定的な経営なども踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 状況は大体わかるんですけども、多いとき、それともう1点、長期療養が必要な病気にかかったとき、入院するには至らないけども、自宅療養とか、いろんな形で長期の療養を監視ちゅうたらおかしいですね、ずっと診ておかなければいけない状況がある場合、今、夫婦共働き、医療費もかかりますので、どうしても働いていかんと医療費が出てこないちゅうところがあります。特に今、若い世代では、親もまだまだ現役で、農業なり働きに出ておられて、長期間ずっと、自分の幾らかわいい孫であっても、1カ月、2カ月、そこを見るのは大変なんですよね。

ですから、長期間にも及ぶ場合がありますので、今言われたように、今、個人の江田先生に頑張ってもらっていますので、これを別にふやすと、お互い、お客の取り合いになって、共倒れちゅうこともありますもんですから、民間ではここまで頑張ってもらっていますので、ぜひ民間でやれない部分を市でうまいぐあい融通をつけてやれんかなと、不足部分については。

今、企業団に、前の市民病院が企業団になっておるので、非常に難しい点もあると思うんですけども、市のほうで随時対応できるように、看護師はもちろん病院だからいますので、保育士なんかは、ほかのところにやって、期間的にこっちに移動させてやるとか。私もいろいろ担当の方と頭をひねりながら相談したんですけど、なかなか正直言って、いい方法が見つからないんですね。特に風邪とか何とか流行しますと、入れない人が多くいますので、そういう場合の対応をどうか市でやってもらえんかなと思っておるんですけども、市としては、このままの状態である程度我慢をさせていただいてやっていくのか、それとも、何らかの今後の方策を市として考えてあるのか、その辺を一つお伺いしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

○市民部長（原田憲一郎君） 先ほども申しましたけども、医師、そして看護師、保育士等、なかなか募集しても厳しい状況ですね。

そういった中で、先ほども言いましたように、そういう専門職の方々の安定的な確保とか、そういったものを視野に入れながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 非常に難しい点はわかるんです。

ただ、利用できないで非常に困っている方も結構おられるんですね。ですから、その辺のカバーをどうかしてあげたいというのが現状でございます。子育て支援も含めて、子供を一生懸命産んで育てた。結局、なかなか自分の手間があって、子供の面倒も見にくいというところもあるんですけども。私もない頭を絞りましたが、なかなか出てきません。ぜひ何かいい方法を今後、長期的に考えていただいて、どうかした方法で臨時、臨時的ちゅうたらちよつと言葉は悪いですけども、多いときは臨時的にも預かれるような体制が市のほうでどうか考えていただけないかなということで。一年中やれというのは、僕は無理だと思っております、江田先生のほうの営業妨害にもなったらいけませんので。

ですから、その分野でない分を市のほうで臨時的に対応できるとか、そういうことができたらいいかなということをお願いしておきたいと思えます。いいです、あくまでも希望で、ぜひ市長、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 中田議員の御質問ですけれども、病児・病後児保育、これは数年前に、正直申し上げて、江田先生にお願いして預かっていただくようにいたしました。そして、開始から2年後ぐらいに、これではちょっと厳しいと、病院の預かること自体は厳しいということで、実は市の持ち出しも少しふやした現状でございます。

しかしながら、さきに中田議員おっしゃるように、受け入れは、例えば、1日3人が限度だと、そうなると、長期的にそういった方があれば、やはり次の利用者の方に支障を来す、そういった現実もございます。

やはり新たに民間で病児・病後児保育の預かりをするというのは、現実的には非常に厳しいと。28年度の場合、断った人数が年間62名、29年度は31名、30年度は集計中でございますけれども、それぐらいお断りしているんですね。それと、それだけの人数が他の病院というと、全く経営が成り立たない。

そういった中で、今、中田議員御提案のように、公と申しますと、壱岐病院しかないわけでございます。その辺を向原院長とも、何らかの知恵がないか、御相談をしてみたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 非常に難しいお願いではございますが、ぜひとも、二、三年前に断られた62名の方々の、そういう人たちのためにも、ぜひ市のほうで頑張っていたきたいとお願いをしたいと思います。

次に、2点目に、図書館整備の件についてお尋ねをします。

この件につきましては、前々回9月の議会ですかね、鶴瀬議員のほうから一般質問がありまして、やっと整備の方向へ進んだというのを聞いて、大変喜んでおりますが。合併してから今まで十何年、先輩議員からずっと今まで図書館の整備を、図書館の整備をということで言われてきておりましたが、今まで何の返答もない状況でした。やっと最近になって、図書館の整備条例もできまして、図書館の整備に移るわけですが、ぜひとも早急をお願いをしたいと思っておりますし、前回の鶴瀬議員が言いましたように、憩いの場として、カフェとか自動販売機とか、いろいろあって、そういう場所をぜひつくっていただきたいし、現状、今、中学生、高校生が老岐の島ホールの待合室のところで、一緒に勉強をしたり、話をしてやっているのをよく見かけます。ああいうのも図書館があれば、その中で子供たちはお互いに勉強をしたりできると思っております。

今後のスケジュール等、とにかく急いで、大体いつごろの整備の予定になるのかをお答え願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 中田恭一議員の御質問にお答えをします。

郷ノ浦図書館の整備については、議員御指摘のとおり、過去に幾度となく市議会の一般質問に上がってきておりましたが、進展はありませんでした。

そのような中、今おっしゃいましたように、昨年9月議会において、図書館機能の充実についての御質問に対し、郷ノ浦と石田の2つの公共図書館の現状と課題をお伝えしたところでございます。

また、市民が集うコミュニティ複合施設を備えた図書館が必要との御提言もいただき、まずは図書館法に基づく図書館協議会を設置し、図書館整備に向けての検討委員会を早急に立ち上げる必要があると回答いたしました。

そこで、本3月議会に郷ノ浦図書館と石田図書館を網羅し、図書館協議会の必要事項も定めた老岐市図書館条例を上程をしております。御承認いただきましたら、早急に協議会を立ち上げ、老岐市の図書行政について御審議いただきたいというふうに考えています。

特に、郷ノ浦図書館については、昨年末に開催した市長と教育委員会による総合教育会議においても、公共図書館の現状と課題について協議をしていただく中で、郷ノ浦図書館はひとまず老

岐の島ホール106会議室を中心とした場所に移す方向で検討したがよいとの意見でまとまっております。

現在、そういう経過も踏まえ、早いうちに壱岐市図書館協議会で壱岐市内における望ましい公共図書館のあり方について、御意見等をいただき、将来を展望した図書館のネットワークの整備と新たな図書館の建設及び運営に生かせるように、壱岐市図書館整備基本計画を策定する準備を進めている段階でございます。12月の議会には提案をしたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 12月議会に提案は、図書館整備計画を提案するわけですね。現状は非常に使いにくい状況ですので、文化ホールの106会議室を利用して、ひとまずは移転ということを行いました。その間に新しい図書館の整備方針をつくっていくと思うんですけども。これ私の意見ですけども、理想的には、旧公立病院の跡地、あそこは高校にも近いし、中学校、小学校も近いし。逆に子供たちが親の迎えを待つ間にあそこで勉強をしたり、お話をしたりできると思っておりますし、僕はあそこが最高の場所かなと思っております。

ところが、今の壱岐市の中では、なかなか新しい物を建てるというのは、非常に難しいかなと思っておりますが、木造なんか、ある程度、低コストでできるやつを建ててやって、ぜひとも壱岐にはこんな立派な図書館があるんだぞというのを。今まで石田の図書館はまあまあ恥ずかしくないものですけども、ほかの図書館を見たら、非常にほかの地域から見ると、恥ずかしい状況です、壱岐の図書情勢は。教育長、ようあちこちに行って、恥ずかしくない思いをして帰ってくるなど思っておるところでございますので、ぜひとも図書館だけは立派につくっていただきたいし、こんだけ、15年間言ってきて、できないんですよ、ずっと。計画も今までできていない状況なんです。何をやっているのかなという気もいたしますし。おまけに、今まで計画もなかったような建物が、今回の議会にぽんぽん、新築がどんどん上がってきます、土地まで買うてまで家を建てるとかいうね。そういう話はすぐ上がってくるんですけど、図書館は15年間、手つかずでございますので、その15年の負を背負っておりますので、早急に整備をして立派な図書館ができるように、駆け足、全速力でお願いをいたします。多分、近いうちにできることを期待をしておきたいと思えます。

3点目に、これは私の提案でございます。現在、壱岐市の第1次産業、農業の中で、結構牛価が上がってまして、農業の所得にもかなり影響をしております。先ほど音嶋議員の説明がありましたように、農業収入はかなりここ2年ぐらい上がってきています。これも、もちろん、僕は、施設園芸も頑張っておりますけども、牛の高値の影響だと思っておりますし、繁殖農家にとっては

うれしい話ではございますが、肥育農家は今のところ、なかなか難しい状況が続いております。お互いいいようにとはなかなか、経済の世界でございますので、難しいとは思っておりますが、現在、繁殖農家もどんどん減ってきております。当初7,000頭、8,000頭を目標といたったのが、今7,000頭を目標、6,000頭をやっと超したぐらいだと思っております。増頭、増頭でいろんな、市も補助金も出しておりますし、県、国、市も、JAも、最初7,000から、いろんな手を尽くしても、なかなか増頭ができない状況でございます。

そこで、私の提案でございますが、共同牛舎を一つ提案したいと思っております。共同牛舎というのは、アパート方式の牛舎をつくってはどうかと思っております。極端な言い方をすれば、市が300頭牛舎ぐらいをぽんと建てて、一パドックずつ個人に貸し与えると。それらについては、JAなりが運営、家賃といえますかね、家賃の収集から運営はJAに任せて、そこに10頭なら10頭、20頭なら20頭単位でパドックを借って、そこにいろんな機械も置いておけば共同利用できますし、作業のほうも、もし自分が県外の会議なり、おらないときは、ちょっと済まんけどという連携もとれていくと思うんですよね。

なかなか今現状、牛を飼っている方で、昔ながらの、家の横にある昔の牛舎を新たに改造するといえば、補助金制度はありますけども、かなりの金額になります。それに増頭するための素牛の資金といえば、結構厳しい状況なんですよね。逆にアパート方式のそこに入れて、10頭ずつでもあれば、施設投資が減ってくるんじゃないかと思っておりますし、私も現状、繁殖農家の方々とちょくちょく話したり、飲んだりするわけですけども、特に40代、50代の方々が、今から新築の牛舎を建てて増頭する馬力はないぞという話が出てくるんですね。

ですから、施設だけは貸してあげてやる方法もよくないかなと思っております。先日の全協でも言いましたが、壱岐もたくさん土地を持っておりますので、その中の遊休地を利用して、そこに建ててあげて。今、牛を飼う人は、通勤でいいんですよね。逆に通勤のほうが、仕事に出ていって、10分でも20分でも自分の家に帰ったとき、たまには牛の鳴き声を聞かんでゆっくりすることもいいと思います。通勤体系でも今、牛は飼える時代でございますので、そういう方法をとったらどうかなと思っておりますので、ぜひとも農協と有畜農家といろんな連携、相談をし合って、そういう方法も考えてはどうかなということで提案をしたいと思っておりますが、何かありましたら。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 12番、中田議員の質問にお答えいたします。

市内の畜産農家戸数でございますが、10年前の平成21年度には1,061戸でありましたが、現在は678戸となっております。まさに高齢化と新規農家の確保等の課題が、畜産農家数の

減少の大きな要因となっております。

議員の御提案につきましては、若者にとっての魅力ある畜産経営方法として大きな効果が期待できるものではないかと思っております。

今後、共同牛舎、アパート牛舎等を視野に入れた新たな畜産経営を模索し、関係機関と連携をしながら畜産振興策を研究・検討してまいりたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 今、井戸川部長が言いましたように、件数もかなり減っていますが、件数の割には頭数はまあまあ減っていないんですね。というのは、若い人たちの多頭飼育がふえてきておると、たくさん飼って経営を安定させて、畜産農家だけで生きていきたいという、元気のある若い人たちがふえているという証拠だと思っておりますので、ぜひそういう人たちに大きな負担をさせなくて済むような方法を考えていただいて、今後の畜産振興に役立てていただきたいと思っております。よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

〔中田 恭一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、中田恭一議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月11日月曜日、午前10時から開きます。4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時07分散会

---

---

平成31年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成31年 3 月 11 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 3 番 市山 繁 議員  
6 番 土谷 勇二 議員  
1 1 番 鵜瀬 和博 議員  
1 4 番 牧永 護 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。本日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から8年を迎えます。この震災により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を願い、黙祷をささげたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○事務局長（米村 和久君） 皆さん、御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷いたします。黙祷。

〔黙祷〕

○事務局長（米村 和久君） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席ください。

○議長（小金丸益明君） 会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、13番、市山繁議員の登壇をお願いいたします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。毎回お疲れさんでございます。

一般質問2日目のトップでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、13番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。質問は通告に従い、大きくは2点、要旨として何点か挙げておりますので、順次質問をいたしますので簡潔な御答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、まず1項の、長崎県壱岐病院開院5周年記念式典の開催についてでございますが、事業には全てその経緯と経過があり、節目があり、それが歴史として残されております。現在の壱岐病院の前身は壱岐市民病院であります。壱岐の病院の創設からの経緯を見てみますと、少し長くなりますけれども、参考までに申し上げたいと思っております。明治26年12月に郡立病院設置協議会が開催され、翌年明治27年6月、壱岐石田郡立病院として開院され、10年後の明治29年、石田郡が壱岐郡に編入され、壱岐郡立病院として改称、明治から大正となり、大正12年、郡制の廃止により、壱岐町村組合に業務移管され、壱岐公立病院として改称され、これが壱岐公立病院の始まりであります。昭和13年3月、壱岐公立病院本館及び病床新築40床が完成、戦時中の昭和19年に日本の医療団に接收され、日本医療壱岐病院となり、終戦後、昭和23年4月、壱岐島内各町村の共同事務処理を目的に壱岐郡町村組合が設立され、日本医療団が病院業務を移管されております。昭和33年4月1日、壱岐公立病院附属看護養成所が開設されております。昭和39年、壱岐公立病院本館及び本館改築、180床が設置され完成されております。昭和54年4月1日、多くの先ほどの看護婦が養成されました壱岐公立病院附属准看護養成所が廃止されております。昭和56年4月1日、壱岐郡町村組合を壱岐広域圏町村組合と改称され、壱岐病院がされてきました。壱岐公立病院の老朽化と車社会となり、敷地の狭隘等で病院移転計画により、平成7年、病院整備基本構想に着手し、建設用地も壱岐市を二、三カ所調査いたしました。調査いたしました。適地が見つからない中で元郷ノ浦町長、谷口様の御協力で現在地に決定され、平成14年、新病院建設事業が開始され、平成15年12月、新病院建築工事に着手、平成16年3月1日、国立病院の再編成に伴い、厚生労働省より無償で壱岐市へ譲渡され、壱岐市かたばる病院と改称され、平成16年4月1日、4町合併により壱岐市が発足し、業務が壱岐広域圏町村組合から壱岐市に移管されました。同年、平成16年4月1日、壱岐市初代市長に長田徹氏が御就任、平成17年3月末、新病院新築工事が竣工し、平成17年5月1日、壱岐公立病院が壱岐病院として名称変更され、開院し、長田市長が市民病院管理者となられ、外科医不在の中の開院であり、医師の確保に職員とともに奔走、状況は厳しく、平成18年12月2日、壱岐市市民病院利用運営審議会を設置し、審議も内容も非常に厳しいところでございました。平成20年4月1日、病院事業運営に精通された郷ノ浦御出身の市山勝彦氏を病院事管理官として2年間の任期つき職員として採用、熱心に運営事業に取り組んでいただきました。平成20年4月、壱岐市2代目市長として白川市長が御就任されました。病院企業団加入につきましては、引き続き、私とお亡くなりになりました中村出征雄議員と長崎県企業団

加入より以外には壱岐市民病院の入りは厳しいのではないかと提言いたし、白川市長もトップとして企業団加入について研究熟考され、長崎県病院企業団への加入を決意され、平成24年5月、中村法道長崎県知事へ企業団への加入の要請をされました。この企業団加入に伴い、平成25年3月1日、壱岐かたばる病院を壱岐市市民病院に統合し、壱岐かたばる病院が閉院となりました。平成25年4月、病院企業団米倉企業長の御尽力により、向原茂明総病院長さんを招聘、御着任、平成25年6月には米城和美同院看護婦部長を招聘され、企業団加入に関する事務の手続きを終え、平成27年4月1日、念願の長崎県病院企業団に加入と同時に壱岐病院への名称が変更され、長崎壱岐病院として開院され、長崎県壱岐病院セレモニー、モニュメントの除幕式が当時の町田正一議長が参加され、私も感慨無量でした。

このように厳しい経緯と時代の変化でこの壱岐病院も120年の歴史があつて、来年の4月1日に5周年を迎えます。白川市長もこの加入にあたっては全力投球されましたが、長崎県がある限り長崎県壱岐病院は永久とわと信じております。私の病院の、経緯が長くなりましたけれども、以上が私の提言でありますので、市長の御見解をよろしくお願いを申し上げます。

少し長くなりましたけど、それでは今度は、それでは2項の開院5周年記念式典の開催の趣旨と開催の主催についてでございます。

1項で述べているように、病院企業団加入の病院開院には多くの方々の御理解と御指導、御協力の感謝と思っております。その一つには、長崎県病院企業団加入に御指導と御協力をいただきました長崎県知事を初め、企業団初代の矢部、2代目の米倉企業長を初め、御加入に御理解と御協力をいただきました5市1町の構成市の市長、町長様、議員の方々への感謝、2つ目は、向原病院のすばらしい先生を招聘、着任され、医師の確保、そしてその医師の確保の中で重要な外科医の医師の確保から医療と運営、総合的な御配慮をいただいていることへの感謝、そして米城和美看護部長様の招聘、同じく医師の確保から看護師への教育、指導、そして患者への優しい対応、信頼と安心をもって接し、診療の向上に努めていただいた感謝であり、この方々の在職中に健在のときに直接感謝の意を伝えるのが意味があると私は思っております。その提言と趣旨でありますので御見解をよろしくお願ひします。

次には、主催についてでございますけれども、主催につきましては、病院事業のイベントは本来ならば本体の本部の長崎県病院企業団が開催をされますが、企業団としては去る1月18日に長崎県病院企業団設立10周年の記念式典を行っております。壱岐病院は中途加入であり、壱岐市を特別に主催することは他の構成町のこともあり、主催は厳しいと思っております。企業団加入の要請は、壱岐市であり、構成団体に加入されて長崎県壱岐病院として開催されており、その感謝の意を表する式典でありますので、壱岐市が主催することが関係者に理解されると思っておりますが、それは加入と開院が同時ですので壱岐病院と話し合つて、来年は一支国博物館の開館

10周年記念もございますが、御検討をお願いいたしたいと思っております。

以上、この2点を。

○議長（小金丸益明君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。13番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

長崎県壱岐病院開院5周年記念式典の開催をとということでございます。

長崎県壱岐病院は、1895年にその前身である壱岐郡立病院として創設以降、ただいま市山議員が詳しく御説明をされたように、今日まで120有余年にわたり、壱岐島の医療を担う中核病院として救急医療を初め地域医療の重要な役割を担ってまいりました。平成16年3月の壱岐4町合併を機に、壱岐市立の市民病院として経営してまいりましたが、離島医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、九州大学医学部第2外科の医師派遣中止という事態が雑記し、医師の確保は困難をきわめ、まさに存続の危機に直面した時期がございました。市山議員におかれましては、当時から市民病院改革委員会の委員長として、また長崎県病院企業団議員として、市民病院の企業団加入を強く主張されておりましたけれども、当時私は、市の負担がより少なくて済むであろう独立行政法人化や民営化などの模索をしていたところでございます。しかしながら、医師の数も年々減り、独立行政法人化にも厳しい局面を迎え、私ももはや猶予はできないと判断をいたしまして、平成23年12月会議において、長崎県病院企業団加入を私の政策課題の1丁目1番地とすることを申し上げたところでございます。平成25年4月、当時、長崎県福祉保健部参事官として御活躍中の向原先生を、中村知事に無理をお願いいたしまして、市民病院長として割愛いただき、向原院長の経営手腕によりまして、加入のハードルを越えていただきました。そのようなことで、平成27年4月1日に長崎県病院企業団の一員として壱岐病院が誕生したところであります。これもひとえに中村知事様、米倉企業長様を初め、壱岐医師会の皆様、企業団構成団体の首長及び議会の御理解、御協力によるものでありまして、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

おかげさまで加入直前には8名にまで減っていた常勤医師が14名となり、派遣医師を含めると常勤換算医師は21名の体制で医療サービスが行われておるところであります。九州大学第2外科からの医師も1名派遣いただけるようになり、外科医も2名体制で緊急手術に対応できておりますし、研修医も毎月3名から4名受け入れている状況にあります。

このように、島内で二次医療が完結できるほど医療体制も充実いたしました。市民皆様に信頼される病院となれたのは、議員御指摘のように、向原院長、米城看護師長を初めとする関係各位の御尽力のおかげであります。企業団設立10周年祝賀会において、新参者の私に乾杯の指名をいただいたのも、壱岐病院が順調な経営をしていることの証明でもあると思っております。

ります。市山議員のお気持ちと私の気持ちは一致をいたしておりますが、開催に当たっては向原院長と十分調整したいと考えておりますが、議会の御理解も不可欠と考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは市長も私も気持ちは一緒ですから、5周年記念は今まで中途の加入でございましたが、これからはもう10年は必要ないわけですね。この5周年記念が私は始まりで最後とっております。これからは本部のほうで計画されてやるわけですから、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。趣旨はそのとおりでございます。

そして、また時期については、それは議会の承認が必要ですから、皆さん方の御賛同をいただいて、時期はことしのようなことがない、福岡壱岐の会に合致せんように重ならんように、壱岐の行事を見ながら開催していただきたいなというふうに思っております。ひとつよろしく願いいたします。

それでは次の、次にイルカパークのリニューアルについてでございますが、今回、イルカパークを壱岐の観光の目玉としてイルカパークのリニューアル計画が出されております。私は、平成7年開園以来、この事業に関心もあり、一般質問を何回かさせていただきました。当時、一支国博物館を起爆剤として、猿岩、湯ノ本温泉開発、イルカパークと連携した観光を期待しておりましたが、いまいちの状況でございますが、今回のイルカパークの再生計画、壱岐リゾートプロジェクト事業は、国の地方創生推進事業を活用して、3年間で事業費1億4,000万円を上限に2021年までに行い、指定管理者を選定し、市直営から民営主導の営利団体にされますが、目的の目玉というのは、訪れる観光客に感動を与え、満足する施設でなければなりません。それは一番に子供たちが目をみはる広い海でのイルカショーを楽しみ、そして満喫させる施設であることが大事と思っております。子供から、壱岐に楽しいイルカパークがあるということと言われると、親も誘われると親は必ず同伴してまいります。現在子供たちに人気がある施設は、スポーツは別として、水族館、動物園、そして遊園地などがございますが、イルカを水族館で飼育しているのは、本土には多くあります。よほどの施設でなければ、海を渡って船賃を費やして来島はしてくれませんが、壱岐には海を生かした広大なそして生けすで泳ぐ、芸をするイルカパークがあります。夏はイルカとスイミングをしたり、キャンプや海水浴場もできるとなれば、お客は自然と口コミでやってくるようになります。今回のリニューアルの全体の計画の内容について、大体私も見当はいたしますけれども、説明をお聞きしたいと思っております。

次に、2項めの竣工工事による海中の透明度についてでございますが、海中の飼育は陸上のプールとは違い、海は海底に自然的に汚泥が堆積し、透明度と水質が悪化され、生物の病気の原

因となります。イルカは陸の動物とは違い、海の生けすの中であり、病気を発見しにくく、私も水質については汚泥の堆積と浚渫の提言もいたしました。昨年浚渫されておりますが、浚渫の範囲と面積については5,000平方メートルとお聞きしておりますが、汚泥の体積がその当時、70センチから80センチぐらいと聞いておりましたが、どのくらい堆積、その厚さがあったのか。浚渫完了後の水質と透明度についてお尋ねをいたします。

そして、自然環境と水質は生物にとっては重要なことですが、水質改善の方法としてカキの養殖、あるいは藻、海藻の増殖がいいと思いますが、これについて研究されておりますか。どうかお尋ねをいたしたいと思っております。

3番に、3項のイルカの購入については、予算委員会での質問でございますけれども、関連もございまして、イルカの購入を毎年2頭購入し、2年間で4頭の購入を予定されておりますが、購入方法と受け入れ時期と、イルカ1頭購入の価格予定と受け入れ時期によっては飼育料とある程度のイルカの状況もあると思っておりますが、飼育期間の料金について、また受け入れには運送費がかかりますが、1頭当たりの運送費は現在イルカパークが5頭飼育されておりますが、2年間で4頭増となると9頭になるわけですが、その雄、「あお」と「はじめ」が2頭がおりますが、その生けすの配列、性別についてとトレーナーの対応について、大所帯になると餌代も増加しますが、現在、1日に何回ぐらい与えて、年間1頭当たり餌代がどのくらい仕入れておられるかお尋ねをしたいと思います。

それから……。

○議長（小金丸益明君） どうぞ。

○議員（13番 市山 繁君） やっぱり資料がありましたから、続けてやります。

次に、4項の指定管理者と株式会社の提言でございますけれども、3月8日の会議で指定管理者の選定の質疑とそれに対する説明がございましたが、私は指定管理者に選定に反対するわけではございませんけれども、この会社は、イキパークマネジメント株式会社の名称で、第三セクターとして100万円の資本金で壱岐出資率が25%の現金出資で、代表者は高田佳岳氏で設立されております。説明では、高田代表の履歴は、東京大学海洋研究所、そして哺乳類大学院出身とお聞きして、イルカのような哺乳類動物に関しては、相当のノウハウをお持ちの方と私も期待しておりますが、現在のイルカパークの運営は厳しい状況であり、御本人の資格と現場の管理運営は想定外のこともあると思っております。本来の指定管理者の選定の条件は、自社会社を設立し、法人として設立した代表者となっておりますが、今回はイキパークマネジメント株式会社を設立し、その代表者の高田佳岳氏が指定管理者として選定されるようにしておりますが、これは施設が市の施設であるためと理解しておりますけれども、会社を設立に当たっては設立された会社の代表者が指定管理者になるのは適切でないとも私もこう感じておりますが、イルカの飼

育管理は管理者としては私はその会社の方が社長が飼育管理者としては当然のことと私は思っていますが、市の施設であるための管理者であるのか、今回の会社の代表者の指定管理者と一般的な条件の指定管理者との考え方について、そしてまた、会社法人の代表者、社長であられるが、会社の経営上、当然給料を支払わなければならないと思っておりますが、第三セクターの決算報告は議会に報告しなければならないが、会社の役員、そして指定管理者に選定された場合はどのような会計処理をなさるのか。そしてまた第三セクターの中にはその役員、そして監査員は選任されておるのかどうか。

そして次に、これも本来ならば予算委員会での質疑であります、関連がありますので質問させていただきますが、昨年の収入は入場料ほかで約500万円、維持管理費は約3,000万円であり、年間の赤字は約2,500万円と言われておりますが、このような内容で指定管理者を、管理費を予算されているのか。契約期間は3年間となっているが、期間中は同額であるのか、3年間同額であるのか、状況を見て見直す約束があるのか、代表者が指定管理者と2役になると、指定管理と両方支払うようなことになるのかどうか、その経理処理についてお尋ねをいたしたいと思っております。

以上、4点。途中すみませんでしたがお願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 市山議員のイルカパークリニューアルにつきまして、4点の質問にお答えいたします。

まず1点目の、全体計画につきましてでございますが、議員御質問とおり、内閣府の地方創生推進交付金の採択を今年度8月に受けまして、平成30年度から32年度までの3年間、イルカパークの再生を軸として観光振興による地方創生の実現に向けて取り組むこととしております。この交付金につきましては、補助率は2分の1、しかもソフト事業の市の負担額は普通交付税と特別交付税で措置され、ハード事業につきましても、地方債を活用することで交付税措置を受けることができるため、純粋な市の負担は事業費全体1割から2割という非常に有利な交付金でございます。

再整備の理由といたしましては、都市部よりも急速に進行している高齢化や生産年齢人口の島外流出によるさまざまな産業の弱体化が本市の抱えている構造的課題でございまして、これを解消するためには、外貨を稼ぎ、島の経済規模を拡大を図るとともに、魅力的な働く場所の創出や起業しやすい環境の創出など、若者が残りたい、または帰ってきたい環境をつくることが重要でございまして。そのためにさまざまな産業の上に成立する観光の振興により人を呼び込み、観光消費を拡大し、さまざまな産業に波及効果を生むことで島全体の経済活性化を図る必要があると考

えております。行政の所有する施設や環境であっても、単に税金を投入して維持運営するのではなく、その魅力を最大化し、適性な対価を得て経営する、その利益を再投資し、よりよい住民サービスを提供することが必要でありまして、行政の保有施設を有効活用して観光集客の強化やさまざまな事業のハブとなって観光客を周遊させる仕組みをつくることといたしました。その第一歩として、イルカパークの再生ということでございます。

リニューアルの具体的な内容といたしましては、今の施設環境はイルカの飼育重視、従業員目線でお客様が来園されましても、時間が合わなければ泳ぐイルカを見て5分から10分で帰ってしまうという状況でございます。そこをお客様目線で施設に来て半日でも一日中でも滞在したくなる環境をつくっていきたくと考えております。

まず、入り口の受付管理棟を改修し、カフェスペース等を設置いたします。イルカとのふれあいの時間以外にもイルカの見えるカフェでくつろいでいただいたり、子供たちを遊具で遊ばせている間に親御さんも充実した時間を過ごしていただきたいと思っております。

次に、イルカの生けすや海のエリアを再構築いたしまして、開園当時のように湾内全体にイルカが自由に泳ぎ回る環境をつくります。これに合わせてイルカとのふれあい体験プログラムをふやしていく予定でございます。ゴールデンウィークや夏休みなど期間限定で実施してございました、イルカにタッチできたりイルカと写真を撮ることができるプログラムの常設化や、イルカの泳ぐエリアでのシュノーケリング、ダイビング、イルカトレーナー体験など、イルカのトレーニングの状況次第になりますが、順次新たなプログラムを提供していきます。

そのほか、周辺の串山キャンプ場や海水浴場などのエリアでキャンプ備品のレンタル事業、手ぶらでバーベキュー、サップやカヤックなどマリンアクティビティーなどのサービスの提供も行います。

これらの運営は、地方創生推進交付金事業で設立した第三セクター、イキパークマネジメント株式会社に指定管理し、民間ノウハウを活用しながら将来的には自走することを目指しております。現在、改修工事を行っております。平成31年4月25日にリニューアルオープンとなっております。

次に、2点目のイルカパークの水質等に関する御質問にお答えをいたします。

まず、イルカパーク内の浚渫工事につきましては、平成28年度に実施してございまして、当時の汚泥の体積は70から80センチメートル、バキューム方式で浚渫してございまして、全体で1,800立方メートルの汚泥及び海底土砂を除去してございます。海底は湾内中央が深い谷型となっております。干満にもよりますが、平均で岸壁寄りが5メートル、中央が10メートルとなっております。

水質については、毎年度、環境調査を実施してございまして、水生生物の生育環境として維持す

ることが望ましい水産用水基準を参考にして水質評価を行っておりまして、水質についてはおおむね基準を満たしております。COD、科学的酸素要求量という有機汚濁の原因となる数値が若干高い状況でございますが、イルカの飼育に影響あるものではございません。

透明度につきましても、良好な状態が多く、特に冬期は、冬でございますが、海底まで見える日もございます。透明度は高いようですが、海底が灰色の砂泥質でございます、海の色がくすんで見えている状況でございます。また、天候によっては海底の堆積物が舞い上がり濁ってしまうこともございます。

次に、底質、海底の状況についてですが、調査時期の多少の上下はございますが、基準値を満たしております。しかし、浚渫したため、生物のついていた表層がなくなり、下に積もっていた部分が表層となっていること、地点によっては海藻類などつきやすい礫がないなど、生物がつきにくい状況になっておりまして、底生生物が少ない状況でございます。現在のところ、浚渫時と比較しますと環境の改善の兆しがあらわれてきておりまして、特に遊具側岸壁のエリアについては、海藻類がふえ、カラフルなウミウシが多数発生しております。さらなる環境の改善を図るため、イルカへの環境の影響のない方法で改善に取り組むこととしておりまして、カキや藻場を活用した生物ろ過を行う予定でございます。カキは1粒で1日400リットルの水をろ過しますし、またカキ殻も層状になっていることから有機物を吸着いたします。底質の有機物の分解には、ナマコやゴカイなどの底生生物が効果的という実証実験がございます。現在、県の藻場造成事業で壱岐東部漁協管轄海域で事業を受託されております岡部株式会社のサポートのもと、藻がつきやすい成分を含んだ漁礁ブロックやろ過装置の設置試験を行っておりまして、海藻のつき方などの状況を見きわめた上で本格的な改善対策に取り組むこととしております。

次に、3点目のイルカの購入に関する御質問でございます。

イルカの購入につきましては、和歌山県太地漁業から購入しておりまして、毎年9月ごろからイルカ漁が行われ、捕獲でき次第、抽せんにより購入希望者に限り割り振られます。イルカの種類、性別、サイズにより価格が設定されておりまして、本年度は雌の個体で210センチ以上の大き目の個体を希望しておりまして、抽せん次第となりますが、1頭当たり70万円から110万円と漁協手数料5%となります。当初予算には1頭当たり漁協手数料を含め120万円を計上しております。

受け入れ時期につきましては、太平洋側のイルカを日本海側に移動させることとなるため、冬期は海水温の差が大きく、事故のリスクが高くなります。イルカ漁の抽せんの状況によりまして、冬期は太地町の施設に蓄養委託をし、春先に暖かくなってから受け入れを行うようにしております。過去の実績といたしましては、予算の執行の都合上3月中旬までに受け入れております。

蓄養業務委託につきましては、捕獲、抽せんの期間によりまして、半年で最大1頭当たり

270万円程度となります。運送費はトラック輸送での和歌山県から壱岐までの陸送費となりまして、輸送資材等を含めて100万円を見込んでおります。購入等蓄養費等を合わせますと、1頭当たり約450万円となります。

保険加入につきましては、イルカの飼育や輸送に適用される保険はございません。ほかの水族館やふれあい施設等にも問い合わせましたが、いずれも飼育管理を徹底し、輸送時も獣医師を帯同するなどの対策と環境変化など、事故リスクをできる限り排除するしかないとの回答でございました。

最後に、生けすの配置、整備についてですが、全体計画の説明でも申し上げましたとおり、イルカパークの湾全体をイルカが自由に泳ぎ回ることのできる環境をつくります。現状の9メートル生けす2個は医療用として残しますが、湾自体を仕切り網で仕切ることで大きな生けすとして活用できるようにいたします。仕切り網にはゲートをつくりまして、飼育エリアとお客様がイルカと触れ合うエリアの行き来ができるようにする予定でございます。増頭してもイルカに十分なスペースを確保した上で、適正な飼育管理ができるように対策を講じていく予定でございます。

最後に、4点目のイルカパークの運営、指定管理に関する御質問でございます。

市山議員の御質問のとおり、イルカパークにつきましては、4月から指定管理者制度に移行しまして、第三セクター、イキパークマネジメント株式会社に運営を委託いたします。壱岐パークマネジメントは、内閣府が委嘱した国境離島アドバイザー高田佳岳氏と壱岐市が共同出資により設立した第三セクターでございます。

高田氏につきましては、議案質疑、ただいま市山議員の質問にもございましたが、まさにイルカパークの再生のために必要なノウハウを持っている人材でございまして、協力をお願いしたところです。また、本人からもイルカパークの再生にかかわりたいとの提案もあったところでございます。

さて、イルカパークにつきましては、市山議員の御質問のとおり、毎年2,500万円ほどの赤字経営で、税金を投入して維持している状況でございました。この経営の立て直しにつきましては、並大抵のことではございませんが、このたび、地方創生推進交付金の採択を受け取り組むことができますので、これまで同様、施設をきれいにして市営で維持するだけでは意味がありません。指定管理に出し、民間ノウハウを活用して収益を上げてもらう、自立自走し、継続性のある取り組みとなる必要がございます。そのため、指定管理者となる第三セクター、イキパークマネジメントは、株式会社、営利企業として設立したところでございます。

指定管理期間につきましては、平成31年度から33年度までの3年間でございます。

指定管理料は31年度2,500万円、32年度2,000万円、33年度2,000万円でございます。収益を上げていただく事業計画で、現状の経常経費3,000万円と比較して市の

財政負担を圧縮しております。

地方創生推進交付金による施設整備や運営体制整備が平成32年度まででございます。その間にイキパークマネジメント株式会社には、収益を上げ、自走できる経営基盤を構築していただきます。そして地方創生推進交付金の効果検証を平成33年度に行い、その結果を踏まえて次期指定管理体制について検討することと予定しております。交付金の終了後1年間は施設の維持が確実にできるよう、委託料を計上しております。市山議員の言われますように、株式会社として自立、経営していただくことが最善の方法でございまして、そのように実施できるよう堅実に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私の質問が余り長いので答弁も長くなりました。時間も9分しかございませんが、私も株式会社について少し漏れておりました。第三セクターには2種類あって、民間が計画をした施設事業へ資本金の持ち株を投資するのと、市の施設に運営管理する株式会社がございますが、今回のイキパークマネジメント株式会社設立資本金は100万円の現金出資であります。壱岐の持ち株は25%、25万円ですが、以前の会社設立は有限会社で300万円以上、株式会社で1,000万円以上と言われておりましたが、意欲のある人が設立しやすいように改正され、現在では1円以上でも開設することができます。今回のイキパークマネジメント会社は施設が壱岐の市有とはいえ、100万円の資本金は少しみすぼらしい感じがいたしますが、代表者の方も壱岐に移住され、本格的に取り組まれるとっておりますが、これからは民間主導型となり、自分の島は自分たちで活性化させると思っている若者や利用者も多いと思っております。観光客の誘致、誘客のPR、施設も自分たちでできる修理、管理、アイデア等は地元の協力が経営の大きな持続性につながると私は思っております。代表者が、教養もあり、ノウハウも取得されておりますけれども、島外出身の見方とそして地元の方々の見方と合わせて、島の環境も含めて、島の方たちと英知を結集させ、開園後27年にもなります。これを機として私は指定管理者を反対することは全く考えておりませんが、これを壱岐市の施設として自分たちの施設として、多くの観光客に喜ばれる、魅力ある、活力ある島の宝となるよう、民間に持ち株の増資を検討されては思っております。例えば100%の持ち株の比率を、壱岐が25%、代表者が50%、それ以外でも構いませんが、民間が25%などいろいろ方法はありますが、3年間と思っておりましたが、今33年にまた見直すということでございますが、指定管理期間中に運営状況を見ながら、双方を検討していただければと思っておりますが、これについて、本田部長、民間に対して。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの市山議員の御質問にお答えをいたします。

イルカパーク 3年間指定管理に出しますので、その財政状況によりまして、やっぱり経営が安定しておれば民間の増資もお願いできるということでございますので、3年間の経営状況を見まして民間からの増資等も検討していかなければいけないかと考えております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは今申したように、3年間の経営状況を見て判断してということで私は申し上げておりますから、そうしていただきたいというふうに思っておりますからね。この壱岐を思う若者の心も今だんだん民間主導、民営化ということを考えておるようでございますので、私でもそう思っておりますから、その民間を増資していただいて将来やっていけば持続性があるのじゃないかというふうに思っております。第三セクターでやっぱりなかなかこう難しいところもございますから、それは検討していただきたいと思っておりますし、それから指定管理者が3,000万円、そして2,000万、2,000万とかなっておりますが、今2,000万円の赤字でそれを運営できるかどうか、これは指定管理者の力になりますけれども、それを満たない場合はこれ大変なことになりますか、市から負担するわけですか。もしも2,500万円ではやらない、3,000万円ではやらない、2,000万円ではやれないということになった場合はどう考えておられますか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 指定管理料につきましては、31年度が2,500万円、32年度・33年度が2,000万円を……。

○議員（13番 市山 繁君） それはわかっています。

○企画振興部長（本田 政明君） 計上しております。現在、この自走できるような経営状況をこの株式会社に求めておりますので、今計上しております指定管理料以上につきましては、株式会社に投資することはございません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは管理者の運営のやり方、力になるわけですがけれども、やっぱりこれを今3,000万円、2,500万円と赤字が出ているのに、それ以下で指定管理料を出しているということは、そのイルカパークの会社からも両方からも負担するようなこうちょっと感じを受けますから申し上げたわけですがけれども、そして会社の役員は代表者1人ですか。そして監査員はおいでならんですが、議会に報告する義務が私はあると思っております。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 現在、取締役は1名でございます。申し訳ございません。監査役については会社の中で決められると思っております。

それと、すみません、もう1点、最後の質問をもう一度お願いできればと思いますが。

○議員（13番 市山 繁君） これは11月30日に設立されて、31やったかな、設立されておりますから、もう既に監査員も決まつかないかとぼってん監査員がおりますかということ。

それから、ちょっと時間がありませんから、いいですか。

○議長（小金丸益明君） 本田部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 監査役につきましては確認しまして、報告したいと思います。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは結構ですけど、大体設立の当時にそれはあるべきと私は思っております。そしてまた、この指定管理者は3,000万円、2,000万円、2,000万円になっておりますけれども、この代表者が大体会社としては無報酬というわけにはこれいかんわけですね。幾らか決めて、大小にかかわらず決めるわけですが、これは無報酬ですか、指定管理者料だけですか。それとも両方支払うようになっておるわけですか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 報酬につきましては、会社のほうで決定していただくようになっています。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは決定するというと、支払う方法をですか、それとも指定管理者費だけですか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 報酬につきましては、指定管理料の中から支払われることになっております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） そしたら3,000万円のうちから含んでおるわけですね、指定管理料が2,000万円のときもそうですね。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 指定管理料と収入もございますので、その中から報酬を支払われるものと思っております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは当然わかっておりますけれども、売り上げが少なかった

場合はそれに満たない場合もございますね。そういうこともよく検討されて、もう時間がございませんから申し上げますが、その会社増資についても考えていただきたい。そしてせっかくこれだけのリニューアルをするわけですから、皆さんから喜ばれる、活性化につながる施設にしていきたいなというふうに思っております。

時間も済みましたから、これで終わります。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩といたします。再開を11時5分といたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に6番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 土谷 勇二君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、6番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。

大きく4点ありますので、よろしく願いをいたします。

きょうは3・11東日本大震災から8年たちました。いまだ復興の半ばで、まだ行方不明者が2,533名いらっしゃるそうです。短時間で生活や命を奪う地震、津波、本当に怖いものがあります。いまだ頭の中に、あの津波の状景が残っております。

壱岐は、災害のない住みやすい本当にいい島だと思っております。今までは台風か大雨の水害くらいではなかったでしょうか。

二、三日前の東日本大震災のインターネットのコメントの中で、必ず来るであろう次の震災に備えたいとありました。やはり震災を受けた人は、いつも頭にそういうことが残っているんだなということを感じております。

さきの震災を教訓に、あってはいけませんが、防災意識を持っていかなければならないのではないのでしょうか。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、防災対策についてお尋ねをいたします。

自然災害は、東日本大震災のように、いつ何が起こるかわからないものであります。先月2月

24日に初山地区で防災訓練を行い感じたことがありましたので、質問をさせていただきます。

訓練にあたり、危機管理課初山地域担当職員の方々の指導で、地区館長、地域の消防団、自主防災組織の会長を含め、役員の方たちの協力で初めての地区全体の防災訓練を行いました。負傷者役、要配慮者役をお願いし、役員の方々が大変だったと思います。消防署より応急手当の講習をしていただき、大変意義がある訓練をすることができました。

最初は、私たち地域としまして、公民館の自主防災組織は補助金がもらえればそれでいいという考えがありました。今回の訓練を通して補助金のためでなく、自分たちの地域がいざというときのために、欠かせない組織であるということを感じております。

最初に、訓練にあたり事前に公民館で打ち合わせをしまして、改めて自分たちの公民館の自主防災組織の役員が誰なのかわからない公民館が多くありました。組織をつくって4年から5年たち、今の館長さんたちでは把握できてないところが現実であります。

防災訓練の終わりに、危機管理課の山川課長が講評を言われまして終了しました。その中で、自分たちの身は自分たちで守る自助、共助がまず先で、公助は救急活動などはもちろんですが、事前に防災訓練の指導、避難訓練の点検、災害が起こったときの支援だと考えております。やはり、地域のためにも自主防災組織が大変必要だと思っております。

そこで質問ですが、1としまして、自主防災組織の現状と活動状況についてお尋ねします。2番目として、自主防災組織ができて、4年から5年たちますが、当初の防災組織の会長はかわってないのか、担当課は把握できているのかお尋ねします。避難訓練を行うため、最初の打ち合わせ会で、各触の館長も自主防災組織の役員が誰なのか、把握できてない公民館が多く、1年に一度は名簿を提出していただき、自主防災組織の会長か、公民館長にリーダー研修を行ってもらえれば把握できると思いますが、市としての考えをお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 土谷勇二議員の一般質問に対する、理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 6番、土谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、自主防災組織の現状と活動状況についてということでございます。

施政方針でも説明がありましたように、自主防災組織は現在189組織が結成されております。自治公民館数にすると、223自治公民館、92.5%の結成率となります。

地区別で見ると、郷ノ浦町が97.7%、勝本町が83.3%、芦辺町が90.1%、そして石田町が100%という内訳になります。市では、当初、自主防災組織を結成してもらうことを目的として、まず第一に取り組んできましたけれども、現在は、次の段階の目標として、自主防災組織の活動の活性化に重点を置いております。

自主防災組織の活動には、災害時の活動と平常時の活動がありますが、災害時において迅速に行動するためにも、平常時の活動が重要になってきます。安全・安心のまちづくり交付金の中では、比較的取り組みやすい活動として、防災組織の普及、防災巡視、防災点検、防災資機材の整備等を例示し、最終的には防災訓練まで実施していただくことを目標としております。

平成30年度に自主防災組織、または地域が主体となり実施された主な防災訓練につきましては、平成30年4月15日、志原地区で大雨を想定した避難訓練及び心肺蘇生法、AED取り扱い講習を実施され、参加者は40名でございました。

次に、平成30年12月2日、久喜自主防災組織で、全世帯を対象に大雨を想定した避難訓練及び消火栓取り扱い訓練を実施されまして、参加者は191名でございました。

先ほど、議員御説明がございました、平成31年2月24日に初山地区で、自主防災組織が主体となり、大雨を想定した避難訓練及び心肺蘇生法、AED取り扱い講習を実施され、参加者は69名でございました。

このように、地域の防災力を向上させ、災害から地域を守るためにも自主防災組織が主体となり、防災訓練を初め、日ごろから防災活動に取り組むことがとても重要となります。今後も自主防災組織の活動を盛り上げ、継続的な活動を進めていただきますよう御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

2番目の御質問でございます。自主防災組織ができてから、4年から5年たつ。当時の防災組織の会長は代わられていないのか、担当課は把握をできているのか、そして、また年に一度は名簿を提出してもらい、防災組織の会長か、公民館長にリーダー研修等を行えば、役員、館長がかわっても、把握できると思うがという御質問でございます。

初山地区では、全ての自治公民館で自主防災組織が設立されるとともに、活動が円滑に行われるよう体制の見直しが図られ、若松地区の組織の統合、自治公民館長ではない方が一定期間役員を持つなどの工夫がなされ、さらに防災訓練も実施されるなど、地域の役員の皆様には、活動を盛り上げていただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、自主防災組織の設立や地域の防災訓練の実施に向けては、危機管理課及び地域担当職員が連携して取り組んできております。この中で、自主防災組織の役員を自治公民館役員と兼務するパターンが大多数であったため、両者を同一とみなして対応しておりました。しかし、議員御指摘のような状況が今後ふえてくると考えられますので、自主防災組織の会長の氏名は、市へ報告いただくようにしたいと考えております。その他の役員の方は、活動の活性化を通して誰もがわかっている状況を、自主防災組織みずからつくっていただきたいと思っております。

また、出前講座等を利用した独自の研修会を計画するなど、それぞれの組織での能動的な活動もあわせてお願いをしたいと思っております。リーダー研修につきましても、防災士の育成とあ

わせていろんな制度、機会をつくっていただければと思っておりますし、今年度も防災サミットに全自治公民館長を御案内をしたところでございます。

そして、次の質問にもございますけれども、まちづくり協議会の運営の中で、防災の一体的な取り組みも期待をしておるところでございます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 組織は189組織、組織率92.5%ということで、すごく加入率も上がっていると思います。やはり、地域のことは地域でやるような日ごろの訓練が大切じゃないかと思っております。また、実状の中で、3地区が防災訓練をされておりますが、やはり全地区で行えるように、日ごろの訓練が大事じゃないでしょうか。

リーダー研修ですが、リーダー研修を行えば、どうしても、その自主防災組織の役員名簿などを出していただいて、市でも把握できると思うんです。だから、そういうのを、防災士の方もおられますが、地域に1人ずつでもいいですから、置いていただいて防災サミット、ことしは自治公民館長が参加をされるということで、本年度はリーダー研修をお願いしたいと思っております。

やはり、意識の改革をしていただいて、補助金もらうだけの防災組織じゃなくて、やはりみずから、自助、共助やないですけど、自分たちで先にできるような日ごろの組織をつくっていただき、その指導をよろしくお願いします。

地域担当職員は次から次にいっぱいあると思いますが、指導のほうもよろしくをお願いしたいと思っております。

それでは、次の2番目の質問に移りたいと思っております。

コミュニティ活動についてお尋ねいたします。

壱岐市まちづくり協議会設置条例が上程してありますが、公民館活動との違いをお尋ねいたします。2番目に壱岐市まちづくり協議会の予算、また小学校単位と考えてありますが、いつから説明会を開くのか、31年度の予算でモデル地区運営費6地区とありますが、どのような振り分けをするのか、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 土谷議員の2項目めの御質問、コミュニティ活動についてお答えをいたします。

まず、1点目のまちづくり協議会と公民館活動との違いについてでございます。

自治公民館活動につきましては、通常の公民館事業であります文化、教養、カラオケ大会や花

植え運動、体育行事、子供会活動のほか、地域のお祭りなどを行いながら、市の行政協力事務といたしまして、文書等の配布、リサイクルステーションの管理、道づくり等が行われており、自治公民館は会員で決めたルールにのっとり、お互いに助け合い、支え合う活動が行われ、生活基盤の安定が図られておると思います。また、地区公民館活動では、地区民運動会や球技大会、防災訓練、清掃活動などが実施されておると思います。

次に、まちづくり協議会につきましては、公民館連絡協議会や婦人会、青年会、体育部会、PTAを初め、消防団や健全育成協議会など、さまざまな組織やその地域内に居住する人はもちろん、地域で働く人や学ぶ人など、全てで構成されるものであり、地区公民館や公民館連絡協議会もまちづくり協議会を構成する一つの組織となります。

まちづくり協議会では、地域住民へのアンケートなどを行い、地域の住民が何に困っているか、何が必要と感じているかなどの課題を整理し、アイデアなどを出し合い課題解決を目指しております。

まちづくり協議会の活動については、既存の組織で取り組んできた事業で、地域において必要でありながら、人的や財政的に継続が難しくなった事業など、協議会で実施することにより、より効果的、効率的な事業等を実施できると考えております。

具体的な活動につきましては、地域内での機関誌の発行、高齢者の居場所づくり、健康づくり、見守り支援、地域の子育て育成などの交流事業、買い物支援、通院支援などの対策事業が考えられると思っております。10年後、20年後の未来を見据えて、今のうちにまちづくり協議会を設置することにより、地域にとっては集落機能の維持と広域化を図ることができるとともに、地域の活力促進と活性化が期待できるものと考えております。（「2番目」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。2点目のまちづくり協議会の説明会の開催等についてでございます。

現在、まちづくり協議会の設置方法、交付金の基準等詳細を壱岐市行政区設置検討委員会において、検討していただいております。内容が固まり次第、平成31年度のできるだけ早い時期に全ての小学校区で説明会を開催いたします。

次に、予算では、6地区分の予算を計上しておりますが、地域内での協議会設立の準備が整えば、6地区にこだわらずに認めることとしておりますので、全ての地域で協議会が設立されることが望ましいと考えておりますので、多くの地域で取り組んでいただければと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） まず、1点目について、再度お尋ねしたいと思います。

今までは、公民館長が一番上であって、協議会長と同じ人じゃなかった場合にどちらが上に指

導をするのか、そういうところが見えない点があると思うんです。それと、協議会の中で、公民館では運動会とか球技大会、今も言われましたように、主催でやっております。

また、祭り等は、今度協議会でやるとなっておりますが、なかなか線引きが難しいと思うのですが、そういうところをどうするかお尋ねします。

それと、この前行った平戸市は14地区内のうち10地区は30年度までの予定で、平成25年に1地区、平成28年に3地区、平成29年に5地区、30年に1地区、31年に予定が2地区で、未定が2地区となっております。やはり、どうしても何年もかかって、練り上げていけないような気がしております。

それと、長崎市などでは、コミュニティの仕組み、ハンドブックですかね、そういうとを出して、市民の皆さんに周知やないですけど、配ってあるそうですのでそういうのをつくる予定はないのか、再度お尋ねします。今の2点をよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの土谷議員の御質問でございますが、まず館長というのは、地区館長ということで理解したらよろしいでしょうか。

まちづくり協議会につきましては、公民館連絡協議会、地区公民館も一構成員として考えておりますので、その上下関係というのはございません。横並びと考えております。

それで、地区公民館で活動されてあります地区運動会や球技大会等、まちづくり協議会に移行できるものは移行して、活動していただくことも可能じゃないかと考えております。

次に、2点目の地域コミュニティのハンドブック等につきましては、作成次第市民の説明会での活用配布等も考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 協議会長と自治公民館長、地区のですね、は公民館長が横並びということとなっておりますが、道路の、今までは公民館長の名前で出しておりました。それとか、リーダーが2人になる、話し合いじゃないですけど、そういう形になって、何か地区で選ぶとも大変やないかねという気がいたしております。それは。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 小学校区単位でまちづくり協議会の説明会等を実施いたしますので、その中で、詳細等につきましては説明させていただきたいと思っております。館長との役割分担とか、そういう方面につきましても説明したいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 最後に、小学校単位ですが、地域によってさまざまあると思いま

す。地域の実情や地域の伝統、昔ながらのつながりがある中で、まちづくり協議会の設立にはある程度の時間がかかると思います。地域担当の職員の方また大変でしょうが、中心となっただき地域のリーダー、活動をされる方の育成をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。

地域公共交通についてお尋ねいたします。

壱岐市地域公共交通再編実施計画について施政方針の中でありましたが、初山地区でも、地域公共交通に対する意見交換会が2回ほどありました。コミュニティバスの導入、バスの運行本数、または通院、買い物などの交通弱者に配慮した交通体制に特に取り組んでもらいたいと思います。

壱岐市公共交通再編計画を本年3月までに策定するとありますが、これはどういう策定なのか、大まかにするのか、確定的なことをするのかお尋ねします。交通体制もまちづくり協議会の中で決めるのではないかもお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 土谷議員の御質問にお答えをいたします。

地域公共交通についてということでございます。

壱岐市公共交通再編実施計画を本年3月までに策定することとしておりますが、本計画につきましては、各公民館連絡協議会長と協議を重ね、取り組みを進めるべき地域について選定を行い計画にのせることとしておりますけれども、具体的な取り組みについては、計画策定後に地域の皆様と協議を進め、決定をしていくこととなります。

例えば、乗り合いタクシーなどコミュニティ交通の導入につきましては、地域が主体となって取り組んでいただくことを基本とし、その中でバスやタクシー事業者による運行の委託を行っていただくのか、あるいは、自家用有償運送という方法で地域の皆様御自身で運行を行っていただくなど、運行の方法や路線の設定、運行の時間帯、運賃など、詳細な内容については、今後さらに地域の皆様と協議を進めていく中で決めていくこととなります。

初山地区では、既に協議の場を設けておりまして、今後の取り組みについては、このコミュニティ交通の導入を含め、まちづくり協議会で御協議をいただくことが、円滑な事業実施につながるものと考えておりますので、ぜひ先進的な取り組みとして、まちづくり協議会を設立をしていただき御協議をお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 内容はわかりました。やはりまちづくり協議会の中に入れ込んだが一番いい、地域のことがわかると思いますので、そういうところを推進していただきたいと思

います。

時代に合った再編成や地域に合った交通編成をしていただき、誰も高齢化になりますので、免許の返納なども、私たちの時代にはもう、あと10年ちょっとしたら、せなければならぬようになりますので、そんなとき買い物に行く手段とか、医療手段、生活を守るための足の確保など、交通弱者はつくっていただかないように、よろしく検討をお願いいたしたいと思います。

お願いをしまして、最後の質問に移りたいと思います。

農業振興についてでございます。

長崎県畜産クラスター構築事業についてお尋ねします。

平成31年度も予算として出ておりますが、まだ本年度の30年度の牛舎建築はできておりません。予算も繰り越しになっており、年度内の建設は無理でめどが立っていないと聞いております。

今、取り組んである方も、借りて牛舎に入れておりますが、牛舎建築ができないために、牛舎の中もいっぱいになり、また延長して借りなければならないようになっております。

4月には、また牛を導入しなければならず、入れる牛舎がなく、今度はキャトルに預けるようになるとのことです。新規に牛飼いを始め、経費に餌代、その上キャトルと頭を抱えてあります。何か、市でも救済はできないかお尋ねいたします。

また、建設業者がいないのが問題であります。早期に畜舎の建設は農家の負担を軽くすると思っておりますが、市としての考えをお聞かせください。

昨年末、6,000頭を超えている状況と聞いておりますが、壱岐市農協のチャレンジ7000事業も今のような形では伸びていかないと思っております。クラスター構築事業、肉用牛パワーアップ事業など、30年度は牛舎が1棟も建っておりません。31年度もクラスター事業が出ておりますが、できる状況なのかお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 6番、土谷議員の4項目めの質問、畜産振興についてお答えいたします。

まず、平成30年度の牛舎建設事業につきましては、国庫補助事業であります長崎県畜産クラスター構築事業で4件、県単独補助事業であります長崎県肉用牛パワーアップ事業で2件、計6件の事業でございます。

議員御指摘のとおり、全事業におきまして、本年度の完成を見ることができない状況となっているところでございます。その経過といたしましては、昨年10月に設計管理業務に着手し、平成30年12月以降に工事着手、平成31年3月末までに完成とされていたところでありますが、市内におきまして、平成29年7月及び平成30年7月に発生いたしました豪雨災害による多数

の災害復旧工事や、その他公共施設の建設工事、また、民間工事の受注も重なったことにより、大工、左官などの技術者が不足する事態となり、平成30年12月に一般競争入札に付された牛舎の入札が不調という結果になったところでございます。

このような状況を受けまして、現在、国、県へ繰り越しにかかる手続を進めているところでございます。

一方で、クラスター事業で既に雌牛を導入されている農家にとっては、牛舎が完成するまでの間、仮の牛舎を借りたり、あるいは家にある既存牛舎を利用したりと、思いがけない緊急な対応が必要になっておられるところであります。

特に、新規で畜産業を始められる農家にとっては、必然的に仮の牛舎をどこかに借りなければならず、計画どおりに進まないことへの不安を覚えていらっしゃることに、私自身思いをいたしているところでございます。

そのようなことから、入札の不調という特別な理由によりまして牛舎の建設が予定よりおくれたことにより、農家が負担されるリース事業で導入した繁殖雌牛及びその牛から生まれた子牛を、JA壱岐市の関連施設へ預ける経費の一部を補助することといたしまして、関連予算を上程しているところでございます。

続いて、壱岐市、壱岐市農協で早期に牛舎の建設、それが少しでも農家の負担を軽くするというところでありますが、事業の取り組み主体である農協、またリース事業の受け手である農家と市、県関係機関が連携を図りながら、早期に事業に着手され建築工事が早期に竣工されることで、議員おっしゃりますように、少しでも農家の負担が軽くなるものと考えているところでございます。

現在の状況といたしましては、先ほど申し上げましたクラスター事業の牛舎建設4件につきましては、農協が窓口になって進められておりますが、繰り越しにかかる国の承認の予定時期にあわせまして、今月下旬に入札の運びとなっております。

続いて、30年度は1棟もできていないそのような状態で、平成31年度の事業ができるかについてのお尋ねでございますが、畜産業は壱岐の経済を担う品目の一つであることと考えております。その畜産施策を展開していくに当たりまして、平成31年度につきましても、これまでの取り組み主体と同様に、農家が補助制度を活用して事業実施を希望されておられるクラスター事業による、牛舎建設1件を予定しているところでございます。

平成31年度は、平成30年度事業と併せて、建築が集中することとなりますが、建築業界の御協力をいただき、ぜひひとも早期着工、完成に向けて関係機関が一体となって、農家の意欲にお答えしてまいりたいと考えております。以上です。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 救済ということで、一部補助していただけるということでぜひお願いをいたしたいと思います。

それと、本年度もクラスター事業行うということで、大工さん、やはり農協とか、10月にも消費税が上がった場合は、駆け込みで大工さんもいなくなると思うんです。だからそういうとも計画に入れながら、早く進めていただかんと、また来年度も本年度とを来年度に繰り越すような形になるのでは思っているんですが、そういうところはどうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 先ほども申しましたように、30年度事業につきましては、3月には入札をしたいと考えておりますので、31年度の上半期までには完成できるのではないかと考えております。

31年度につきましても、なるべく早目に発注できるように、関係機関と協議していきながら進めていきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 壱岐は牛でもっております。せっかくチャレンジ7000ということで展開もされております。若い人も今は牛を多頭飼育で飼おうという熱のある人は結構いらっしやいますんで、なるべく事業に沿って、せっかく始めるとに負担がないようにやっていただきたいと思います。

高齢化で、やはり牛も減ってきておりますので、若い人の力をかりて壱岐市がやはり牛でもつような島、そういう努力をしていただきたいと思います。

31年度も、とにかく手を挙げてできる人にしっかりと補助、アドバイスをいただいて頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、11番、鵜瀬和博が、大きく3点、小さく五、六点ほど、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、児童虐待防止についてお尋ねをいたします。

千葉県野田市の小学4年生、栗原心愛さんが虐待によって死亡し、両親が逮捕をされております。近年児童虐待の通告件数は増加の一途であり、年間10万件を超えていると言われております。事件が起きるたびに、児童相談所と関係機関の適切な情報共有と連携が必要だと叫ばれておりますが、抜本的解決には至っておりません。この事件を受けて、平成31年2月8日、安倍総理は総理大臣官邸で、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議に出席し、児童虐待防止対策に関する取り組みについて議論を踏まえ、総理は次のように述べられました。「今回、心愛さんから、必死の思いでSOSの声が発せられていました。幼い女の子がどれだけ勇気を振り絞って、あの訴えをしたのかと思うと本当に言葉を失います。子供たちを守るとりでとるべき、学校、教育委員会、児童相談所や、周りの大人たちが、心愛さんの悲痛なSOSの声を受けとめてあげることができなかった、幼い命を守れなかったことは、本当に悔やんでも悔やみ切れない思いです。痛ましい虐待事件を繰り返してはならない。この強い決意のもと、子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段を尽くし、やれることは全てやるという強い決意で、児童虐待の根絶に向けて、総力を挙げて取り組んでいく」と言われております。

全国各地でも、児童への身体的、心理的虐待や、育児や養育を放棄する育児ネグレクトなど多くの事案が報道をされ、全国的に注目をされております。全国の児童相談所における虐待相談対応件数は、先ほども言いましたとおり、年々増加をしております。厚生労働省によりますと、児童虐待とは、次のような行為は全て虐待とされています。

まず、1つ、身体的虐待。殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞めるなどです。次が性的虐待。子供への性的行為、ポルノグラフィ被写体にするなど。3番目が放任虐待と言われている、これはネグレクトですね。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかないなど。4番目が心理的虐待です。言葉によるおどし、無視、拒絶、人格を傷つけたり、存在を否定するような言葉を浴びせる。兄弟間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るうドメスティックバイオレンスなどが上げられます。身体に傷としてあらわれるわかりやすい身体的虐待ではなく、強い立場にいる大人から弱い立場にいる子供たちの気持ちや身体を乱用した場合は、全て虐待と言えるそうです。児童相談所においては、人員も予算も不足している上、児童相談所が安易に事件を抱え込み過ぎているという実態もあると聞きます。親が虐待ではないと言い張れば、対応を打ち切ってしまうケースも多いと聞きます。そこで、お尋ねをいた

します。

1点目、本市における児童虐待に関する件数とその現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

2点目、先ほど言いました虐待が、万が一、児童虐待と疑われるような事案があった場合の対応とその体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

3点目が、子供の安全安心を守るためには、学校、家庭だけではなく、地域の見守る目も大切と考えます。虐待の早期発見においては、子供の姿や恰好だけではなく、目には見えない子供の気持ちに耳を澄ますことがとても大切だとも言われております。虐待やネグレクトじゃないかなと思ったら、児童相談所、全国共通ダイヤル189、通称「いちはやく」。通報をすれば、近くの児童相談所につながります。この相談窓口は年中無休で、緊急の場合は原則24時間いつでも電話を受けてくれるそうです。

また、通告者の情報については、児童虐待防止法により守られており、仮名でも大丈夫です。通告を受けつけた場合、長崎県の場合として、原則24時間以内に子供の安全確認を行うそうです。長崎こども・女性・障害者支援センターにて、責任をもって子供の安全確認を行うようになっているようですが、しかし、このダイヤル「いちはやく」、189ですね、相談窓口の周知不足が否めません。今後、チラシ、ホームページを初め、子供虐待防止を目指して、オレンジリボン運動の実施等によりPRをしてはどうかと考えます。

以上3点について、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬和博議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 11番、鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、児童虐待による子供たちの命が奪われているという痛ましい事件が後を絶ちません。このたびの事件につきまして、心から哀悼の意を表します。

さて、お尋ねの1点目の本市における現状ですが、全国と同様に相談件数は年々増加傾向にあります。御存じのように、児童虐待は、先ほど議員がおっしゃられましたように、身体的虐待、養育拒否、放置等のネグレクト、性的虐待、心理的虐待に分類されます。平成30年度は、2月末現在で、子供の面前DVの増加等による心理的、身体的虐待など新たな案件が8件、そのうちネグレクトなどの案件で児童相談所送致が2件の4人、個別ケース検討会議が1つのケースで1回の開催となっております。この個別検討会議の概要は、学校等から、家庭環境に問題があると相談されるケースや、保護者の養育能力に問題があるケースなどです。また、健康増進課とこども家庭課及び壱岐こどもセンターで、3カ月に一度、リスクを抱えていると判断した世帯につ

いて、庁内で情報の共有を行っております。

壱岐市では、平成30年度当初、住民票はあるものの、安否が未確認の児童はゼロでしたが、現在、先ほどの事件ですね、千葉県の事件ですけれども、乳幼児未受診者、未就学児、不就学児等の緊急把握調査における安全確認ができていない児童について、国から要請がありましたので調査しましたが、安全が確認できない児童はゼロでした。

次に、2点目、万が一、そのような事案があった場合の対応とその体制はどのことですが、緊急度チェックシート及びリスクアセスメントシートを使用しまして、緊急度や危険度の判定をするとともに、国の児童虐待対応マニュアルに沿って、本市の福祉事務所に設置しております家庭児童相談室を中心に、佐世保こども・女性・障害者支援センター、通称、佐世保児童相談所ですけれども、ここを初め、警察や医療、教育、保険、福祉などの関係機関と密に連絡して対応しております。

3点目のPRについてですが、毎年、小児科医、学校、これ小中高ですけれども、幼稚園、保育所等の関係機関には、189、「いちはやく」のポスターを配布してPRに努めております。

議員もおっしゃられましたように、189は、24時間受けつける児相全国共通ダイヤルでございますので、最寄りの児童相談所につながる直通ダイヤルであるため、国や県とともに、今後もPR等に努めてまいりたいと思います。

御参考までに申し上げますと、壱岐市で、189に電話しますと、オペレーターにつながりまして、その後、管轄となります佐世保児童相談所につながります。いずれにしても、壱岐市内でも、児童虐待案件が実際に発生しておりますので、児童虐待を見かけたり、聞いたりされた場合には、児童福祉法によりまして、通告の義務が発生いたします。通告者の個人情報を守られますので、児童相談所、または、こども家庭課まで、御連絡をいただけますよう、改めてましてお願いいたします。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 全国で言われる児童虐待の案件が壱岐においても、30年度2月末で、30年2月末で8件。ネグレクト等、または、その個別検討、そして、相談所にも送られているようでございますけれども、相談を受けて、その後、この件数がどのように解決したのか、その点についても、再度お尋ねをいたします。

それと、万が一、虐待があったときには、今、事案で言われたとおりですが、もちろん教育現場の中でも、そういった情報を集めて、それを児童相談室ですね、に行き、三つどもえの関係者と話して、その対応をされているようでございますけれども、こういった件につきまして、もちろん、教育委員会のほうでも把握をされているのは当然だと思いますが、その現状についてお尋

ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

○市民部長（原田憲一郎君） 相談が8件あって、その後、どうなっているかということでございますけども、児童相談所で保護扱いに、児童相談所で預かって、施設に保護扱いとなっているケースもございます。そして、引き続きずっと相談員が、とのやりとりですね、そういった1回には解決、一度にすっきり解決しませんので、継続した支援をしております。

それと、先ほど個別検討会議は、それぞれ学校とか、警察とか、もろもろ諸機関と連携してやっておりますので、そういった情報共有を重ねて取り組んでおります。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 鵜瀬議員の学校現場について、どのような形で取り組みをしているかということでのお尋ねでございます。

今回上げられました事案で、大事なこととして、私どもは、子供が学校にSOSを出したのというところで大変重要視しております。そのことを受けながら、やはり、学校が、学校だけでとどめるのではなく、適切な組織と連携をとりながら、その子供たちのことについて対応していくということを大事に進めていこうと思います。

今、市民部長のほうから答えがありました。例えば、2件、児童相談所のほうに、一時預かりとして、対応していただいておりますので、その後、観察の中から、自宅に帰された者が壱岐の場合はほとんどでございます。

なお、養育能力で心配があるというのが、その理由が中心になっていると考えてください。御承知のように、学校は毎朝、子供たちの健康観察を中心にしながら、その表情、あるいは、病気の様子、欠席等についても、学級、そして、全教職員で共有をしながら、子供たちについての状況がないかを常に気を配っているところでございます。

1つお知らせがございますが、今、年度初めの健康診断等をしたときに、成長曲線と言いまして、その子供の生育を見たときにも、この虐待に疑われる部分の発見が見込まれるということで、壱岐医師会の力を借りながら、成長曲線判定委員会等での御意見も伺って取り組みを進めているところでございます。今後とも、学校現場の中では、まず、早く気づく。そして、その内容によっては、関係の機関との連携を密にしながら、適切な対応をとり、悲しい事故が起こらないよう続けていきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 教育現場の取り組み、そして、その次の段階の福祉事務所等の取り組みについて、わかりました。

先ほども言いましたとおり、やはり、心愛さん事件のような痛ましい虐待事件を繰り返しては

ならないと思いますし、また、1番に考えることは、子供の命を守る、子供の人権を守ることをぜひ最優先に、あらゆる手段を尽くして、やれることは全てやっていただいて、その後のフォローについても、アフターフォローも定期的にされているようでございますし、また、その子、事案に上がるような子供については、ぜひ、教育現場、そして、地域の皆さんの目も、これ、すごい力になるかと思しますので、ぜひ、そういう機会があったら、すぐに学校または児童相談所、それがだめであれば、189、「いちはやく」のほうに連絡をしていただいて、子供たちの安全安心を守っていくという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

また、今回、新しいルールとして、先ほども言いましたとおり、通告元は一切明かさないと。そして、アンケートを親に見せたばかりに、ああいったことになったのも一因でありますので、ぜひ、その資料は一切見せないという新しいルールもできておりますし、民法的の、懲戒権のあり方についても、親が強く言ったら立ち入れないという部分が今までありましたので、警察、そして、ひいては弁護士も、あとは児童福祉士も、今後ふやす予定になっているようでございますので、関係機関、がっちりスクラムを組んで、この子供たちの幼児虐待防止には努めていただきたいということを申し添えまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目ですけれども、松永安左エ門翁の活用についてお尋ねをいたします。

壱岐出身で、電力王、電力の鬼と呼ばれた戦後の電力事業再編、分割民営化、今の九州電力の体制を実現されております松永安左エ門さんの基礎としては、福博電気軌道、九州鉄道、西部ガスなどを起業されて、また、耳庵として、日本の昭和を代表する茶人として功績があったということは、皆さんも御承知だと思います。今回の施政方針によれば、松永安左エ門記念館の今後の管理運営のあり方など、運営検討委員会、6名で構成されておりますが、設置をされ、年度内に提言書を作成する予定となっております。そこで、2015年NHKの名古屋放送局放送90年を記念し、BSドラマ「経世済民の男 鬼と呼ばれた男～松永安左エ門」が放送され、いろんなところでお聞きすれば、大変好評だったし、私も、すばらしいドラマだと思っております。今現在、この記念館の活用とあわせ、5年後に迎える松永翁の生誕150周年と壱岐市誕生20年を記念し、松永翁の映画化やドラマ化実現に向け、当時、会社を起業されました九電、西鉄、西部ガス、そして、耳庵になった小田原市、または、福岡市美術館など、縁のある関係機関と一緒に、市長はNHKなどに強いパイプをお持ちのようですので、ぜひ、一緒にテレビ局に働きかけてはどうかと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、この企業の職員研修等のカリキュラムに、戦後日本復興のため、命をかけた松永翁の考え方や生きざまなどを取り入れ、壱岐ならではの教材とし、現在、今、地域おこし協力隊の小林さんも、企業研修誘致に向け、さまざまな取り組みをされており、31年度新年度予算にも盛り込まれております。ぜひ、この松永安左エ門翁の研修カリキュラムをつくるべきと思いますが、

その点についてお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 10番、鵜瀬議員の2つ目の御質問、松永安左エ門翁の活用について、について、お答えをいたします。

郷土の偉人、松永安左エ門翁について、内外により大きく情報発信し、来館者の増加、壱岐への来訪者の増加を図るために、記念館の運営のあり方等について、委員6名からなる松永安左エ門記念館運営検討委員会を設置し、今月中に御提言をいただくことといたしております。

御質問の1点目は、ゆかりのある関係機関と映画化、ドラマ化に取り組んではどうかとのことです。「経世済民の男 鬼と呼ばれた男～松永安左エ門」は、吉田鋼太郎の名演技でございました。同時に放送されました、高橋是清、あるいは、小林一三は、2週の放送でございましたけれども、松永安左エ門は残念ながら1週の放送でございました。美術コレクター、茶人耳庵、松永安左エ門翁は、昭和46年没後、それらのコレクションの多くは、東京博物館及び福岡美術館に寄贈されました。私も、平成26年、福岡市美術館において開催された小林一三と松永安左エ門企画展を観覧いたしました。また、平成28年には、加藤憲一小田原市長が来島されて、壱岐の松永安左エ門記念館をご覧になったところであります。私も、翌29年に小田原市を訪問いたしました。翁が晩年を過ごされました老櫓荘。現在、小田原市の松永安左エ門記念館となっておりますけれども、そこを見学いたしました。その折に、議員御提案のことについて、加藤市長と話題にいたしました。けれども、踏み込んだ話とまではいかなかったというのが現状でございます。作家梶山季之氏が財界人に、小説にしたらおもしろい人物は誰かと尋ねられたところ、財界人の多くは松永翁の名前を上げたと言います。そのようなことから、議員御提案の件について検討したいと思っておりますけれども、テレビ局はもちろんでございますけれども、この社会、芸能界と申しますか、メディア社会と申しますか、やはり、人脈等がなければ、番組制作に至ることは極めて厳しいございますので、議員も、その世界に知人等がおられましたら、ぜひ、御紹介いただけたらと思っております。私も、NHKにも、ぜひ、お話したいと思っております。

2点目の企業の職員研修等に松永翁の生きざまなどを取り入れ、壱岐ならではの教材とすべきとの御意見でございます。

お答えする前に、先ほど少し議員御指摘でしたけれども、壱岐市における企業研修について御説明をしたいと思います。

平成27年、壱岐市は、富士ゼロックスと地方創生に向けた連携協定を締結いたしました。平成28年から富士ゼロックスが、自社関係及び関係企業を対象にして、歩行ラリーという手法で

企業研修を実施してまいりました。29年度からは、これを受ける形で、一般社団法人壱岐みらい創りサイトにおいて、さまざまな企業の申し込みを受けつけ、会場の提供を初めとした対応をしております。実は、現在、テレワークやSDGsの視察及び研修が月に100名を超えております。そのうち、年間350名程度が四、五名から40名の規模で、1泊ないし3泊の企業研修を行っております。研修内容につきましては、その企業の目的に沿ったものでありますから、議員御提案の松永翁を研修内容に取り上げてくれというのは、なかなか言えないところでございますけれども、松永翁の生誕の地であることをぜひ伝えてくれとみらい創りサイトをお願いをしたところでもあります。

実は、ことし、7月には、SDGsの申請に大変なお力添えをいただきました、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンが有名企業37社の企業研修を2泊3日で計画されております。私も、質疑を含めて90分1コマの講義を依頼されておまして、大変なプレッシャーを感じておりますけれども、その折には、ぜひ、松永翁にも触れたいと考えているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず、1点目のドラマ化ですね、か、映画化につきましては、市長も、いろんな人脈を使ってでもしたいという思いは十分わかりました。こういった人物がいたということは、やっぱり、我々の誇りでもありますし、今の小学校の総合学習か、何か、3年生か、4年生は、松永記念館に行って、定村館長からいろいろ説明を受けて、そして帰る、帰るといふか、勉強をするというようなことをされております。やはり、そういう定期的なことを、まず地元の方にも知っていただくということ、御存じだろうとは思いますが、改めて、また、この功績を皆さんに伝えるということと、ぜひ、ドラマ化、または、小説でもいいですけど、なれば、それを求めて、今度は、また交流人口もふえますので、我々の離島から、こういった人が生まれたということが全国に知っていただければ、さらなる壱岐市のPRになるんじゃないかなと思います。

また、職員研修につきましては、もちろん、それぞれ目的がありますので、ぜひとも、松永安左エ門翁の生きざま等が合致するかいうことはわかりませんが、ただ、それに合うような形で、せっかく、富士ゼロックスやグローバル・ジャパン・ネットワークがいらっしゃいますので、そういったいろんな企業の研修カリキュラムに合うように、こちらから提案するのも大事じゃないかなと思います。それについて、どうでしょうか。市長。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 壱岐みらい創りサイトと、その点についても協議をしていきたいと思っ

ています。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ぜひ、そういった方向でしていただければと思います。実は、何で企業研修かと思うんですが、私は、実は松永安左エ門基金なるものができればいいなと思っているんです。第2の松永安左エ門を出そうというような人材育成が必要じゃなかろうかと。その財源はどうするんだということなんですが、これまで財団がありましたが、今回管理で、財団も解散を以前しております。九電や、西鉄、西部ガスといったら、かなり九州でも大手の企業になりますので、そういったところに、また、お願いをして、そういう人材育成基金をつくれば、壱岐のさらなる人材育成にも力が入るんじゃないかなと思います。今回施政方針の中でも、壱岐の訪れる観光客をふやそうとして、島ゆかりの漫画や食を堪能してもらおう事業提案をするアートフェス構想が、づくりが進んでおります。これはもう市長も、この間、言われておりました。3月5日でしたか。提案がありますということで、これも、福岡市に福岡校があります事業構想大学院大の教授、院生が壱岐島アートフェス構想をクールジャパンシンポジウムにおいて提案をされているようでございます。ここで、事業構想大学院というのは2012年4月に創立されました専門職大学院でありまして、事業構想研究科が設置され、ビジネスや社会活動のアイデアを実行に移し、時代を牽引する人材の育成を目的に、事業クリエイティブを重視したMPD、事業構想修士の習得を目指す専門教育を行い、東京、大阪、名古屋、福岡があるようでございます。この事業構想修士というのが事業アイデアを発想しまして、実現可能な計画に落とし込むことを修士課程の対象としております。こういった大学のサテライトというか、そういう方々に来ていただいて、壱岐のいろんな事業を習得、習得というか、卒業するために、習得するような教育機関ができればいいんじゃないかなと思います。それを松永安左エ門人材育成バンクみたいにできたらいいんじゃないかなって、これはあくまでも、私の考えであります。この件に関しまして、市長はどう思われますでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、事業構想大学院大学のことを御質問ございましたけれど、実はこれ、学生は全て社会人でございまして、土日、それから月曜から金曜までのいわゆるアフターファイブで通ってあるんです。ですから、仕事を持っている人が学生だということでございますが、それを壱岐でつくるというのは非常に厳しいかなと思っておる次第であります。実は、福岡には、1番遠いところで、倉敷からお見えになっている方がいらっしゃるそうでございます。かなり遠く来ていらっしゃる。

ところで、私は、まずですね、壱岐で、なかなかサテライトを、教授とか、それこそ、いるわけでございまして、厳しいかなと思っておりますが、まずは、私は、それより先に、例えば、福

岡事務所がございます。福岡事務所に、もし、そういう学生になりたいというような意識が高い職員がおれば、福岡の事務所に派遣をして、そして、勉強させたいという気持はございます。それは、ぜひ、ことは間に合いませんけれども、来年ぐらい職員にそれを諮って、事業構想大学大学院に行く職員はいないか。福岡の所長になってくれんかという、そういった希望もとってみたいなと思っているところであります。2カ年でございますので、非常に厳しい問題あります。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。通年を通してじゃなくて、例えば、夏休みの期間、1週間程度、壱岐に来て、フィールドワークをしていただくと。そういう部分の誘致は可能じゃないかなと思います。今回のアートフェス構想がきっかけに、ぜひ、そういうつながりもできてきますので、将来的には、そういう形で、誘致も含めてしていただければと思いますし、今、市長のほうから、福岡事務所において、そういう思いのある人がおれば、ぜひ、将来的には考えていきたいというようなことも言われておりますので、人材育成が宝だと思いますので、今後も人材育成については、ぜひ、投資をしていただくような思いでしていただければと思います。

あとは、今後、松永安左エ門さんをPRする上で、福岡でいろんなイベントがあっておりますが、チラシをつくる際に、一言でも、松永安左エ門さんの功績を福岡でする場合、しとけば、割と西鉄とか、九電とか、西部ガスというのは、地場産業になっておりますので、福岡の、より親近感が湧くんじゃなかろうかと思っておりますので、今後、その辺も含めて、グッズ販売もいろいろと考えていただければと思います。

それでは、ぜひ、人材育成に力を入れていただくことをお願いをいたしまして、3点目に移りたいと思います。

3点目は、情報・IT企業誘致についてお尋ねをいたします。

本土と離島のハンディキャップの一つであったインターネット光ケーブル環境が整備をされ、島外のIT企業も市内に事務所を開設し、営業をされております。そのような中、山本県議の橋渡しにより、インドのIT企業が2社、壱岐テレワークセンターを拠点施設として、年内進出を表明されており、その後、3社、計5社が計画中とお聞きをしております。

1点目、今後、IT企業の誘致が進んでいくと、拠点施設となる壱岐テレワークセンターの容量、キャパ等が、受け入れ体制とインターネット環境通信速度などは対応できるのか、大丈夫なのか、お尋ねをします。結局、そういうところがふえれば、今後、超高速情報通信サービスの整備計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

2点目、壱岐テレワークから、新たに独立をして事務所を開設する場合、空き家、空き店舗や廃校跡地の活用における支援制度はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。廃校跡地

の活用として、例えば、福岡市旧大名小学校を活用した官民共働スタートアップ支援事業「F u k u o k a G r o w t h N e x t」、東京のスタートアップ東京や、商店街の空き店舗に集中して開設できるようになれば、第2のテレワークエリアとして、企業同士の情報交換や互いに切磋琢磨できて、新たな活気が生まれるのではと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目が、今回情報IT企業として、レオパレス21の施工不良問題は大変驚いております。企業誘致により、コールセンターの開設や壱岐ウルトラマラソンを初め、さまざまなイベントへの協賛など、長年にわたり、本市への支援、協力をいただいておりますが、今回のこの問題を受け、その影響はないのか、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 鵜瀬議員の3項目めの質問、情報・IT企業誘致につきまして、1点目、2点目につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、壱岐テレワークセンターの利用者につきましては、順調にふえております。特に、個室でありますサテライトオフィスのニーズが高く、既存の3部屋の個室につきましては、現在満室の状況であり、さらに、国内企業から個室の予約の申し込みの問い合わせを受けております。その要望にこたえるため、現在、施設の一部スペースを改修し、4部屋の個室を増設するようにしております。それで、ニーズの対応した形で受け入れ環境を充実させてまいります。

通信速度につきましては、現在、壱岐市ケーブルテレビ施設のインターネットサービス環境は、法人向け100メガと1ギガのサービスがございます。現段階で、テレワークセンターに入居予定の各企業が求めるサービス内容が判明いたしませんので、通信速度が十分であるのか、不十分なのかの把握ができませんが、現在のサービスで不足する場合につきましては、別途必要な帯域の通信回線を借り上げて対応することとなります。

今後の超高速情報通信サービスの整備計画につきましては、現在、施設の更新計画を策定中であり、今後の通信環境を見据えた機器の更新を計画的に実施していく予定でございます。

次に、2点目の御質問でございます。テレワークセンターからの支援、新たに事務所を開設する場合の支援制度についてでございます。基本的には、有人国境離島法の雇用促進事業で支援することを想定しておりますが、商店街活性化の視点を踏まえ、空き店舗のレンタルオフィスとしての整備に活用できる国等の支援制度についても研究し、空き店舗の有効活用を検討してまいります。

また、廃校を活用したスタートアップ支援施設については、耐震化や施設の維持に多大な費用

を要するため、難しいと考えております。しかしながら校舎以外の施設の一部には建築年度の新しい物もあり、また、そのほかの市の所有施設についても活用できるものがないか、調査したいと考えております。

先ほど申しましたように、現在、テレワークセンターの個室を4部屋増設するようにしておりますので、当面の間は、現施設を最大限活用し、島内での事務所開設に至った場合は、これまでの例からも商店街の空き店舗や空き家の活用を推進する方向で考えております。空き店舗が有効活用されることにより、議員おっしゃるとおり、既存の地元業者と新規の事業者間で情報交換などが行われ、新たな活気が生まれるものと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員のレオパレス21の施工不良の問題についてお答えをいたします。

株式会社レオパレス21につきましては、創業者の出身地ということ御縁もございまして、平成19年に、本市にコールセンターを開設していただき、本市での雇用の大きな受け皿となっていただくとともに、地域経済の活性化にも御協力をいただいております。また、平成28年には事業拡大のために新たなサービスセンターを増設いただき、さらなる雇用創出が図られたところでございます。さらには、第1回ウルトラマラソン大会から、資金面や人材面において、メインスポンサーとして、多大なる御支援御協力をいただき、感謝をいたしております。

実は、1月23日、レオパレス本社を訪問いたしまして、直に、深山英世社長にウルトラマラソンのお礼と、今後ともよろしくとのお願いをしてきたところでございます。その時点では、既に施工不良の問題は報道されておりましたけれども、おりまして、社長も、迷惑をかけていると申されましたけれども、その時点では、まだ、全棟調査中でありましたので、今日のように具体的に大きな数値は出ておりませんでした。大きな問題として報道された後、私もどうしたものかと考えておりましたけれども、先日、社長づきの部長様を通じて、心配している旨の御連絡だけは差し上げたところでございます。その部長さんからは、近く社長から私に直接電話をかけるかもしれないという情報をいただいているところであります。いずれにしましても、大変心配をしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） IT企業誘致につきましては、今は利用者がふえているということで、うれしい悲鳴でありますけれども、今後、こういう誘致が進んでいく上では、ハード・ソ

フト面の整備は欠かせないと思います。

今、部長のほうから言われました超高速情報通信サービスの計画については、計画的にしていこうということですので、現状を見極めながら計画をしていただきたいと思います。

2番目のテレワークセンターのキャパがなかなか今3室あったのを4室ふやして、もしかしたら、将来的には足りない場合が出てくるかもしれないので、空き家、空き店舗を活用した商店、オフィスを構えるような対策を打ちたいということでありましたので、今後ふえていけば、そのようになったらいいんじゃないかなと思っております。

ここで、「Fukuoka Growth Next」について、ちょっと、こういった施設かということをお知らせをします。福岡のスタートアップの中心地として、学校が生まれ変わります。グローバル創業都市として勢いづく福岡に、新たなスタートアップのプラットフォームとして誕生した官民共働型のスタートアップ支援施設です。

ここはカフェやDIYスタジオ、awabarといって、企業同士がいろんな、要は飲み屋ですね、立ち飲みバーのようなのがあって、そこで情報交換をしながらお互いそれぞれの企業に生かしていける、そこで地元の方も来て、コミュニティーが新たにできているようでございます。人と人をつなぐ役割を担っている施設になっております。

先ほど言いましたとおり、商店街あたりにもぜひ地元の壱岐なみらい創りのプロジェクトのメンバーにも、若手工務店との勉強会を開催をされておりますので、そういったところと今後、そういうまちづくりもあわせて話し合いができればいいんじゃないかなと思っております。

そして、ぜひ今後、そのようなことが実現していけば、さらに機運が盛り上がっていくんではなかろうかと、ただ、思いとしては外部からだけじゃなくて、やはり地元の盛り上がりも必要じゃないかと思っております。

例としましては、例えば、日南市の油津商店街あたりも特別の、行政と民間の二人三脚で商店街の再生を行っております。似たような感じで、そこに民間人を入れて、そして行政のバックアップをして、地元の方と主体的に動く雰囲気づくりを時間をかけてやっております。

ぜひ、今後もそういうまちづくりをあわせて、このITの企業誘致を一緒にできれば、さらなる盛り上がりが出てくるんじゃないかなと思っております。

3番目のレオパレスにつきましては、そういう、ぜひ支援したいという思いはあるんですけど、やはりいろんな諸問題があるわけですので、ぜひ、静観するしかないとは思いますが、いい話がこのまま継続して続くことを大変期待をしておりますけども、厳しくても、いろんなイベントはしていけないといけないと思っておりますので、早期に市長の判断を仰ぐようなことが出てくるんじゃないかなと思いますので、その点については、十分アンテナを張りめぐらせていただきまして、市長の思いというか、今後の対応につきましてお話を聞きたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ウルト라마ラソンにつきましては、私個人としても、やはりこれまで多くの支援、金額的には、金銭的には支援は難しいと思っているんです。ですから、今、他のいろんな企業を当たるように指示をしておるところであります。

しかしながら、ウルト라마ラソンについては、例えその支援がなくても、ずっと継続していきたいと思っておりますので、ぜひ議会の御理解もいただきたいなと思っている次第であります。

ただ、コールセンターだけは、何としても維持をお願いしたいなと思っているところでございまして、そのことについても、なるべく早い時期に社長からお電話があれば助かるなと思っている次第であります。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） レオパレスにつきましては、企業ですので、向こうの動向を待ちたいと思います。今後いろいろと企業誘致が進む中で、ぜひ官民一体という取り組みをしていただきたいと、民においても、行政だけに頼るのではなく、やっぱりみずから動いて主体的に考えていくと、このたびまちづくり協議会が設置されるように条例が上がっておりますが、壱岐の問題は壱岐の人と一緒に考えていくということが大事じゃないかなと思っています。

ITにあふれる離島初のITの島として、ぜひ今後充実することを期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後2時といたします。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、牧永護議員の登壇をお願いします。

〔牧永 護議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） 大きく2点について質問をいたします。

まず、危険家屋についてです。

壱岐市において少子高齢化などが進み、人口減などを非常に心配しております。そのような中、

島内各地で空き家が散見されるようになり、地域によってはさまざまな問題が発生しております。

また、島外等に出られ、放棄することにより、倒壊等の危険家屋が増加しております。隣接地住民とのトラブル、通学、通勤、一般道路使用者など、大きな問題となっております。

また、放棄することにより、野犬などが住まい、地域住民の危害なども発生する可能性があります。まず島内でどのくらいの空き家があり、そのうち危険性があると心配される住宅及び倉庫などはどのくらいありますか。

また、危険家屋と認定する基準があるのか。どのような手続をとっておられるのかお聞きしたいと思います。空き家審査会等があるそうでございますが、そのメンバーはどのような肩書ですか。十名程度と聞いておりますけど、ほとんどが市の職員だと聞いております。地域のことを細部まで把握されておる人が必要だとも思っております。ぜひ地域の方もメンバーに入れていただきたいと思います。

さらに、今まで認定した事案の進捗状況、認定し勧告した場合の強制力はどこまであるのか。また、解体等に同意され、事業に取り組みられた場合、何か支援があるのか。その後、税対策についてもどのような流れになるのかお尋ねします。

次に、危険物件として設定されたと思いますが、旧交通ビルの件でお尋ねします。

市長は、「この件については危険性を認め、立入禁止区域などを設け交渉中であるが非常に難しい。交渉中でも、跡地利用など地域でも考えてほしい」と言われておりますけど、交渉はどのように進んでいるのか。また、地域等からの再開発について意見が上がってきているのでしょうか。

地域の人を初め、我々住民も毎日恐怖感を感じて生活しております。市は危険性を認めた道路の一部にロープを張り、通行禁止とされておりますが、あれだけの高い建物であり、道路の一部分だけを閉鎖されても安全が確保されるとは思いません。

しかし、全面通行どめにすることはできません。危険性を認め、商店街にも人通りが日を増すごとにまばらになってきております。早急に問題を解決する必要があると思います。市長は後の利用法も考える必要があると言っておられますが、もうそのような時間はありません。危険の解消が必要です。ここに来て、地域住民を初め学童の通学路等も含め、PTA関係、商工関係など多くの団体が解決に向けての行動が始まりました。

これを機会に、地域の皆さんと一緒に、ぜひとも早期決着を望みたいと思います。市長の手腕を期待します。経過を含め答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 牧永護議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 14番、牧永議員の質問、危険家屋についてお答えをいたします。

平成28年度に実施をいたしました空き家等実態調査において、壱岐市内の空き家件数は1,017件で、このうち居住不可能な建物は150件との調査結果ではありました。この居住不可能な建物を危険家屋とみなせば、危険家屋は約150件となります。

なお、現在、市で危険空き家等認定等を行い、対応中の建物は48件でございます。管理不全な空き家等に対する取り組みといたしましては、本市では空き家等を適正に管理するため、壱岐市空き家等の適正管理に関する条例を定めております。その中で、市長は管理不全な空き家等の所有者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導、勧告及び命令をすることができると規定をしております。

また、庁内関連部署で組織する壱岐市空き家等審査会を設置しており、当審査会では、管理不全な空き家等に対し条例及び空き家等対策の推進に関する特別措置法等の法規に基づいて、特定空き家等の認定や特定空き家等に対する助言、指導、勧告等に向けた協議や判断を行っております。

具体的な対応の流れを説明しますと、まず地域の自治公民館長等から、管理不全の空き家等に対し危険防止対策の要望が出された場合には、まず現地調査等を行い、その後、副市長を会長とする壱岐市空き家等審査会の中で、当該空き家が危険であるか、または周辺環境に悪影響を及ぼしているなどの管理をされていない空き家であるかの審査を行います。

この審査会で危険な空き家であると認定されれば、所有者や相続人を調査して、取り壊し撤去、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言や指導を行います。

助言や指導を行っても改善されない場合、必要な措置をとるよう勧告をします。勧告にも応じない場合、所要の手续をとり、必要な措置をとるよう命ずることができます。措置を命ぜられた者が履行しなかったり、十分でない場合、行政代執行法により対応することができます。

以上のような流れとなります。

現在のところ、壱岐市での対応としては勧告までの実施しかしておりません。命令、そして公表、そして代執行というのは実績はございません。

なお、壱岐市空き家等審査会の中で危険等であると認定された空き家の解体撤去に対しては、壱岐市老朽危険家屋除去支援事業補助金交付要綱を定めておりまして、費用の補助制度を設けております。補助額は50万円を上限とする解体経費の約40%としております。その他税制の措置についても適用をしておるところでございます。

次に、壱岐交通ビルの関係については、副市長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 牧永議員の御質問にお答えいたします。

交通ビルの関係についてでございますが、市といたしましても、交通ビルの関係につきましては、重く受けとめておるところでございます。

壱岐交通ビルは、昭和46年5月に設立をされておりました、既に48年を経過するものでございます。当時はホテル、ボーリング場、レストラン、そしてバスターミナルを備えた郷ノ浦市街地を象徴するようなビルでもございました。

そうした中で、平成20年、そして26年に代表者が変更されております。壱岐交通ビルの老朽化につきましては、早くから心配をされておりましたが、平成25年9月に、地元の前下ル町自治会公民館長から、外壁が落ちかけ、そしてまた、鉄骨が数本、道路に落下しているというような情報もいただきました。

この連絡を受けまして、市といたしましても、道路に注意喚起のカラーコーンを設置したのが、市としての最初の対応でございます。その後、平成26年の2月には、商工会及び地元12自治公民館長様より、旧交通ビルの安全性の確保を求める署名が市に提出をされております。

これを受けまして、翌月には、前副市長が所有者と面談をするとともに、市長と私のほうで壱岐警察署のほうに相談をいたしております。壱岐署といたしましては、所有者に対して、すぐに再発防止の指示と、事故が起きた場合には事件となるとの警告が行われているところでございます。

そしてまた、平成26年の7月には台風接近ということでございまして、そしてまた、8月にはバス停の前の天井板の落下が起きましたので、その都度、当時の建物を管理されていらっしゃる方がおられましたので、その方に連絡をとりまして対応をいただいたところでございます。

そしてまた、12月には建物所有者が設置しておりました事故防止用の設備が撤去を一部されておりましたけれども、撤去されたので、警察署のほうに連絡をするとともに、所有者と面会をし、安全対策を施すように伝えておるところでございます。

また、平成27年2月には、所有者に対して必要な措置を講ずるよう壱岐市空き家等の適正管理に関する条例によりまして、適正な管理をされるように勧告をいたしており、勧告書を送付をいたしておるところでございます。

そしてまた、道路の通行人等に危険があるということでございますが、全面でお尋ね、先ほどの議員の御説明のとおり全面ではございませんけれども、延長17メートル、幅1メートル、高さ1.2メートルのバリケードを、市のほうで設置をいたしております。

また、翌月の3月10日には、建物の所有者は落下物の防護柵を設置されたところでございます。その後、平成28年10月と平成29年の9月には、台風接近の予報によりまして、所有者

へ安全対策を徹底されますように連絡をいたしたところ、交通指導員等の配置をされたところ  
でございます。

そして、昨年3月には、強風によりまして旧バス停のひさしが落下していたため、至急対応し  
ていただくように連絡を申し上げたところ、片づけがされたところでございます。

その後も7月と10月に台風接近の予報が出されたために、安全対策も施すように所有者に連  
絡をいたしておるところでございます。直近では、先月の21日に所有者が帰省をされましたの  
で、所有者と面談をいたしております。なかなか話は進展しませんけれども、現状をこのままに  
しておくわけにはいかないということでは、市の考えと所有者の考えは一致しております。

今回の面談の中で、所有者におかれましては、外壁等の落下はするような状況においては、年  
内にその取り除きをしたいというような意向もございました。今後も所有者の方と認識を共有し  
て、接触もしながら対応をしていく必要があると思います。

これまでの状況につきましては、以上でございます。

特に私たちも子供たちの通学路、そして商店街に来られるお客様の安全性の確保は、本当にし  
なければならないというふうに考えております。

引き続き対応をしてみたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） まず最初に、危険家屋が48件と認定されておるようござい  
ますけど、この48件について早急な対策を打たなければ、この件についても大きな事故が起こ  
る可能性がありますので、その件については、早急に次の一手を打っていただきたいと思いま  
す。

それから、交通ビルのことについては、お願いしている安全対策をされておると言われま  
すけど、今の対策で十分と思っておられるのかとかをお聞きしたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 私たちも今の状況については、台風、そういうところに本当に危惧を  
しておりますので、継続してお願いをしているところでございます。今の状態で万全であるとは  
考えておりません。

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 交渉は副市長となっているようございまして、市長は前々  
回のときも、市長に立候補されるとき、交通ビルの問題は大きな問題ということを挙げておられ  
ました。

当然、副市長ではなくて市長が先頭に立って交渉すべきと思っておりますので、その点につい  
て市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は、今、副市長にこの問題の担当をするように指示を出しております。当然のことながら、私に全責任があるわけでございますけれども、そういうふうなフットワークを、やはり副市長がしたほうがフットワークはしやすいという思いから、副市長を指名しておるところでございます。

その問題意識については、間違いなく危機感を覚えておるところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 副市長が駒不足と言っているのではございませんので、御了承いただきたいと思っております。ぜひともやっぱり二人三脚になって早急にしなければ、今年度中とかなんとかじゃなくて、もう今度の台風とか春一番とか吹いたら、必ず事故が起こる可能性は非常に高いと思うんです。

そこら辺をもう少し危機感を持って対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

初日、音嶋議員の質問で、ある程度のことにはわかりました。補足して質問をいたします。施政方針にもありましたが、漁業者と話をすると厳しい話ばかりで、明るい話は一言も出ません。漁獲量の減少、魚価の低迷など厳しい現況です。今回は漁獲量の減少の原因でもあると思われまして磯焼け対策について再度質問いたします。

磯焼け対策については、平成12年度より29年度まで8つの事業が実施されております。九州電力と共同研究がされ、平成15年から22年まで、その他いろいろな事業が実施されております。

その研究の結果等については、私たちも要求はしなかったわけですが、十分な説明がなかったように思っております。私たちを初め漁業関係者にも十分説明され、問題点を共有して進むべきではないでしょうか。

島内外を初め、全国的に研究をされている情報交換等を十分にして、情報交換がなされてきたと思っております。このまま磯焼け等が進むと、壱岐の目玉商品であるアワビ、サザエ、ウニなども供給できなくなると思っております。アワビ31万個、アカウニ28万個など放流されていますが、餌などの不足で生育が順調でないと思っております。どの程度製品として出荷されているのですか。

次に、今年度事業で、イスズミの駆除などが計上されています。定置網等に入った魚の駆除等で間に合うのか、ガンガゼの駆除は今後どう行うべきか。イスズミ、ガンガゼ等も産卵時期があると思っております。年中を行うのも結構でございますけど、もう少し研究をする必要があるのではな

いでしょうか。産卵時期などを考慮し、一斉駆除を実施するなどを呼びかけます。

ワカメ、カジメ、ヒジキなどの藻類は岩に着床し、若い小さな芽が食い荒らされます。定置だけでなく漁業者とも全体が一体となって、期間を絞って行うなどできないものでしょうか。関係機関、研究機関、今年度採用される地域おこし協力隊などを含め、一步、二歩進んだ駆除方法の研究が必要だと思います。

また、水産庁の研究資料などによると、増加した分の海洋性物質は有効に利用するという考え方が自然であろう。魚類によっては肉質もよく、資源としての潜在的な価値は十分あると報告されております。

漁業振興交付金で起業された業者の試食も、私は先日いたしました。結構な味でございましたけど、満足とは思いません。魚の旬である時期を外すと非常に心配でございます。壱岐のイメージを壊すような商品開発は心配でたまりません。こういうことに向けて、活性化に向けて御意見を伺いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 14番、牧永議員の質問にお答えいたします。

地球温暖化による磯焼け対策、今後の対応はどうするのか。また、専門家などによる研究が必要ではないかとの御質問でございます。

磯焼けの要因といたしましては、地球温暖化による高水温の影響だけではなく、植食性動物の食害、台風等による藻場の破壊等と考えられており、多くの要因が重なり、磯焼けが発生しております。

磯焼けにつきましては全国的な問題であり、全国各地におきまして、磯焼け対策を講じられております。これまでの磯焼け対策につきましては、国の事業であります離島漁業再生支援交付金事業によりまして、市内各漁業集落で漁業者の皆様が自らガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置など、磯焼け対策に取り組んでいただいているところではありますが、自然相手であり、目に見えるような効果が上がっていない状況でございます。

また、藻場造成につきましては、これまで県事業等によりまして実施されておりますが、植食性動物の食害等により藻場の回復に至っておりません。藻場造成につきましては、植食性動物の食害が大きく影響しておりますので、藻場造成と植食性動物対策と同時に行うことが重要であると考えております。

そのようなことから、市といたしましても緊急に植食性動物の駆除を実施し、生態系のバランスを戻す必要があると判断し、平成31年度新規事業といたしまして、磯根資源回復促進事業を実施するように予算計上をいたしております。

今後も国、県、各漁協、漁業者等と連携を密にして、磯焼け対策、藻場造成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、専門家などによる研究が必要ではないかとのことをございます。

数年前より、国立研究開発法人水産研究・教育機関西海区水産試験場と、長崎県総合水産試験場により、壱岐周辺海域の潜水調査を行っていただいております。昨年は18ポイントを調査していただき、海底の状況を報告していただいております。あわせて磯焼け原因につきましても分析をしていただき、本市周辺の海域では植食性動物、主にイスズミの食害が大きいという指摘をいただいております。

また、県水産部におきましても、藻場回復ワーキングチーム会議が設立を立ち上げられており、その中でも壱岐周辺海域の状況、定置網へのイスズミの入網状況などが取り上げられ、イスズミ等の食害対策などが検討されております。

市といたしましても、平成31年度予算によりまして、水産資源改善藻場回復、栽培漁業を推進する専門的な知識を持った地域おこし協力隊1名を募集するようにいたしております。今後も引き続き国、県、研究機関等と連携を深め、磯焼け対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、磯焼けの状況について漁業者等の情報等がちゃんと伝わっていないのではないかという御意見でもございますが、昨年9月に壱岐市磯焼け対策会議ということで開催されておまして、その中で壱岐の状況、また先進地の事例等を交えた説明会が開催されております。今後にも必要に応じてそういった会議の要請を国、県にしてみたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 私は、先ほど申し上げましたように、定置にかかったイスズミを海に返す、処理するぐらいでは駆除にならないと思います。

やっぱり目的を持って捕まえる、殺すのが駆除であって、大敷にかかった後処分するだけでは、なんら魚、イスズミの激減にはならないと思います。そこら辺で、何かもう少しこの漁獲方法についても研究機関と一緒にあって、先ほど言いましたように、例えば産卵前とるなら、産卵後の100匹、1,000匹に当たるわけです。

そういう時期を掘的にやるとか、ここら辺をもう少し研究をせんと、ガンガゼについても同じです。産卵してから、産卵した後に殺しても、付加価値は非常に少ないと思います。そこら辺を研究をしていただきたいと思います。そこら辺について、市長、お考えを。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 牧永議員の御質問でございますけど、まさにその通りだと思っております。

す。やはり、漁協等々と相談をしながら、先ほど来イスズミは定置に入ったものだけというお話をされておりませんが、そうではなくて、駆除というものも当然考えておりますし、時期についても議員御指摘のとおりだと思っております。

ぜひその辺を研究をして、漁協そして漁民の方々と一番効率の上がる、そして一匹でも多く、あるいはガンガゼ1個でも多く減少していく。そういった対策をとりたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） もう一点は先ほど質問しておりましたので、例えばアワビ、ウニ等を放流されておりますけど、この成果が本当に上がっているのか。そこも含めて、少し数字があつたらお教えいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 今、栽培漁業のほうで、ウニ、アワビ、サザエ等を放流をいたしておりますが、具体的に何個といった調査まではできておりませんが、漁業関係者に聞いてみますと、1割弱はとまっているのではないかと聞いております。

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 1割弱減ったということですか。1割弱収穫したと、生産したということですか。どちらですか。1割というのはどちらのほうですか。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 1割がものになったということでございます。歩留まりが1割ということでございます。

○議長（小金丸益明君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 歩留まりが1割ということは、9割はもう本当、魚を餌にしているようなのもございますので、この辺も含めて、もう少し高度な研究をしていただきたいと思っております。非常に漁業は厳しゅうございます。

例えば水産課だけでできるものではございませんので、ぜひ上層機関とも共同に連絡を取り合せて、もう少し実のある事業をしていただきたいと思っております。たまたま今朝五島漁協の組合長に連絡しましたら、非常にヒジキの養殖等で結果が見えているところはあります。

ただ、これは試験でございますので、大きい区域じゃございませんけど、こういういい結果も出ているところはありますので、先ほどから言いますように、研究されたデータ等は私たちも十分公開していただきたいと思っておりますので、それだけをお願いして質問を終わりたいと思っております。

〔牧永 護議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって牧永護議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議はあす3月12日  
火曜日、午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、  
壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろ  
しく願いたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時28分散会

---

---

平成31年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

---

議事日程 (第 5 号)

平成31年 3 月 12 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

4 番 清水 修 議員

7 番 久保田恒憲 議員

1 番 山川 忠久 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1 番 山川 忠久君

2 番 山内 豊君

3 番 植村 圭司君

4 番 清水 修君

5 番 赤木 貴尚君

6 番 土谷 勇二君

7 番 久保田恒憲君

9 番 音嶋 正吾君

10番 町田 正一君

11番 鵜瀬 和博君

12番 中田 恭一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 豊坂 敏文君

16番 小金丸益明君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。沓岐新聞社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ここで本田企画振興部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） おはようございます。きのうの市山議員の一般質問におきまして、未回答であった項目についてお答えをいたします。

第三セクター、イキパークマネジメント株式会社の役員等についてでございます。

取締役は1名でございます。監査役の設置につきましては、現時点では設置しておりません。

監査役を設置していない理由といたしましては、現行の会社法上、非公開会社、いわゆる定款において、全ての株式について譲渡制限がつけられている株式会社については、比較的自由な組織設計が可能とされておりまして、取締役会の設置も任意となっているため、監査役を設置しても実効性が伴わないと判断される場合には監査役を設置する必要がございません。

現時点では取締役1名と職員1名のみ、営業収益はなく、沓岐市からの体制構築のための準備補助金等の執行のみでございますので、沓岐市への実績報告書の提出により、沓岐市による監査機能が果たされると考えております。

今回、平成31年度から指定管理を受け、職員を雇用することで、本格的な稼働体制が整いますので、事業規模が大きくなることに伴い、社内規定により会計監事を設置する方向で調整を進めているとのことです。

なお、沓岐市は取締役になっておりませんが、株主であり、株主総会等において議決権を有しております。

以上で答弁を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） 皆さんおはようございます。3月議会の一般質問3日目になりました。昨日の3.11から一步踏み出す思いで頑張りたいと思いますので、どうかよろしくおねがいいたします。

それでは、4番議員、清水修が通告に従いまして、今回は2点に絞って質問をさせていただきます。今回も生いなる希望と活用ということで質問をさせていただきます。

まず、1つ目は12月議会に引き続き壱岐市自治基本条例についてのお尋ねです。

この条例は、持続可能な地域社会を未来につなぐために大きな希望だと捉えていますので、より多くの市民の皆様がしっかりと理解でき、よりよい協力ができるように進めるのが一番大切だと思っていますので、丁寧に推進していただきたいことを願っています。

3月議会には、この自治基本条例の25条に基づき、協働による地域自治の推進協議会設置に関し、必要な事項を定めるために壱岐市まちづくり協議会設置条例が議案として提出されています。しかし、なかなかまちづくり協議会の具体像が見えるまでにはいってないのではないかと感じます。

そこで、市民への周知予定と協議会の申請の仕方や認定基準についてわからないので、わからなければ準備ができませんので、そういう思いで通告をさせていただきました。大事なのは、より多くの市民との地域づくりの思いの共有と具体的な道筋だと思います。

昨日、同じ内容の質問がありましたのである程度のはわかりました。それは、1つ目に、必要事項を決めるのに3月末までかかるということ、2つ目に、4月以降は準備委員会を発足して住民アンケートを行う、3つ目に、並行して説明会は4月以降に全ての小学校区で行うようにと答弁されたと記録をしておりますが、このことで間違いがないかどうか、この予定で進められるのかということ、まず初めに、通告に準じて再確認をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

今回は、私もこの基本条例関係に絞って質問しておりますので、時間も十分にあります。簡潔にじゃなくて、市民の皆様にももう少し具体的にわかるような御答弁がもしお願いできたらと思っておりますのでよろしくおねがいいたします。

○議長（小金丸益明君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の壱岐市自治基本条例の具体化等につきまして、2点の御質問にお答えをいたします。

1点目の自治基本条例の市民の方への周知でございますが、現在、わかりやすくまとめた自治基本条例ダイジェスト版の作成について準備を行っているところでございます。

3月末までに完成をいたしますので、でき上がり次第各戸へ配布したいと考えております。

また、まちづくり協議会につきましては、昨日の土谷議員の御質問にお答えいたしましたとおり、まちづくり協議会の詳細につきましては、現在、壱岐市行政区設置検討委員会におきまして検討をいただいているところでございます。内容が固まり次第、平成31年度のできるだけ早い時期に全ての小学校区単位で説明会を開催し、周知を図りたいと考えております。説明会開催の折には、議員の皆様にも御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の協議会の申請や認定基準などについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、壱岐市行政区設置検討委員会におきまして、壱岐市まちづくり協議会設置条例の施行規則や交付金の算定基準など御検討いただいているところでございますが、認定基準といたしましては、規則、役員名簿、アンケート結果などに基づくまちづくり計画書が基準になるかと考えております。

今後の見通しといたしましては、各地域で4月以降に地域担当職員を中心に幹事会を立ち上げ、準備委員会で図るべき議題などを整理し、たたき台を作成し、その後、準備委員会で地域住民へのアンケート等を実施していただき、地域内の課題を整理し、課題解決のアイデア等を出し合い、協議会でのまちづくり計画を策定し、その計画を実行するための組織体制、規約や活動計画を決定し、協議会を設立する流れとなると考えております。

また、地域で具体的な話を進められるよう、地域担当職員を中心に勉強会を開催し、まちづくり協議会の設立に向けて、どのようにして地域内での話し合いを行っていくかなどの指針や規則、まちづくり計画書などのひな型も準備することとしております。

また、まちづくり協議会の設立の手順等についてもハンドブック等を作成し、配布する予定でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） きこのうの説明よりもより詳しく具体的に順を追って設立までの流れをお伺いでき、とてもうれしく思います。

ただ、思うことは、私も今現在、3月まで地元地域の自治公民館長をしているわけですけど

も、この3月、4月、いろんな面で忙しい現場になるわけです。とても困る事態に、現場のほうとしては受け取らざるを得なくなるかなと感じます。

地域の代表はそれぞれの自治公民館長さんです。公民館活動とまちづくり協議会の違いは、きのうの答弁でもわかりましたが、立ち上げの時期では重複してかかわっていかなければ、よりよい準備委員会、さらにはその先ができないと思いますし、アンケートの協力などもどういう形で進めるかなど、いろんな協働の機会が必要になってくると思います。

来月の4月から次年度の地域公民館は役員改選の時期になっている地域が多いと思います。これまでの活動を受け継いで、進みだすことである意味精いっぱいということもあります。また、例年では、4月下旬に老岐市内で自治公民館館長会があって、いろんな公民館活動の説明会もあっておりました。

まちづくり協議会は、これまでの公民館活動とは違うことはわかりますが、やはり理解し合いながら協力し合うことが不可欠だと考えます。

先ほどの本田部長様の御答弁で出てはきましたが、誰が準備委員会を発足させ、声を聞くアンケートをして回るのかとか、準備委員会の経費として予算化されている30万円はどのような使い方をしていけばいいのかなどもよくわからないところです。

そもそも並行して説明会を4月に行うということがかなり厳しい日程を強いられるのではないかとこのように感じるわけですがいかがでしょうか。それに加え、まちづくり協議会の条例の中に構成員とか、校区とか、いろんな必要なことは載せてあるわけですけれども、組織のイメージがもう少し伝わらない。どういう組織をという分が、市民の皆様方も、じゃ、どうすればいいかということをよく質問をされます。

こういうことは、全て説明会の中で、または先ほども言われましたダイジェスト版の中でお知らせしたりされるのですが、それでは遅くないだろうかとか考えてしまいます。

でも、性急にしたいからといって、それがまたいいということでもありませんので、この大切なまちづくり基本条例の具体化に向け、協議会の設置に関する事で少し追加の質問をさせていただきます。

先ほどの認定基準については伺いましたので、準備委員会のあり方、地域担当職員につきましても、担当職員さんがかなり最初は相談に乗りながら、研修会なども開きながらということですが、協議会へのかかわり方、そして、まちづくり協議会の組織イメージなどについて、もう少し協議会の理解を深めたいので、つけ加えることがございましたらお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

まちづくり協議会につきましては、1回の説明会でとか、それで立ち上がるものではないと考えております。やはり何度も説明会を実施し、その中で地域の方々が話し合いを進めてまちづくり協議会を設立していただかなければ、本当のまちづくり協議会の設置にはならないと思っておりますので、その市民の理解を得た上で説明会を開催し、設立に向けて準備を進めていただきたいと思いますと考えております。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） それでは、少し角度を変えてといいますか、具体的に私が考えたりしていることを次にお話させていただきたいと思えます。

我が地域の喫緊の課題、要するにまちづくり、沼津という地域をしっかりと未来につなげるための喫緊の課題といたしますか、皆様方が少し困られていることは、どうしても地域の実情からお店が少なくなっているなど、交通手段の確保、病院にも行きたいがなかなかという、その交通手段の確保について、よく話題にのぼります。

2つ目には、高所伐採など、それぞれの公民館で取り組んでいるけれども、なかなか時期的に、どこの公民館もできる時期がありますので、申請しても希望日にできないなど、十分なそういった環境整備ができずにあります。

また、赤道等についても、どうしてももう使わなくなった道とかもあるもんですから、十分な手が届かないという形での、これから先、どうしていけばいいのだろうかという課題、あとは地域のらしさをどのように出していくのかとかということが、昨年末の公民館大会の準備をする中で、こういったことをよく伺いました。

私たち議員は、各条例案の理解を深めるために事前研修をさせていただいたり、先進地視察などで具体的にどういうことを目指してあるのかということを知ることができるのでできているわけですが、市民の皆様からは、かなり理解ができにくいということで尋ねられることがよくあるわけです。

ですから、先ほど本田部長様からお答えがありましたように、性急に説明会をすることでもなく、1回で終わるとかということでもなく、少しずつ立ち上げていくと、そういう道筋を聞いて非常に安心しました。

また、当初予算案等ではモデル地区6地区とかということで出されたりしてありましたので、きのうの質問にもありましたけど、また、お答えにもありましたけど、あくまでそれは予算上のことで、全地域に設置したいという思いであるから、モデル地区、早く手を挙げないかとか、そういうことでもないということを受けとめさせていただきましたので、着実にこのまちづくり協議会の立ち上げに向けて、私もお手伝いできればと思っております。

ただ、個人的には、できるだけ早く立ち上げたいと思っておりますので、例えば自主的に年

度初めの地区公民館の各種会合、沼津地区公民館長会とか、婦人会とか、老人会とか、健全育成会とかの中に少し入れてもらって、こういうことがこれから立ち上がりますので、御理解と御協力をおねがいするようなことをとりあえずさせていただきながら、準備委員会の発足をどういふふうにしていったらいいだろうかなど、そういう模索と申しますか、そういうことをまずは進めて取り組みたいなというようなことを考えているわけですが、そのようなことはしていいのでしょうか。というようなことのお尋ねをさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの清水議員の御質問でございますが、小学校区単位で4月以降に説明会をするようにしておりますが、早めに各地域で説明会をしたいということ、例えば、今言われましたように健全育成協議会とか、その辺で説明される場合につきましても、もし必要であれば、市の職員等につきましても説明が可能でございますので、要請というか、呼びをいただければ説明会にでも出席させていただきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） しっかり今の御答弁を胸に、ぜひ地域担当職員の方とも、これまではなかなか連携がそれほどまでに切実感もなく、また、具体的にどうすればという副案等もなくできておりませんでした。このまちづくり協議会の設置に向けては、とても大切で、そして、力をお借りしながら進めていかなければいけないので、そのようにできる範囲でさせていただきます。

この件の最後の追加ですけれども、ちょっとパネルを置かせていただきます。

これは、平戸市での研修において、組織のイメージ図というのが事例として挙げられました。なるほどという感じがしたものですから、この質問を通じて、市民の皆様が少しでも御理解いただければ幸いかなと思っ、ちょっと走り書きで申しわけないんですけども準備をした次第です。

要するに、このまちづくり協議会には、運営委員会、要するにその地域でのいろんな各種団体の長の方、地区館長さん、婦人会長さん、老人会長さん、地区の方、PTA関係の方、民生委員、健全育成、体育部長さん、消防団、あと、それぞれの産業の関係の方々とかの代表者の方が集まる運営委員会、そして、当然、役員会があつて、会長さん、副会長さん、事務局長さんを含めてそれぞれ役のある方が役員会ということ、事務局は事務局として、支援員の方も入って来られるはずですので、そういった形で協議会ができて、その下に、下と言ったら非常におかしいんですけど、4つの部会、例えばこの4つの部会をつくって、それぞれの課題なり、要望なり、思いなりを吸い上げていくということで、地域づくり部会、安心安全部会、健康福祉部会、生活環境部会ということで、それぞれ話し合いをされる。その部会長さんが、役員会に集まって、少しずつ計画を練り上げていくというふうな、そういう組織になっていくんだなということを感じた次第

です。

これが全てでは当然ないわけですので、それぞれの地域の実情に応じた組織づくりをするためにも、こういったことの事例を参考にしながら、やはり思いやイメージをしっかり持って推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2点目のほうに移らせていただきます。

2つ目のこの質問につきましても、まちづくり協議会の今後の課題解決に向けて関連してくることはないかと考えましたので、スクールバスの活用についてお尋ねします。

現在、壱岐市のスクールバスは、統合された4つの中学校の生徒の皆さんのために管理運行規則が決められていますので、生徒の皆さんの登下校以外の利用については、目的外使用として、第7条に生徒の利用に支障がない範囲で学校長が教育委員会に申請して利用できることが規定されていますので、あくまで4つの中学校の生徒の皆さんに限っての利用ということが、そういうことであろうと私も理解はしております。

ただ、地域の皆さんは昼間止まっているスクールバスを見られて、あのバスは昼間は何か利用できないのでしょうかということ、よくお声として聞いています。その都度、このバスは生徒の方々のバスです、そういう規則の中で運行されているので、今はとても、そのほかの利用はできないことはお伝えしているわけですが、これからまちづくり協議会がいろんな地域で小学校区ごとに少しずつ立ち上がっていく中では、昨日の初山地域、コミュニティバス等についての質問もありましたが、沼津みたいに交通の便の良くない地域では、年々高齢化して免許返納者もふえていく中では、交通手段の確保としてコミュニティバスの要望を聞くこともふえていることも事実です。

今後の見通しとして、そういうバス利用が、もしまちづくり協議会等で要望されたときに、この運行規則の変更の可能性はあるのかなのかということでお尋ねをしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、清水議員のお尋ねにお答えをいたします。

スクールバス目的外使用という言葉でお話をいただきましたが、冒頭、この管理運行規則の中では、目的外利用という用語を使っておりますので、私のほうの回答も目的外利用ということで終始一貫させていただくことを御了解いただきたいと思います。

お話のように、この管理運行規則の第7条には、教育委員会が指定した中学校の行事で生徒の登下校の運行に支障がないと認めるときに限り、その利用を許可することができるものとする、こう明文化されております。

今回、実は彦岐市地域公共交通再編実施計画の策定に向けて、彦岐市地域公共交通活性化協議会から検討課題としてスクールバスの一般混乗が想定されていると。その内容について、教育委員会の了承を得たいということで、その申し出を受け、私どもも昨年9月の定例教育委員会で協議をいたしました。

その主な内容は、次の4点です。

1つは、スクールバスのルート変更はせず、スクールバスの余剰席に市民を乗車させることはいかがか。2つ目は、地域公共交通再編実施計画で、路線バスの乗車人数が少なく、路線が減便となる地域などで乗車をさせることについてはいかがか。3つ目は、へき地から市中心部方向への往路、朝の便に主眼を置いておりますが、復路活用も検討したい。4つ目に、終点からさらに運行が必要な場合は、終点以降を市営バスとして運行をする。

この4点について、検討することを教育委員会としても了承しております。この後、どういう形でこの協議会の中で方向が進むのかを待っております。

御承知のように、スクールバスの乗車人数については、年度当初にそれぞれのルートの乗車生徒の人数を決めますので、1年間の余剰席をお知らせすることができます。

朝の運行は、ほぼ年間を通して決まった時刻で同じルートで運行をしております。帰りについては、学校行事等、あるいは3年生が部活動を卒業をしたあとの下校時刻を早めるために、2部体制で運行をしておる等で時刻が変更されることが結構あります。その対応が難しい部分も見られますという意見もありました。

今後、スクールバスの一般混乗として、目的外利用をすることが望まれた場合は、議員御指摘のように、スクールバス管理運行規則の改正も当然必要となってくるものと思います。

少し加えてお話をするとすれば、規則制定後、約8年がたとうとしております。その経過の中で、文言等の見直しも含めて検討もしているところでございます。例えば、目的外利用の第7条について申し上げますと、教育委員会が指定した中学校の行事でと限定したところがあります。ここを、少なくとも行事等という形に、まず起きかえることも必要かと思えます。それは、ウルトラマラソンのボランティアに行く子供たち、あるいは、そのほか市内各地で中学生等が参加するにふさわしい催しがある場合に子供たちを動かすことができることにも、そういう見直しは役に立ってくるかと思えます。

そして、コミュニティバス等の利用等を視野に入れるとすれば、第7条の第5項に次のようなことを加えるとすれば、運用等が可能になるかと思えます。

それは、第5として、別に教育長が許可するもの等と、現在、そういった検討をしていることをお伝えをしておきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 詳しい壱岐市のスクールバス管理運行規則の第7条に関する目的外利用について、今後の見通しといたしますか、交通再編計画からの検討課題として受けとめて、もう既に動きだされていることに感謝いたします。

どういふお返答が返ってくるかと少し心配をしながら、例えば、私的には対馬のスクールバスの運行管理規則の例を用意をさせていただいておりました。先ほど言われましたように、余剰の席に一般の方を載せているというような事例もありますしというようなことで、もし、無理なときにはお願いをするところでしたが、もう既にそのように未来を予測されながら検討をさせていただいておりますので、しっかり進めていただきたいと思います。

また、まちづくり協議会でも、るる要望や具体的な取り組み方については検討されていくと思っておりますが、平戸市で伺ったバス利用については、例えば登録制に乗りたい方の登録者を地域できちんと把握をして、そして、その方がいつ乗りたいのかというようなことをきちんと事務局で把握をして、そして、自己負担は幾らとかいようなことも決めながら、いわゆるバスは通わせてけど乗る人はほとんどいなかったじゃ、これは何もならない、むだなことになりますから、その辺は運行規則を変更していただきながら、そして、現場ではしっかりそれに役立つ、または有効な利用、活用ができるように進めていくことが大事だということを改めて感じておりますので、スクールバスの管理運行規則についての御答弁、本当にありがとうございました。

一応、時間はまだ残っていますが。

例えばスクールバスの利用の中で、昼間お買い物に利用したいとか、昼前ぐらいに病院に行きたいとか、そういう要望に対して試験的にやってみるといふようなこともしながら、よりよい利用を目指していきたいし、または、タクシー会社に頼むなり、または、自分の協議会で車を購入して、それをレンタルして活用するなり、いろんな手段、方法があると思っておりますので、その辺も含めて進めたいと考えております。

自治基本条例をつくる上でのポイントとかいうのを12月のときにも調べたりしていたんですけども、やはりまちづくり協議会の設置については、地域の方々と少しずつ育てて、つくり上げて、よりよくたくさん税金を活用して、町づくりに進めていくわけですから、そのところを地域住民の方に理解をして、私たちも何かせないかんという機運といいますか、盛り上がりというものを高めていくことを、私もそこに頑張りたいと思っております。そうしないと、市から言われたから、これだけの予算があるからこうしよう、ああしようということでは、せっかくの市長さんの思い、1月号の新年の挨拶の中でもありましたし、3月号のコラムの中でも、このまちづくり基本条例については深い思いをうたっていただいておりますので、そういったことも含めながら、地元だけでなく壱岐全体のまちづくりのために頑張らせていただきますので、どうかよろし

くお願いいたします。

ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 久保田恒憲君） それでは、通告に従いまして、7番、久保田が早速一般質問に入りたいと思います。

今回は大きく3点、まず1点目、健康寿命を延ばす取り組みについてということで、長崎県は御存じのように健康寿命日本一を目指しております。それを受けて、壱岐市の具体的な取り組みや、どんなものがあるのだろうかという質問で、その中で小さく①スマート・ライフ・プロジェクトに参加をされていますけど、どのような思いで参加をされているのか。

2点目、そのスマート・ライフ・プロジェクトの中で、介護予防・高齢者生活支援分野でコンテストみたいなものがありまして、佐々町が厚生労働大臣最優秀賞を受賞しております。その佐々町の取り組みの内容は多分調べられていると思いますので、その中で参考になって取り入れようと思っている点がありましたら、それを具体的に教えていただきたいと。

まず、スマート・ライフ・プロジェクトで、ちょっと補足説明をしたいと思います。

スマート・ライフ・プロジェクトというのは、厚生労働省が健康寿命を延ばしましょうということをスローガンに取り組んでいる国民運動の1つなんです。運動を毎日プラス10分ふやそうとか、食生活で野菜、朝食をしっかりととりましょうと、禁煙をしましょうと、プラス「健診」を受けましょうという取り組みです。それをスマート・ライフ・プロジェクトということでやっております。

その中には、スマート・ライフ・プロジェクトに賛同する企業、団体等はぜひ登録をしてくださいと、登録をして、その中で活動の報告もしてくださいという取り組みです。

スマート・ライフ・プロジェクトの中で活動に取り組む自治体の中に、壱岐市も登録をされて

おりましたので、まず1点目のスマート・ライフ・プロジェクトに参加されて、どのような思いで参加されたかというのを聞いております。答弁のほうお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 7番、久保田恒憲議員の1点目の御質問でありますスマート・ライフ・プロジェクトに壱岐市が参加した理由という質問にお答えをいたします。

壱岐市が登録をいたしましたのは、厚生労働省のプロジェクトの開始と合わせて、市民の健康増進にさらに取り組むこととなった平成23年ごろでございます。登録の理由といたしましては、健康寿命の延伸に取り組む中で、情報の収集が欠かせなかったこと、厚生労働省が運営をされているということで安心感もあると同時に、本サイトにおいては各自治体等の先進的な事業の取り組み等の紹介があっていたことから、市が進める事業について参考にしたいとの思いから登録をいたしております。

登録後は、本サイトから発信をされます新しい情報や資料等も無料でダウンロードできることから、市民への健康教育や健康教室に活用をいたしております。現在、自治公民館の福祉保健部の研修会等において配布をいたしております禁煙ステッカーにつきましても、このサイトからダウンロードして、壱岐市の名前を入れて使用をいたしております。

続きまして、2つ目の御質問であります佐々町の取り組みについて御説明をいたします。

佐々町は、厚生労働省主催の「健康寿命をのばそう！アワード」において、介護予防・高齢者生活支援分野で、各県から推薦された55の自治体、企業、団体の中から、最優秀賞を受賞をされております。これは、佐々町が2010年から高齢者の住みよい地域づくりとして、住民が中心となって介護予防活動を進められたこと、それが社会保障における住民主体の介護予防等の自助努力が最も促進されていると評価されたものでございます。

壱岐市におきましては、壱岐医師会在宅医療推進部会の御支援もいただき、本年度、佐々町に昨年の11月に関係者7名で視察研修を実施したところでございます。佐々町におかれましても、以前は介護保険の認定を積極的に進めたことで、介護保険料が県内最高となったことから給付の適正利用に取り組み、介護保険認定申請時に相談担当者が本人の身体機能や生活状況の詳細な聞き取り調査を行い、介護保険サービスに限定をせず、本人の状態や希望に応じた支援につなげることを実施をされております。

具体的には、調査の結果で介護保険の認定が必要のない方につきましては、理学療法士や運動指導士が行う個別指導や、地域の集会所などを利用した介護予防教室の利用を促進をされております。

このような取り組みの結果、第6期の介護保険料の基準額が6,070円であったものが第7期の基準額は5,726円と、県下の市町では軒並み上昇する中、5.7%の減少という成果を上げられ、これも評価されたものと思っております。

介護予防教室や認知症対策などの介護予防事業のメニューにつきましては、本市が行っている内容と類似したものではありましたが、その対応として、地域の介護支援専門員のケアプランや介護保険サービス事業所のサービスについて、リハビリテーションの専門職や地域包括支援センターの保健師、主任介護専門員、社会福祉士などが検討し、助言を行う個別レベルのケア会議を定例的に開催をされ、ケアプランのチェックと最適なプランの作成に努められておりました。

この個別のケア会議につきましては、国や県も推奨されており、壱岐市におきましても、定例的な開催に向けまして、医師会や各事業所の御理解をいただきながら、介護支援専門員や介護サービス事業所の職員の方、またアドバイザーとなる理学療法士の方などにも御参加をいただき、先般、研修会や模擬会議を実施したところでございます。新年度の4月からは、自立支援検討会と称し、定例的に開催する計画といたしております。

現在、長崎県においても、健康長寿日本一を目指してさまざまな取り組みが進められますので、このように新しい取り組みも取り入れながら、高齢者の皆様が地域で最後まで自立した生活が送れるよう支援するとともに、高齢者の体力、健康維持を図る介護予防に力を入れ、健康寿命延伸に努めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 私がこの質問を選んだのは、壱岐市は佐々町に劣っていないんですよ、対策としては。というふうに私もかかわってきたので、そういうふうに感じたので、私も佐々町のほうに行きました。最近ですけどね。

行って、担当者の人と話して、要は整理の仕方が上手だったり、最終的にどういうふうなことが成功の要因ですかというお話をしたときに、その担当の保健師さんが、最初、私たちも国が県が言うようにしていましたが、でもそれじゃ違うよなということで、私たちは私たちなりのできることに、独自のことをしっかりと現場を見据えて再度構築してやりましたと、そのことが成果を上げた。

壱岐でも同じようなことをやっているんで、成果が上がっていることもあるので、ぜひもう少し整理をして、例えば転倒予防なら転倒予防とか、ターゲットと言ったらちょっとあれですけど、どれをどうしたいかというものを少し焦点を当てながら、それをデータとして記録をしながらやっていると、私はいい結果は出ると思っております。

要は、佐々町は、スマート・ライフ・プロジェクトに登録なんかしていません。ただ、県との連絡の間で、あなたのところの取り組みで成果が上がっているんだったら、表彰に値するよ、ぜひ応募してくれということ応募したら、いきなり55団体で表彰を受けているわけです。

だから、私は逆に言えば、壱岐もうまくやれば、表彰に値するぐらいの取り組みはしていたと思うんです。私自身も、市の人たちと一緒に活動する中で、個別に家に訪問して、その人の体力を見ながらその人に合った運動指導するなんて、どこもやっていないことをやっていたんですから、私も大きな役目を引き受けまして、いろんな御家庭を訪問したわけですけど、いいことをやっているんですけど、それをうまく継続したり、データとして蓄積して行って、その結果を出すということをやっていたら、壱岐市も負けていないということ伝える意味でも、この質問をさせていただきました。

要するに、受け売りではなくて、自分のところのやれること、逆に自分のところの強みとかいろんなものを見出して、自分のところで対処していくということがぜひ必要なので、次の表彰を目指して取り組んでいただきたいというのは、表彰を受けて何が一番よかったですかと、担当の課長か部長が喜んでいました、東京まで行って。あとは、一緒に取り組んだ市民の方が一番喜んでくれました、これが一番なので、ぜひ壱岐市でもそういうところを参考にさせていただいて、今後の健康寿命を延ばす取り組みに生かしていただければと思っております。

ちょっと余談なんですけど、私もそういう仕事にかかわっておる関係で、先ほど言われましたように、情報をとりに行くということを常に心がけております。

先日、3月2日に福岡のほうでそういう勉強会がありまして、身体活動疫学研究から見る介護予防、フレイルと介護認定状況との関連を考えるというセミナーがありました。講師が九州大学キャンパスライフ・健康支援センター、大学院人間環境学府、環境発達医学センターの熊谷秋三先生という方で、なぜこれを聞きに行こうかと思ったのは、久山町研究って御存じですね、皆さん、名前だけ聞かれたことはあると思います。私も名前だけ聞いていました。その久山町研究にかかわっている先生だということで、ちょっと聞きに行きました。

やはり長い間、久山町に50年とか20年とかかかわって、初めてデータがとれて、今、久山町からいろんな場所を延ばして、篠栗町であるとか、糸島市であるとか、そういうところでも研究をなされているということです。また、これをここで言う時間ありませんので。もう一方は、最新のトレーニング理論、動ける体づくりから認知症予防までということで、この先生は石井直方先生、東京大学の先生ですけど、今かなりその分野では有名な先生です。

この2つのセミナーを受けまして何がわかったかって、そんなに皆さんが御存じのことから、最新の理論と言いながら、そうでもないんですよ。今までちょっと探ればわかるぐらいのことを、ただ実際のデータをもとに言われているので説得力があると。

3月9日に壱岐のほうで、骨粗鬆症予防の鍵は思春期にありという、壱岐医師会の主催、壱岐市生涯活躍のまち推進協議会、後援、壱岐市学校保健会というのを聞きに行きました。スポーツ、子供を指導する立場の人はぜひと案内状もありましたし、講師の人が、子供の骨、発育と運動、壱岐病院整形外科の先生、強く成長するための食事、長崎県栄養士会の壱岐支部の管理栄養士さん、けがを防ぐためのストレッチ、壱岐地区理学療法士の方、すばらしい話をされていました。何だ、博多まで行かなくても、ここでも情報はとれるなと思った次第です。

私たち専門家から見れば通常のことかもしれませんが、保護者も何名か来られていましたし、子供たちもどこかの小学校が集団で来ておりました。本当に介護予防というと、高齢者だけとかいうふうに考えるんですけど、違うんですよ。当然、小さいときから、思春期から、中年、全部そうなんです。ここで言っているのは、骨粗鬆症、特に女性、その鍵は思春期にあるんだよという大切なことなんです。

こういうことも、壱岐でも本当に一生懸命活動されている団体だったりありますので、そういうところにもぜひアンテナを広げていただいて、今後の壱岐市の市民の健康寿命を延ばす取り組みの参考、あるいは協力をしていただければと思っております。

2点目の観光振興を積極的にというところに移ります。

新聞を見ていましたら、わくわく乗船券の売れ行きがめちゃくちゃ悪いという記事を見ました。昨年10月末の販売からことし2月までの販売期間で7,000枚を販売する目標だったのに対して、1月20日現在で121枚しか売れていないんですね。県観光連盟が実証実験として販売している長崎しま旅わくわく乗船券の売れ行きが不振だと、1月20日現在で121枚、それからだいぶたっていますので、実際これは2月28日までの最初の目的では販売期間でした。

その記事を見て、私も石田と郷ノ浦フェリーのターミナルに行って、長崎のしま旅をお得に楽しめる観光体験クーポン付乗船券、長崎しま旅わくわく乗船券というものをここに持ってきました。

まず、その中で①印通寺唐津航路の利用客増加をふやす取り組みはどういうことをされていますかと、②が壱岐博多航路の同じく観光客誘客の計画はという2点を問い合わせしておりますが、まず最初、今言いましたように、2月28日時点でわくわく乗船券は、県内、壱岐がわかればいいんですけど、わかれば再計というか、県内でどれくらい売れたかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の2項目めの質問にお答えいたします。

まず、わくわく乗船券の状況でございますが、全体で196件、壱岐市は58件の売り上げとなっております。それを含めまして、御質問にお答えをしたいと思います。

わくわく乗船券につきましては、県事業として昨年10月31日から販売を開始しているもので、観光客が減少する閑散期対策として、有人国境離島法に基づく国の交付金を活用され、実施されております。

本乗船券につきましては、御存じのとおり、観光客等が往復の船賃にプラス100円を追加購入できるもので、宿泊が必須条件となっております。2,000円の体験クーポン券がつくため、実質的には船賃が値引きとなるお得なものとなっております。

さて、売れ行き不振はなぜかとの御質問でございますが、先般、県内担当者会議がございまして、制度取り組み初年度であり、制度の組み立てに時間がかかり、当初計画していた9月からの販売が約2カ月おくれたこと、またPRが遅く、浸透されなかったことが原因ではないかとの県担当者からの説明がっております。

本市におきましては、企画乗船券のPR及び販売促進を目的として、福岡市街地に広告用横断幕を設置したラッピングバスを冬休み前に実施しております。

本乗船券は、平成31年度も販売されることになっておりますので、本年度の反省を踏まえ、早期に販売開始、県のほうでは4月25日を目標ということでございます。

本市といたしましても、県と連携し、PRの強化を行い、また魅力的で観光客が利用しやすい体験メニューの構築に努め、利用促進を目指してまいりたいと思っております。

次に、印通寺唐津航路の利用客増加の取り組みについてでございますが、唐津航路の乗降客につきましては、平成30年は約12万人で、前年比88.6%でございます。唐津東港からのアクセス問題もあり、利用客が伸びない要因ではないかと考えております。

本年4月1日から「ダイヤモンドいき」が新たに就航することになっておりますので、壱岐市観光連盟及び九州郵船の連携によるバス旅行への支援策を実施するなど、新たな誘客対策を実施するよう計画いたしております。

次に、壱岐博多航路の誘客計画との御質問でございますが、平成29年、有人国境離島法の施行による滞在型観光促進の取り組みや、JR西日本とタイアップしました「新幹線で、壱岐に行きたい！」キャンペーン等の事業展開の成果により、本航路の利用は対前年比103%の伸びとなっております。

今後も、有人国境離島法が施行による滞在型観光促進の取り組みを強化するとともに、地方創生推進交付金の活用によるイルカパークを活用した取り組み等、壱岐市観光の中核を担う壱岐市観光連盟と連携した事業展開により、さらなる誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） わくわく乗船券の売れ行きが悪い、県の事業だからって、多分周

知不足は、県も、それから市もそうだったと思いますが、県に直接電話したんですよ、担当者に、何で売れないと。そうしたら、取り組み不足とか、今言われたような理由を言われました。

その後、その担当者が、同じような取り組みを新潟のほうでもやっていまして、佐渡、同じように売れていないそうです、隠岐の島のほうはすごい売れたそうですという一言を聞きましたが、そうですかということで電話を切りまして、隠岐の島観光連盟に電話したんですよ。

こういうものをやっていたらしいけど、売れたらしいですねと、うちはすぐ売れてしまいましたよ、どうして、一番目玉のクルージングか何かは2カ月限定ぐらいで後がないから、後がないそれに乗ったんですと。一番人気のメニューに早目に乗つけて、売り切れてしまいましたというような回答でした。それ以上は聞きませんでしたけどね。要は、もう終わったことなので、今後に生かしていただきたい。

ただ、今、運賃が安くなって、壱岐の人の利用には非常に役に立っています。フェリーの駐車場に車をとめて福岡に行って帰ってくる、非常に役に立っているんですよ。だから、そうじゃなくて、それもいいですけど、市長がよく言われる観光客誘客、その増加対策を一生懸命考えないといけないでしょう。

それと、先ほど言われました、4月1日から新しい船が就航予定です。もうすぐですよ。私は、そこが一番信じられないんですよ。せっかくのいいチャンス、まして名前が「ダイヤモンドいき」ですよ。もう一個が「エメラルドからつ」、宝石で言えばすごいじゃないですか。「ダイヤモンドいき」という船の船名だけ決めて、4月1日をのんびり待つんじゃなくて、4月1日で就航するんだったら、それに向けて一大キャンペーンを張ったりするのが普通じゃないですかと私は思うんです。

だから、そういうふうな思いをするのが、私は観光にかかわる人たちの思いだと思いますので、そういうものが生かされない以上は今後も厳しいんじゃないかと思っております。

いつも言いますように、県が取り組んでいるからとか、そんな関係ないですよ。その下には壱岐がいるのであって、県がぐずぐずしているんだったら、壱岐なら壱岐独自でやるとか、そういう方法をなぜ思いつかないのか、やろうとしないのか。

九州郵船にもちょっと聞きに行ったんですよ。たしか、石田には行っていませんけど、郷ノ浦のほうには。「ダイヤモンドいき」が就航するねって、これを機に何か九州郵船は考えているのかな、いや、そうでは余りないようですとか、そこが問題ですね。

先ほど言いましたように、せっかくの船、リプレースか何か知りませんが、せっかくの機会を、この手を生かして知恵を絞ってキャンペーンを打って出る、就航第1便が来たときには、それこそわあっと壱岐島民挙げて歓迎するとか、いろんな方法があると思うんですけど、そういうふうな取り組みをぜひ今後はやっていただきたい。

例えば、「ダイヤモンドいき」に船に乗って、壱岐は真珠もあるんですから、パールプレゼントとか、それはお金がかかるでしょうけど、何かやってもらいたいというふうに思っているわけです。

隠岐の島の参考事例ですけど、本当によく税金を補助金をもって、本当にどこが納めたかはともかく、貴重な税金ですから、壱岐市が負担しないから失敗してもいいなんていうことはあり得ませんから、当たり前の話ですけど、ぜひ市長が言われるように、交流人口の増加を考えるのであれば、もっと積極的にそういう業界と連携しながら、今度、会議を開かれていたそうですから、ですけどもっと先を見据えてやっていただきたいと思います。何か御意見がありましたら。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 久保田議員には、さまざまなアイデアをお持ちでございまして、今の「ダイヤモンドいき」の就航について、私を含めて非常に鈍感であったと思っております。それについては、私は反省するところではありますが、わくわく乗船券につきましては、まさに隠岐の島の例を教えていただきましたけれども、まさに壱岐はイルカだということで4月からやります。その体験メニュー、私はイルカと触れ合う体験というのは本当に珍しい体験だと思っておりますので、そういった体験メニューをフルに活用して、ぜひわくわく乗船券の利用については知恵を絞っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） イルカも、本当に研究しないと難しいです。だが、それはぜひ一生懸命頑張っていたきたいと。

このメニューを見ても、壱岐市パワースポットの島は食の宝庫で、漁火ランプ体験とか内海湾の遊覧とか、いい体験メニューはあるんですよ。周知不足も絶対にありますので、ぜひメニューも含めて、今後に生かしていただきたいと思います。島外からの観光客がたくさん来るように、力を入れてください。

それでは、3点目、原子力防災訓練の反省と改善についてに移ります。

御存じのように、海の向こうには原発が存在しております。壱岐市は、万一の場合に備えて、原子力防災訓練を毎年行われておりますが、重要な防災訓練、その中でもいろいろ反省点が出てきているのではないかと思っております。直近の前々回、あるいは前回で出た訓練の反省点があれば、それを今回どういうふうに改善をしたのか。そしてまた、今回出た反省点があれば、その反省点を教えていただきたいと思いますということです。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 7番、久保田議員の原子力防災訓練の反省と改善についての御質問

にお答えをいたします。

原子力防災訓練は、原子力発電所で事故が発生して、放射性物質が放出された場合の影響範囲の広さや、目には見えない放射性物質が相手であるという特殊性のため、国、県及び関係市町が参加して実施する、広域で大規模な訓練となっております。

壱岐市は、東京電力福島第一原子力発電所事故後、避難区域の見直しが行われたことにより、平成24年度より実施をしており、今年度で7回目となっております。訓練でできないことは、実際に事故が起きたときには絶対にできないわけでありまして、毎年、訓練を実施し、防災関係機関においては熟練度を上げていくこと、住民の皆様には1人でも多くの方に訓練を経験いただき、原子力防災に対する意識と知識の向上につなげていただきたく、このことが非常に大切であり、訓練の目的でもございます。

さて、訓練での反省点とその対応について、訓練項目ごとに御説明をさせていただきます。

まず、最初に1番として、情報収集伝達訓練についてでございますが、国、県、市町の情報共有機器であるテレビ会議システムに、平成28年度訓練で県庁からの音声に不具合があったため、県庁新庁舎移転にあわせて通信機能の多重化が行われております。平成29年度の訓練では、ヘリコプターからの映像転送ができないという不具合が発生しております。今年度の訓練では、内閣府のテレビ会議システムがつながらなくなるトラブルが発生しております。また、本市でも、勝本庁舎でファクスの受信において不具合が発生をしております。このような機器については、今後、点検と訓練の頻度を上げることにより、不具合等を解消してまいります。

②災害対策本部設置運営訓練では、平成28年度訓練で、県の災害対策本部での決定事項を報道関係や県民にいかに速やかに伝達するかが課題としてございました。それ以後は、事前に佐賀県オフサイトセンターで、関係機関が参集して訓練を実施しております。

次、③緊急時モニタリング訓練では、モニタリング情報の共有システムが整備されていますが、市町レベルでの体制が十分ではなかったため、関係職員の事前研修が重点的に行われております。また、今年度は、発生時における実際のモニタリング実施のタイミングを想定して、別日程で本訓練を実施したところでございます。

次に、④原子力災害医療訓練では、避難所入り口において、避難者の身体の放射線測定、問診等を行っております。毎年、多少の混雑が出ております。これを極力抑えるためには、要員の確保と職員の対応能力の向上が必要とされておりますので、これについても事前研修を実施することにより、多くの職員が受講し、習熟度の向上に努めております。

次に、⑤避難誘導訓練では、平成28年度の福岡県への広域避難訓練は、自衛隊の大型ヘリコプターで北九州空港まで移動しております。他の空港を活用した輸送経路の多様化が課題として挙げられまして、今年度の訓練では自衛隊の飯塚駐屯地の空港を利用しております。

また、同じ平成28年度の訓練では、自衛隊のミサイル艇による避難訓練を実施予定でありましたが、海上がしけたため、安全に配慮して運航を見合わせております。この対策として、大型艦船への航空機によるピストン輸送や高速の自衛隊艦船による短時間避難等が、長崎県において検討されておるところでございます。

壱岐島内での避難では、自家用自動車による避難が原則であるため、幅員の狭い箇所の交通障害も課題として残っております。大型艦船の接岸できる港の整備や道路幅員の改良等のインフラ整備については、国、県への要望を継続して行ってまいります。

ほかに、今年度は、避難所に入る前にかっぱ類の上着を脱ぐことが徹底されていない状況がありましたので、担当する職員に原子力災害の特殊性等の理解を今後徹底させてまいる所存でございます。

また、今年度、初めて実施しました三島地区の防護施設への一時退避訓練において、避難者の方より椅子配備の声が出ておりました。このような資機材の整備や非常食、水の備蓄については、年次的に整えてまいりたいと思っております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 事細かに、ありがとうございました。

私も、議員は本部にまず見学する、その中で前回もそうだったんですが、今回ちょっと気づいたことがありました。それを皆さんも気づかれているかなということで、反省点をお聞きしたんですけど、かなりありましたよね。私たちはそういうところは見えないところなので、一番大きかったのが言われた内閣府の停電ですね。一番大もとの国がその日のときに停電するなんていうことは考えられません。しかし、現実的にあるんですよ。

私が、今回、全部じゃないですけど、住民の集合場所、文化ホールに行って、それから初山に行って、石田へ行って、石田小学校へ行って、ヘリコプターで、回ってみるとやはりわかることがあるんですね。

一番最初、本部でわかったのは、指揮官は市長になるんですかね、そのときの。市長が一番ベテランなんですよ、何回も経験されていますから。担当課は、危機管理課というのは多分かわったりしますよね。という、内閣府がどうであれ、一番現場の指揮のできる人、極端に言えば、誰でもできるぐらいのレベルに、誰でもと言ったら語弊がありますが、幹部の人たちは誰でもできるレベルにならないと、ちょっとまずいなと思いました。

市長も今は大ベテランですけど、交代されることがあるかもしれませんし、市長が交代した、危機管理課も偶然そのときに人事異動があった、本当にそのときそういう事態が起きた、パニック

クになるだけです。マニュアルがどうかとは言いませんけど、そんなのは百も承知だと思いますけど、そういう指揮体制、誰がそのポストになっても何とかできるようなことはぜひ考えていただきたいと思いました。

ほかの場所でも、市長が一番ベテランですね。市長が指示される、これはやはり問題かなと思っているんですね。トップがいなくなったときのことを考えていただきたいと。

もう一つ、ケーブルテレビというか、FMというか、放送ではよく原子力防災訓練をやっていますというふうに言われたんですけど、現実的に集合場所に行ってみると、本当に車に乗るのとか言われて、要するに重要性と、それからその人たちをお願いした、そういう思いがうまく伝わっていない部分もありました。

よかったのは、小学生が参加したことですね。小学生に、私、最後のモニタリングのかざはやに戻ってきまして、参加した小学生がちょうどバスに乗ってまして、挨拶してくれたから、バスの中からですね、どうだったと言ったら、非常に勉強になりましたという声を聞きました。小学生はあとしばらくは壱岐にいますから、そういう子供たちの防災に対する知識というのも非常に大切です。

簡単な1つ提案があります。というのは、行政無線とか何かではうるさいほど原子力防災訓練をやりますと言っているんですけど、現実的に各避難住民を運ぶバス、あるいは関係車両は、特にバスはできればバスに大きなステッカーか何か、原子力防災訓練実施中というようなものを張っていただけませんか。そうすると、住民が、やりよるばい、本当にやりよるばいという住民への意識づけになります。

バスが近くで待っているから見たら、普通のツアー客と同じような、あれではとてもじゃないけど緊張感が持てません。ぜひ、そういうところから市民に周知する、一生懸命やっている姿を見せるということも大事ではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 今、久保田議員のほうから、それぞれの避難区域等を回られて、直接感じられたことについて御助言等をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、ステッカー等で避難バス等、啓蒙啓発をあわせた形で活用したらどうかということがございます。ステッカーのサイズ等もございますけども、やる方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） ぜひ、先ほど自治基本条例もそうですけど、市民が納得する、市民に動いてもらう、市民に理解してもらうという方法というのは、ぜひ何においても考えていただきたいと。

それから、訓練の実施については、ヘリコプターで移動するところには市の職員が多かったんですね。市の職員ももちろんそういう状況に体験するのは必要ですけど、そういう例えばジェットfoilで行く人もいたでしょうし、休みの関係もあるでしょうけど、そういうところにもぜひ多くの市民を、もちろんその人の日程とか聞きながら参加をしていただきたいと。そのことで、壱岐の中で一生懸命みんなが防災訓練をやっているけど、受入先はどうかということも非常にわかってくるのではないかと考えております。

今回の健康寿命を延ばすということで、まずは健康でないといけません。健康寿命を延ばしつつ、壱岐市の発展のためには外貨を稼ぐ、交流人口の増加は絶対に必要だという質問をさせていただきまして、最後に、万が一のときに備えて、一番大切な命さえあれば出直しはきくわけですから、あつてはいけないことですけど、先ほど説明の中で言われましたように、訓練をして、頭の中に動きを覚えさせないと、ないものは出てきませんから、訓練の必要性というのは皆さん御存じだと思いますので、ぜひ訓練の中身が回を重ねるごとに充実して、万が一の日が来ないにこしたことはありませんけど、備えていただければと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、1番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 山川 忠久君） 1番、山川忠久が一般質問させていただきます。

大きな項目1項目ですので、簡潔に、しかし中身の濃い議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

幸運なことに、平成最後の一般質問登壇者の役目を仰せつかりましたので、次の時代につながるような一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず冒頭に、前回12月会議で質問をいたしましたローカルアソシエイトという、地域を超えた青年経済人の交流会の日程が決まりましたので、お知らせをいたします。

新元号となって、大型連休があるわけですが、その後の5月18日土曜日に、石田町の農村環境改善センターで開催することにいたしております。改善センターで開催する理由は、きのう、鶴瀬議員の一般質問でもありましたが、松永安左エ門記念館が改善センターの目の前にあるということも1つにはあります。激動の時代を生き抜き、日本の高度成長の礎を築いた偉人の足跡をたどる記念館、今の時代を担う青年経済人が志を高め合う場所と非常に相性がいいと思っております。

この交流会では、島外からも多くの参加を働きかけていますので、松永安左エ門をアピールするいい機会になればと思っております。

少し前置きが長くなりましたが、これから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。障害者に優しいまちづくりについて。

島内で多くの人が集まる公共施設や商業施設には、障害者が乗りおりしやすいよう、車椅子のサインが書かれた幅の広い駐車場があります。しかし、障害のあるドライバーが運転する、あるいは障害者が乗っている車のために、本来あけておくべき駐車スペースを健常者のドライバーが利用しているのが見受けられることもしばしばあります。

もちろん、外見だけでは本人がその駐車場を利用できるのに正しいかどうかということとはわからないわけですが、そうした誤解が生じないように、県の事業でパーキングパーミット制度というものがあります。障害のある方や妊娠中の方があらかじめ申請して、ルームミラーにぶら下げることのできるサインを受け取れば、そのサインを目印に優先駐車場を利用できるという制度ですが、これが現在効果があらわれているとは言えない状況ではないかと思えます。

そのようなことから、障害者に優しいまちづくりについて、以下の5つの項目について質問をします。

1つ目、現在、パーキングパーミット制度に賛同し、駐車場に標記を掲げている施設はどれほどあるのでしょうか。

2つ目、そのパーキングパーミット制度が、どれほど効果を上げているのでしょうか。

3つ目、島内の商業施設などが、これから制度を導入する予定はあるのでしょうか。

4つ目、本来、障害者のためにある駐車場が正しく使われるようにするには、この制度の構築だけではなく、市民の意識の向上が大切かと思えますが、今後、どのようにこの制度を周知していくか。

5つ目、障害者に優しいまちづくりをしていくことは、観光や移住などの潜在的なニーズを掘り起こしていくことができると考えますが、その可能性について御意見を伺いたしたいと思います。

以上5つの項目について、回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 1番、山川議員の障害者に優しいまちづくりについての質問についてお答えいたします。

パーキングパーミット制度は、長崎県では平成19年度からスタートして、壱岐市も連携して取り組んでおります。

1点目のパーキングパーミット制度に賛同し、駐車場に標記を掲げている施設はについてですが、現在、県へ登録されている市内の協力施設数は、国の機関、県立施設を初め市の公共施設、医療・福祉施設、そして商業施設等を含め34施設となっております、身障者用駐車場数としては48台分です。

2点目のパーキングパーミット制度の標記に効果は見られるのかについてですが、議員が御指摘されておりますように、健常者が利用されている場面も多く見られ、障害者が不便を強いられている事例が見受けられることについては、非常に残念で悲しいことと考えております。

この制度は、身体障害者用駐車場が本当に必要な方の駐車スペースとして確保されることはもちろんのこと、全ての人のごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会を実現していくためにも、適正な利用を推進していく必要が重要であると考えております。そのためにも、一層の制度の周知が必要となってきますので、市としましては、この制度に対する施設管理者への協力依頼とあわせまして、市民の皆様に御理解と御協力を得られるよう、広報・啓発活動を継続的に行ってまいります。

3点目の島内の商業施設などがこれから制度を導入する予定はについてですが、特に強く導入が求められ、適正な利用の推進が求められているのは、大規模な商業施設や病院等であることは全国共通の傾向と考えられます。市は、これらの施設について重点的取り組み対象施設と捉え、全面的な協力を得られるよう働きかけを行っているところでございます。

具体的には、本年2月に市内の大型商業施設20カ所の身障者用駐車場の設置状況の調査を実施しましたところ、既に整備済みを確認しました。未整備の店舗については、新たに新設のお願いと、県のパーキングパーミット制度への協力をお願いしました。いずれの店舗からも、協力的な御意見をいただいたところでございます。その後、新たに4施設が県のほうに申請中ということ聞いております。

また、小規模の商業施設についても、この制度に御協力をいただいて、身障者用駐車場がさらにふえ、全ての人のごく普通に地域で暮らせるようになることが理想であります。このようなことから、幅2.5メートルから3.5メートル程度の駐車スペースの確保が可能であれば、ぜひ設置をしていただきまして、この制度の導入を御検討いただきたいと考えております。

市の公共施設でも、駐車スペースが不十分なところもありますので、所管課と連携して取り組んでまいります。

4点目の制度の構築だけではなく、むしろ市民の意識の向上が大切と思うがということについてですが、議員が言われますように、同様に考えております。市内のある大型商業施設では、常に注意喚起の放送を独自で流されておりますけども、一向に聞いていただけない状況にありまして、いわゆる個人の問題だと思っております。

市では、適正な利用の推進のため、本年2月に自治公民館への回覧の配布や、3月の市報の掲載を行います。また、交通安全協会にも御協力を願ひまして、免許更新時のドライバー、年間約4,000人程度おられるそうですけれども、その際の広報としてお願いをしているところでございます。

さらには、有効な対応策として、実際の車椅子を利用して、駐車場でどのくらいのスペースが必要な映像を交えまして、ケーブルテレビなどを活用したり、また、小さなお子様や児童から、運転する両親や祖父母等に対して、障害者専用スペースにはとめてはいけないんだというような注意喚起をしていただけないかなという方法なども研究しているところでございます。

これからも引き続き広く周知してまいりたいと考えております。

5点目の障害者に優しいまちづくりにをしていくことについてですけれども、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されまして、同年5月には障害者総合支援法等のさらなる改正が行われるなど、障害のある人を取り巻く制度や環境が大きく変化しております。

平成30年3月策定の壱岐市障がい者福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）におきましても、障害者が地域で安心して暮らしていくことができる共生のまちづくりを推進しておりまして、さまざまな事業や施策に取り組んでいるところでございます。

そのような中、議員御指摘のとおり、障害者等に優しい福祉のまちづくりを推進していくことは市のイメージアップにもつながりますので、観光振興や移住促進、人口減少対策等に大きく寄与するものと考えております。

引き続き、みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とした第2次壱岐市地域福祉計画に基づきまして、市民一人一人が安心して暮らせる地域福祉を推進してまいります。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 御答弁いただきましたが、それだけの駐車場の数がありながら、まだまだパーキングパーミット制度の周知もできていませんし、また、制度があるといっても正しく利用されている状況でもないと思います。

御答弁のとおり、現在の状況を把握して、そしてまた導入されていない施設に関しては制度の導入を働きかけていくということ、既に動いておられますので、引き続き推進されるようお願いをします。

また、早速回覧でパーキングパーミット制度について広報していただいたようで、もっと多くの方に駐車場の利用について考えてもらう機会になればと思っております。

1点、通告はしておりませんでした。申請をしてサインをお持ちの方が何人ほどいらっしゃ

るか、わかれば数を教えていただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

○市民部長（原田憲一郎君） 利用証を交付されている方は、身体障害者のうち歩行が困難と認められる方が約100名でございます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。それだけ多くの方が困っている機会が生じるということは非常にびっくりしました。そうした実態がわかったので、実際に制度を利用している方に、いどこで駐車場が正しく利用できなかったというような記録を取っていただいて、そうした困っている人にも協力していただく体制を取って制度の浸透に役立てていただけてはと思っております。

私も、今回車椅子で生活している方にお話を伺い、車の乗り降りも見させていただく機会がありました。自分が考えている以上に大変なことだとわかりました。車椅子で乗り降りするためには、ドアを全開にしないといけないので、そうした幅を取るために優先駐車場が幅を広く取ってあるということがわかりました。

自分の目を見て、本当に困っている人がいれば、優先駐車場の利用の適正になっていくのではないかと考えています。

また、観光や移住の促進については、関係機関で協力して、そのような体制をしっかりとつくった上でアピールをして、観光や移住促進につなげていただきたいと思っています。

例を挙げますと、嬉野温泉では、こちらも観光地として非常に有名なところですが、高齢者や障害者に優しいまちづくりを推進するために、旅館など民間主導でバリアフリーの観光地をつくらうとしている動きもあります。そういった各地の動きも参考にさせていただければと思います。

質問ですが、今回、31年度当初予算にも新たに計上されている壱岐島リゾートアイランドプロジェクトでも、こうしたバリアフリーの宿泊施設整備について後押しをしていただきたいと思っています。そうした整備について計画に組み込まれているのか教えていただきたいと思っています。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの山川議員の御質問でございますが、31年度の当初予算で壱岐島リゾートプロジェクト事業ということで、宿泊施設の改修費補助金をあげております。補助金の上限が500万円、補助率2分の1と考えておまして、その中でバリアフリー化やそのほか水洗の洋式化等も改修の補助金としてあげております。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。ぜひそのような制度を活用して進めてい

ただきたいと思っています。

それから、少し視点を変えまして市民の意識の向上についてですが、こういうことは学校教育の場でも子供のうちから考える機会をつくってほしいと思っています。今回、このことについては通告をしておりませんでした。障害のある人たちとともに暮らしていく社会について、どのような教育を考えていらっしゃるか、教育長からお話を伺えたらと思っていますがいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 山川議員の突然のお尋ねになりますが、おっしゃるとおり、義務教育の中でも障害を有する子供たちの教育については力を入れております。

現在、壱岐市では、各小中学校の中でも障害を有する子供たちの特別支援学級を設置することがふえてまいりました。職員もそのための研修を積みながら、よりよい成長のために、そしてまた、それと一緒に生活をする子供たちがよりよい考え方を持って豊かな人生を送っていくということを中心に据えております。

御承知のように、虹の原特別支援学校の分教室が壱岐にできて数年、今、盈科小学校の中でその小中学部と一緒にすることによって、盈科小学校の中でも、この障害を持った子供たちに対する理解が深まり、運動会と一緒に企画して、その中で、学校生活、学校行事を立派にやり遂げていくと、そういう姿を保護者、教職員、地域の方等が共有をしながら進めています。

私もいろいろな施設に行ったときに、この駐車場優先マークがあるのに堂々とぱっと来てとめられる姿を見たりしますが、なかなかそこで注意ができる、まだ勇気が出てないなどお話を聞きながら聞いておりますし、道徳教育、道徳科という形で教科にもなりましたので、年間を通じた中で子供たちの中にもそのような意識を持たせながら、ぜひ実践に結びつく子供たちの教育に取り組んでいきたいと考えます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。ぜひそのような形で、弱い立場の人たちを思いやる気持ちを育ててほしいと思っています。

ただし、手段として、先ほど原田部長の答弁にありましたが、大人が面と向かって言えないことを子供に言わせるということは最終手段というか、そういう進め方は好ましくないと思いますので、大人も子供も関係なく、毅然とした行いをするというまちづくりを進めていただきたいと思います。

最後に市長にお答えいただきたいと思います。今回、主にパーキングパーミット制度について質問をしましたが、障害者に優しいまちづくりを考えたときに、壱岐市が推進しようとしている誰一人取り残さない社会を目指すSDGs、そして、共助の精神で市民の主体的な行動を促すま

ちづくり協議会の設置なども、このことには深いかわりがあると考えますが、それを踏まえて、障害者に優しいまちづくりについて、市長の思いを聞かせていただければと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山川議員の御質問でございますが、私が障害者に対する気持と申しますか、やはり今、まさに誰一人取り残さない、そして、地域で自分たちの課題を自分たちで解決していく、それは基本的には相手の立場になって考える、このことが最大の基本だと思っています。相手の立場になって、相手の立場に自分を置き直して考える、このことが、私は障害者の方々に対する最大の理解というか、対応ではなかろうかと思っています。

そういった気持ちをもう一度、今、山川議員から指摘をされまして、もう一度自分に言い聞かせてみたいなと思っています。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。ぜひ、きょうもいろんな角度から質問をさせていただきましたが、障害者に優しいまちづくりについて考えを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

3月13日及び14日は各常任委員会を、3月15日及び18日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

なお、14日の常任委員会については、午後1時30分開会予定です。他の委員会については、午前10時から開きます。

次の本会議は3月20日水曜日午後1時30分から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時04分散会

---

平成31年 壱岐市議会定例会 3月議会 議事録 (第6日)

議事日程 (第6号)

平成31年3月20日 午後1時30分開議

日程第1	議案第3号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第4号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第5号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第6号	壱岐市債権管理条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第7号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第8号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第9号	壱岐市立図書館条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第10号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第11号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第12号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第13号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について (青嶋公園)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第19号	友好都市の提携について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第20号	新市建設計画の一部変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第21号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第20	議案第22号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第23号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第24号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第25号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第26号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第27号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第28号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第29号	平成31年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第30号	平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第31号	平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第32号	平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第33号	平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第34号	平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第35号	平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第36号	平成31年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第37号	公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第38号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第39号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の変更について	建設部長 議案説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 可決
日程第38	議案第40号	芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）請負契約の変更について	教育次長 議案説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 可決
日程第39	同意第2号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・同意
日程第40	同意第3号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・同意

日程第41	同意第4号	沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第42	同意第5号	沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第43	同意第6号	沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第44	同意第7号	沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第45	議員派遣の件		原案のとおり決定

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君

企画振興部長	……………	本田 政明君	市民部長	……………	原田憲一郎君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	永田秀次郎君
農林水産部長	……………	井戸川由明君	教育次長	……………	堀江 敬治君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	平田恵利子君

---

午後 1 時30分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さんこんにちは。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日まで白川市長より追加議案8件を受理いたしております。

---

**日程第1. 議案第3号～日程第36. 議案第38号**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、日程第36、議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）まで、36件を一括議題とします。

本件につきましては、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長からの報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 総務文教厚生常任委員会の委員会報告をいたします。

壱岐市議会議長小金丸益明様、平成31年3月20日、総務文教厚生常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第4号壱岐市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第5号壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について、原案可決。

議案第6号壱岐市債権管理条例の制定について、原案可決。

議案第8号壱岐市税条例等の一部改正について、原案可決。

議案第9号壱岐市立図書館条例の制定について、原案可決。

議案第10号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について、原案可決。

議案第12号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、原案可決。

議案第15号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）、原案可決。

議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第25号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第26号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第30号平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第31号平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第32号平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第34号平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第6号壱岐市債権管理条例の制定について。債権回収については、全庁各課において高い意識を持つことが大切。債権の管理一元化に伴い、一部職員の負担にならないようにすること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑をすることはできませんので、申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。中田恭一産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中田 恭一君） 委員会報告を行います。

平成31年3月20日、壱岐市議会議長小金丸益明様、産業建設常任委員会委員長中田恭一。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について、原案可決。

議案第7号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。

議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）、原案可決。

議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第19号友好都市の提携について、原案可決。

議案第20号新市建設計画の一部変更について、原案可決。

議案第21号過疎地域自立促進計画（変更）の策定について、原案可決。

議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

議案第27号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第33号平成31年度壱岐市水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第35号平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）、原案可決。

議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）、原案可決。

委員会の意見としまして、議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定については、市民への周知を十分行うとともに、各地区での説明会を開催し、理解を求めること。

議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）は、指定管理者と連携をし、市民及び観光客への魅力発信に努め、来場者の拡大を図ること。

議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）、議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）は、総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、確認した引継計画に基づき、市民サービスが低下することのないよう、変更後の指定期間内に引き継ぎを行うこと。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。山内豊予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（山内 豊君） 登壇〕

○予算特別委員長（山内 豊君） 委員会報告をいたします。

平成31年3月20日、老岐市議会議長小金丸益明様、予算特別委員会委員長山内豊。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に行います。

議案第23号平成30年度老岐市一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第29号平成31年度老岐市一般会計予算、原案可決。

委員会意見として、議案第29号平成31年度老岐市一般会計予算、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費のうち、健診センター建設事業予算については、議会に対して説明を行い、議会の了解を得た上で執行すること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。  
〔予算特別委員長（山内 豊君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第3号老岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、議案第13号老岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの11件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号老岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、議案第13号老岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの11件について、一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、議案第13号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての11件は、全て可決されました。

次に、議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）から、議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまでの9件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）から、議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、9件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）から、議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまでの9件は、全て可決されました。

次に、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）から、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）から、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）から、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件は、全て可決されました。

次に、議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算から、議案第36号平成31年度壱岐市

水道事業会計予算までの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算から、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算までの8件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算から、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算までの8件は、全て可決されました。

次に、議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件は、全て可決されました。

---

### 日程第37. 議案第39号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第37、議案第39号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の変更についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案第39号及び議案第40号につきましては、担当部長等に説明をさせますので、よろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第39号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の変更について、御説明いたします。

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約を、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】。
- 2、契約の方法、随意契約、当初は制限つき一般競争入札。
- 3、変更後契約金額2億9,781万8,640円、現契約金額2億8,188万円でございますので、今回、1,593万8,640円の増額であります。
- 4、契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町柳田触131番地1、株式会社山内組代表取締役山内昇。  
提案理由でございますが、耐震改修工事建築工事において、外構工事及び内外装工事の追加等により、所要の契約変更を行うものでございます。

次のページをお開きください。参考資料といたしまして、まず外構工事の変更箇所を示しております。地下室上部の防水につきましては、地下室へ雨漏りがしていたため、追加しております。

右側の駐車場整備については、別途工事に含めるものとし、本工事から対象外にしております。

次に、2ページから4ページには、各階の追加及び変更箇所を示しております。特に階段等は劣化がひどかったため、安全面を考慮し、改修を追加しております。

5から6ページには、外壁面塗装改修工事追加箇所を示しております。当初は高圧洗浄による水洗いとしておりましたが、タイルにひび割れが多数あったことから、全面吹きつけ塗装に変更しております。

なお、本工事は市役所郷ノ浦庁舎の執務しながらの改修工事のため、一部の工事を閉庁時に行うなど、安全及び環境衛生上、作業の制限があり、工期の周期を3カ月ほど延ばしまして、平成31年5月31日までとしております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第39号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の変更については、原案どおり可決されました。

---

### 日程第38. 議案第40号

○議長（小金丸益明君） 日程第38、議案第40号芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）請負契約の変更についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第40号について御説明をいたします。

芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）請負契約の変更について。芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

契約の目的、芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）、契約の方法、随意契約、変更後の契約金額、2億3,579万8,560円で、467万8,560円の増額であります。

契約の相手方、壱岐市芦辺町芦辺浦692番地、株式会社吉川建設、代表取締役吉川治輝。

提案理由は、屋根鉄骨塗装、屋外フェンス設置及び排水改修工事の追加により、所要の変更契約を行うものでございます。

変更契約の主なものは、屋根鉄骨塗装で、天井部分は屋根の躯体がむき出しになっておりまして、当初設計ではさびどめ塗装のみでございましたが、防さびも含めた白塗り塗装仕上げに変更しております。

参考までに次のページには屋外整備工事の変更図面と屋根の伏図を添付しております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第40号芦辺小学校屋内運動場改築工事（建築主体）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第39. 同意第2号～日程第40. 同意第3号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第39、同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について及び日程第40、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員松嶋賀代子氏が本年5月19日をもって任期満了となるので、上川久美子氏を壱岐市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、参考として添付しております略歴を御参照願います。

次に、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員中原正博氏が本年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

同氏の経歴につきましては、参考として添付しております略歴を御参照願います。

以上、2件の同意案件につきまして、御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお

願ひ申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、2件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号及び同意第3号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号及び同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第2号及び同意第3号の2件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号及び同意第3号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行ひます。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について及び同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命についての2件は、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第41. 同意第4号～議案第44号. 同意第7号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第41、同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第44、同意第7号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員松本陽治氏が本年5月18日をもって任期満了と

なるので、後任として後藤満雄氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

続きまして、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員植村茂氏が本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

続きまして、同意第6号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員小畑英治氏が本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

続きまして、同意第7号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員山川英敏氏が本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

以上、4件の同意議案に対しまして、御審議賜りまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、4件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第4号から同意第7号の4件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号から同意第7号の4件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第4号から同意第7号までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第4号から同意第7号までの4件を一括採決します。この採決は起立によって行います。同意第4号から同意第7号までの4件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、同意第7号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第45. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第45、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長（小金丸益明君） ここで白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、3月5日から本日まで16日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議の上、全議案を可決賜り厚くお礼を申し上げます。

賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、次年度の市政の重要事項等につきましては、施政方針において申し述べましたが、まず災害復旧事業について、全力で取り組んでまいります。

次に、本市が抱える人口減少や高齢化等を初めとする諸課題に対し、壱岐市の将来を見据えた各種事業を展開してまいります。

子育て支援と就学前の教育及び保育の充実を図るため、今年度整備をいたしました石田こども園について、今月28日に新園舎の内覧会を行い、4月1日から開園いたします。

既存の保育施設と新しい園舎を活用して、待機児童の解消に向けて取り組むとともに、子育てに関する相談活動や親子のつどいの場の提供、園庭解放などにより、地域の子育て支援の充実を図ってまいります。

さて、昨年秋に創刊号が発売された雑誌COZIKIの第2弾が4月下旬に発売予定となっております。これは昨年3月にスタートいたしました官民協働での古事記をテーマとした漫画とアートプロジェクト、COZIKIプロジェクトによる事業であり、手塚プロダクションの手塚るみ子氏にも参加をいただくなど、大変著名な漫画家、アーティストの皆様が壱岐に御来島いただくことで、新たな作品を制作いただいております。

また、手塚るみ子氏初め参加アーティストの皆様からは、今後の展開についてもさまざまな御提案をいただいております。今後多くの漫画家、アーティストに参画いただき、漫画の生まれる島壱岐と言われるような、ファンを呼び込む仕組みになっていくものと期待をいたしております。

また、昨年12月に可決成立した自治基本条例の具現化のため、本市本3月会議において可決いただきました壱岐市まちづくり協議会設置条例に基づき、本年4月からは各小学校区単位で新しいコミュニティ、まちづくり協議会を編成していただき、平成29年度から導入した地域担当職員制度の活用とあわせ、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

今後説明会の開催等により周知を図り、市民の皆様が主体となる協働のまちづくりを進めてまいりますので、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

6月4日から5日にかけて九州地方知事会議及び九州地域戦略会議が本市で開催されます。本会議は、各県持ち回りで行われておりますが、今の形となつてからは、県内初の離島開催となります。

各県知事を初め、九州の経済団体の役員、報道関係者等約150名の皆様が来島されますので、おもてなしの心で対応するとともに、絶好のPRの場と捉え、壱岐の魅力を存分に発信したいと考えております。

このほかSDGs未来都市、自治体モデル事業、Ik i—B i z、ふるさと商社、テレワークなど、現在進行形で行っている島内外の民間企業等と連携した取り組みをさらに加速させてまいります。

平成の時代も残りわずかとなり、5月1日からはいよいよ新しい元号の時代がスタートいたします。有人国境離島法という大きな後ろ盾を十二分に活用して、市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、さらなる熱意をもって市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成31年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午後2時13分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 山内 豊

署名議員 植村 圭司

## 議 員 派 遣 に つ い て

平成31年3月20日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会平成31年第1回定例会

- (1) 目 的 第1回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 平成31年3月26日～27日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 赤木 貴尚、市山 繁